

新たな過疎対策に向けて
～持続可能な低密度地域社会の実現～
(中間的整理)

平成 31 年 4 月 5 日

過疎問題懇談会

目次

1	検討の経緯	3
2	過疎地域の現況と課題	5
(1)	過疎関係市町村の状況	5
(2)	過疎対策の経緯	6
①	過疎地域対策緊急措置法（昭和45年制定）	6
②	過疎地域振興特別措置法（昭和55年制定）	6
③	過疎地域活性化特別措置法（平成2年制定）	6
④	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年制定）	7
(3)	これまでの過疎対策の成果と課題	8
①	人口減少と少子高齢化	8
②	産業振興	10
③	交通の確保	14
④	情報通信基盤の整備・利活用	16
⑤	生活環境の確保	17
⑥	医療・福祉の確保	18
⑦	教育の振興	20
⑧	集落の存続・活性化	21
⑨	市町村の財政状況	23
3	過疎地域を取り巻く環境の変化	25
(1)	過疎地域を取り巻く課題の展望	25
①	人口減少社会の到来、加速する過疎地域の人口減少・少子高齢化	25
②	担い手不足の深刻化	27
③	公共施設等の老朽化・統廃合等	28
④	農地、森林、住まい等の管理	29
(2)	過疎地域の課題の克服に向けた新たな兆し	31
①	新しい人の流れ	31
②	しごとづくりの新たな展開	34
③	持続可能な集落づくりのための新しい組織とネットワーク	35
④	SDGsの取組の広がり	37
⑤	Society5.0の可能性	38
⑥	市町村間の広域連携と都道府県による補完	39
⑦	農地、森林の保全のための新たな法制度	40
⑧	過疎地域の実情を踏まえた規制（技術的基準）の見直し	41

4	今後の過疎対策のあり方・方向性	42
(1)	過疎地域の役割と過疎対策の必要性	42
①	国民のライフスタイルの大きな変化	42
②	過疎地域の役割	42
③	過疎対策の必要性	43
(2)	新たな過疎対策の理念	44
(3)	過疎対策の対象地域のあり方	46
(4)	新たな過疎対策の施策の視点	47
①	産業振興における「個性を生かした内発的發展」の重視（働く場の確保）	47
②	革新的な技術も活用した「格差是正」の継続（生活支援サービスの確保）	47
③	集落における地域運営組織と集落ネットワーク圏（小さな拠点）の推進（生活支援サービスの確保）	48
④	地域住民等の「参画」と「育成」の推進（担い手の確保）	48
⑤	各分野における「交流」の推進（担い手、働く場、生活支援サービス共通）	48
(5)	支援制度のあり方	50
①	過疎地域自立促進市町村計画	50
②	国庫補助	50
③	過疎対策事業債	51
④	規制（技術的基準）の見直し	51
⑤	税制措置	51
⑥	金融措置	51
⑦	代行制度など都道府県の役割	51
⑧	その他	52

1 検討の経緯

当懇談会は、現行の過疎地域自立促進特別措置法が2021年3月末までを適用期限としていることから、過疎対策の実施状況の検証を行うとともに、新たな過疎対策のあり方について検討を進めてきた。その検討経過は次のとおりである。

平成29年度

第1回 平成29年7月18日

過疎対策の現状と課題、地方創生をめぐる現状と課題について意見交換

第2回 平成29年10月2日

福祉・医療、教育について意見交換

第3回 平成29年12月13日

国土計画、地域公共交通、移住・交流、情報通信環境等について意見交換

第4回 平成30年2月7日

農林水産業について意見交換

※このほか、高知県、北海道、島根県の現地視察を実施

平成30年度

第1回 平成30年8月6日

予算・金融・税制措置等、委員プレゼンテーションについて意見交換

第2回 平成30年9月10日

都道府県による代行整備制度、委員プレゼンテーションについて意見交換

第3回 平成30年11月5日

過疎対策実施状況調査、過疎対策事業債、委員プレゼンテーションについて意見交換

第4回 平成30年12月5日

海外調査、委員プレゼンテーションについて意見交換

第5回 平成31年1月23日

過疎地域の社会的価値等、委員プレゼンテーションについて意見交換

第6回 平成31年3月7日

中間的整理等について意見交換

※このほか、奈良県、山形県、長野県の現地視察を実施

以上の経過を踏まえ、今回、これまでの懇談会における議論・主な意見について中間的整理を行った。

当懇談会としては、今後、さらに検討を深め、2020年度前半を目途に、新たな過疎対策の理念、対象地域のあり方、施策の視点、支援制度のあり方等について提言を行う予定である。

2 過疎地域の現況と課題

(1) 過疎関係市町村の状況

過疎関係市町村¹は、全都道府県内に 817 団体あり、全市町村の約 5 割となっている。過疎地域の人口は全国の約 1 割、面積は全国の約 6 割を占めている。【図表 1】

さらに、一部過疎を除く過疎地域は、林野率が約 8 割と全国平均よりも高く、可住地率が約 1 割と全国平均よりも低い。【図表 2】

【図表 1 過疎関係市町村の団体数、人口、面積の推移】

	市町村数			人口 (人)			面積 (km ²)		
	過疎地域(A)	全国(B)	A/B(%)	過疎地域(C)	全国(D)	C/D(%)	過疎地域(E)	全国(F)	E/F(%)
昭和45年5月1日 (緊急措置法施行)	776	3,340	23.2	6,867,964	99,209,137	6.9	102,023.04	372,165.57	27.4
昭和55年4月1日 (振興特別措置法施行)	1,119	3,256	34.4	8,463,023	111,939,643	7.6	166,302.82	377,534.99	44.0
平成2年4月1日 (活性化特別措置法施行)	1,443	3,246	44.5	7,859,466	121,048,923	6.5	170,101.26	377,737.11	45.0
平成12年4月1日 (自立促進特別措置法施行)	1,171	3,230	36.3	7,536,465	125,570,246	6.0	180,337.46	377,829.41	47.7
平成22年4月1日 (自立促進特別措置法延長)	776	1,728	44.9	11,237,434	127,767,994	8.8	216,476.66	377,853.76	57.3
平成30年4月1日 (現在)	817	1,719	47.5	10,878,661	127,094,745	8.6	225,467.94	377,970.75	59.7

(備考) 1 東京都特別区は 1 団体として計上。

2 昭和 45 年 5 月 1 日時点の数値は、昭和 40 年国勢調査（沖縄における国勢調査含む）による。（ただし、沖縄の面積については、国土地理院「昭和 45 年全国都道府県市区町村別調別表に記載の、昭和 10 年内閣統計局の調査結果等の数値を使用。）

3 昭和 55 年 4 月 1 日時点の数値は、昭和 50 年国勢調査結果による。

4 平成 2 年 4 月 1 日時点の数値は、昭和 60 年国勢調査結果による。（ただし、面積については、集計可能な形式でデータが公開されていないため、平成 2 年国勢調査の結果を使用している。）

5 平成 12 年 4 月 1 日時点の数値は、平成 7 年国勢調査結果による。

6 平成 22 年 4 月 1 日時点の数値は、平成 17 年国勢調査結果による。

7 平成 30 年 4 月 1 日時点の数値は、平成 27 年国勢調査結果による。

¹ 過疎関係市町村として、全域が過疎地域となる市町村（いわゆる「全部過疎」）、合併特例制度によって、全域を過疎地域とみなす市町村（いわゆる「みなし過疎」）、合併前に過疎地域であった旧市町村のみを過疎地域とみなす市町村（いわゆる「一部過疎」）がある。

【図表2 林野面積と可住地面積】

(単位：km²、%)

区 分	総面積 a	林野面積 b	可住地面積 c	林野率 b/a	可住地率 c/a
過疎地域	194,634	149,689	19,877	76.9	10.2
非過疎地域	183,337	98,334	46,971	53.6	25.6
全 国	377,971	248,023	66,848	65.6	17.7

- (備考) 1 総面積は平成27年国勢調査による。
 2 林野面積は農林水産省「2015年農林業センサス」による。
 3 可住地面積は総務省「平成29年度固定資産の価格等の概要調査」による。なお、可住地面積とは、田、畑及び宅地の評価総地積の合計である。
 4 過疎地域は平成30年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。非過疎地域は一部過疎市町村を含む。

(2) 過疎対策の経緯

① 過疎地域対策緊急措置法(昭和45年制定)

我が国の高度経済成長に伴い、都市地域に向けて若者を中心として大きな人口移動が起こり、都市地域においては、人口の集中による過密問題が発生する一方で、農山漁村地域では住民の過度の減少により地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障が生ずる、いわゆる過疎問題が発生した。

当初の過疎法は、年率にして2%を超える著しい人口減少による地域社会の崩壊に対して、住民生活のナショナルミニマムを確保し、地域間の格差是正に資する措置を講ずることで、人口の過度の減少防止と地域社会の基盤強化を図るものであった。

② 過疎地域振興特別措置法(昭和55年制定)

昭和50年代に入り、第2次産業から第3次産業へと産業構造が高度化する過程で、我が国経済全体は緩やかに成長を続け、技術進歩に伴う情報格差の是正が進みつつあるにもかかわらず、過疎地域においては基盤整備の遅れなど諸条件が不利であるために、市場経済発展の波に乗ることができず、多くの場合基幹産業としていた第1次産業の衰退とともに、率こそ小幅になったものの若者を中心とした人口流出が続いた。

このため、人口が著しく減少したことにより、地域社会の機能が低下し、生活水準及び生産機能が他の地域に比較して低位にあることが過疎地域の課題として捉えられ、高齢化対策などに重点を移しながら地域の振興を支援する施策を講じることとされた。

③ 過疎地域活性化特別措置法(平成2年制定)

我が国の経済社会が成熟する中で、各種基盤の整備は進展したものの、過疎地域住民の誇りや意欲が減退し、「心の過疎」が問題となった。また、人口流出

の結果として生じた著しい高齢化や若者の減少などにより地域社会の活力が失われた状態自体が問題として捉えられるに至った。

こうした問題の克服をも念頭に、産業経済振興対策に重点を置いて、伝統文化や自然環境などの地域資源を有する過疎地域の潜在的可能性の具現化による地域の活性化を支援する施策を講じることとされた。

④ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年制定）

21 世紀へ向けて時代潮流が大きく変化する中で、ナショナルミニマムとしての「安心・安全な暮らしの確保」という考え方に加えて、多様で美しく風格ある国づくりへの寄与、国民が新しい生活様式を実現できる場としての役割及び長寿高齢社会の先駆けとしての役割など、21 世紀における全国的な視野に立った過疎地域の新しい価値・意義に着目する考え方が生じた。

そこで、通信体系の充実や地域文化の振興など過疎地域の新たな課題への対処を盛り込みつつ、美しく風格ある国土の形成に寄与すべく、過疎地域がそれぞれの個性を発揮できるよう支援するための施策を講じることとされた。

過疎地域自立促進特別措置法は、当初、平成 22 年 3 月末を適用期限としていたが、平成 22 年 3 月に過疎対策事業債（ソフト事業）の新設や平成 28 年 3 月末までの適用期限延長等を内容とする改正が行われ、平成 24 年 6 月には、東日本大震災の影響を踏まえ、さらに平成 33 年 3 月末までの適用期限延長を内容とする改正が行われた。²

² 参考資料「過疎地域自立促進特別措置法と過去の過疎 3 法の概要図」P55、56

(3) これまでの過疎対策の成果と課題

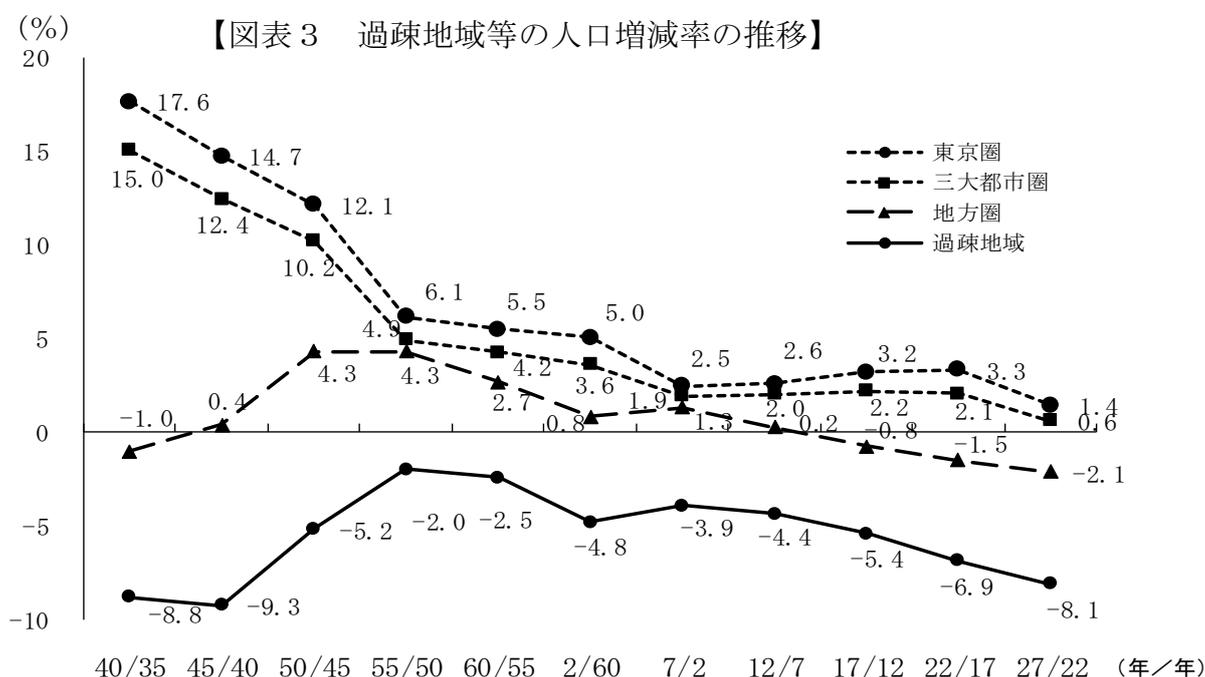
これまでの過疎対策は、産業の振興、交通・情報通信・生活環境・福祉等の施設整備、無医地区の縮減、教育の機会の確保等に一定の成果をあげてきた。

しかしながら、過疎地域の人口減少は加速しており、高齢者比率の増加、若年者比率の減少が続いている。このような人口構造の変化を背景として、デマンドバスなどによる生活交通の確保、医師の確保、小規模校におけるきめ細かな教育、地域文化の担い手の確保等の課題が生じており、平成 22 年の法改正により導入された過疎対策事業債（ソフト事業）等を活用した対策が進められている。

① 人口減少と少子高齢化

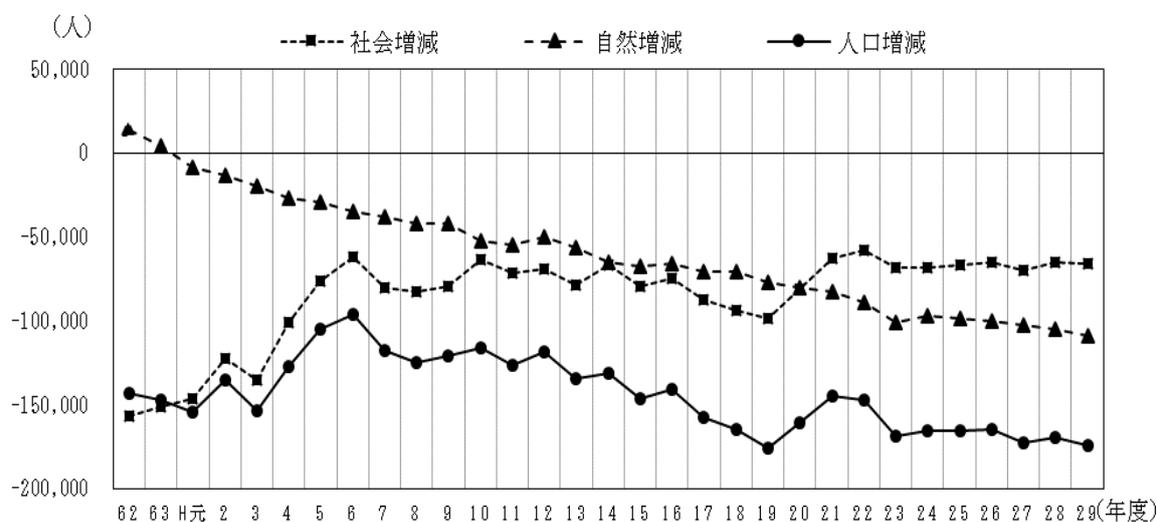
過疎地域の人口減少率は、昭和 35 年から昭和 45 年にかけて著しく、その後、昭和 50 年から昭和 60 年には鈍化し、昭和 60 年から平成 27 年にかけて再び上昇している。近年の人口減少率の上昇の背景には、社会減がおおむね横ばいで推移する中、少子高齢化に伴い自然減が増加していることがある。【図表 3、4】

過疎地域の高齢者比率は上昇を続けており、全国との差は拡大している。また、過疎地域の若年者比率は低下を続けている。【図表 5】



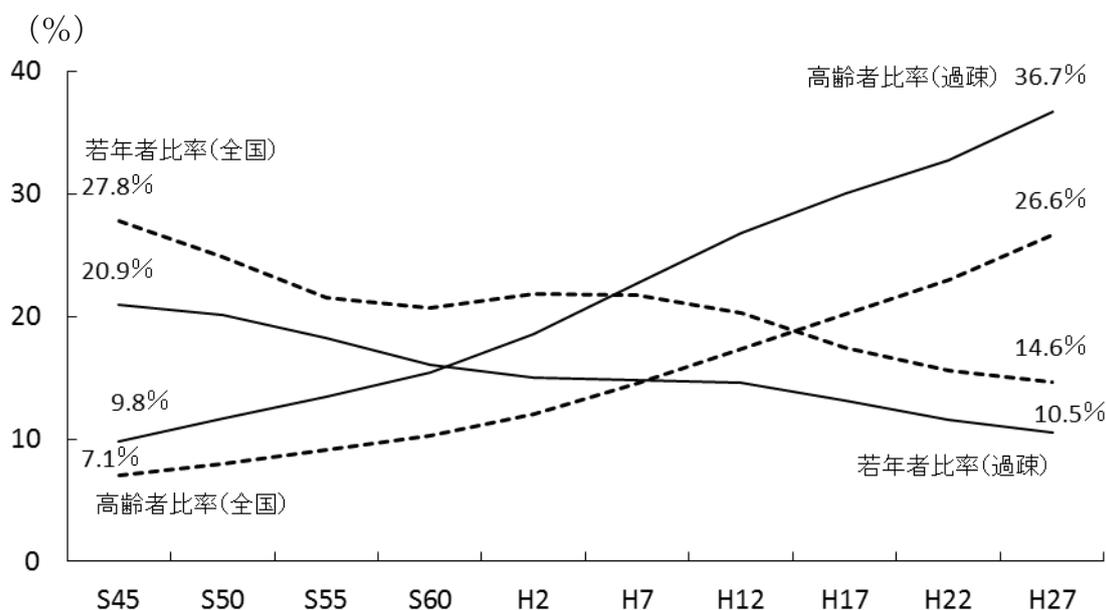
- (備考) 1 国勢調査による。
 2 過疎地域は、平成 30 年 4 月 1 日現在。
 3 三大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、大阪圏（京都府、大阪府及び兵庫県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県）をいい、地方圏とは三大都市圏以外の区域をいう。

【図表4 過疎地域における人口増減（社会増減と自然増減）の推移】



(備考) 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。
 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、データの取得ができない一部過疎地域を含まない。

【図表5 高齢者比率及び若年者比率の推移】



(備考) 1 国勢調査による。
 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
 3 高齢者比率、若年者比率とも加重平均である。
 4 高齢者は65歳以上、若年者は15歳以上30歳未満である。

② 産業振興

産業構造の変化により、過疎地域の第1次産業就業者は大きく減少し、現在では、第2次、第3次産業就業者が8割以上を占めている。【図表6】

農業については、基盤整備や生産体制の強化、6次産業化等が進められたこと等により、過疎地域等の中山間地域の1経営体当たり農業所得は増加しているが、依然として全国との格差がある。【図表7】なお、全国の林業産出額は、近年、増加傾向にある。【図表8】

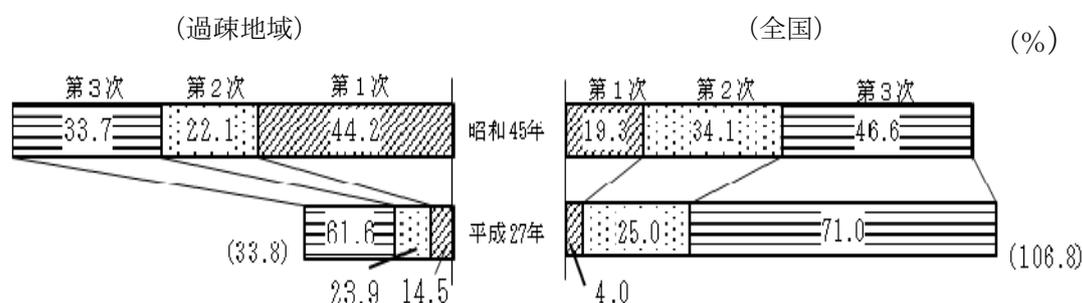
製造業については、生産性の向上等により、過疎地域の従業者1人当たり製造品出荷額は増加しているが、依然として全国との格差がある。【図表9】

観光業については、過疎地域の入込観光客数は昭和60年以降着実に増加している。【図表10】訪日外国人宿泊者数の伸びを三大都市圏と地方圏で比較すると、近年は地方圏の伸びが上回っている。【図表11】

企業立地数については、近年増加しており、特に非製造業が増加している。【図表12】

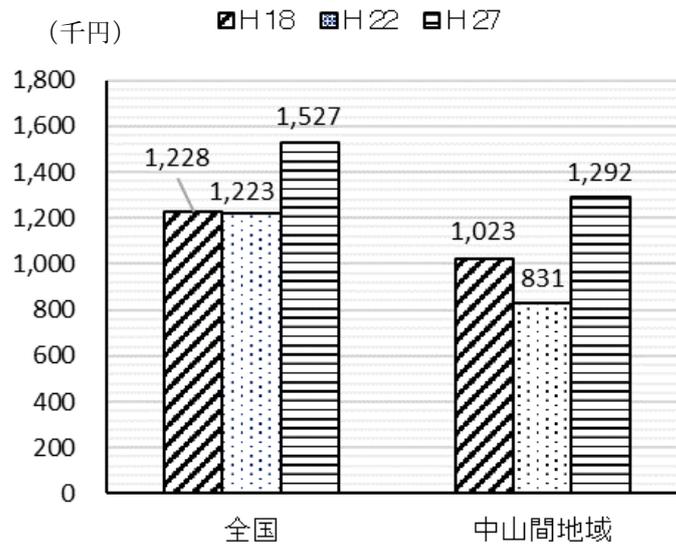
それぞれの産業分野において、小ロットでも付加価値を生む地域産品の開発、農家民泊等の自然環境を生かした体験型観光商品の開発、再生可能エネルギーの活用等の取組が広がっている。

【図表6 産業別就業人口及び構成割合の変動状況】



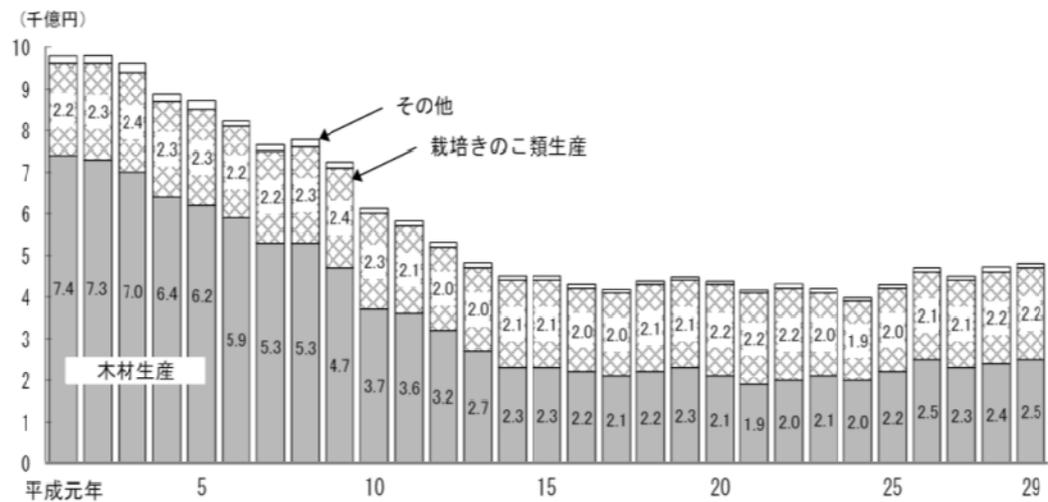
- (備考) 1 国勢調査による。
 2 () は昭和45年の就業人口を100とした時の指数。
 3 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。
 4 総数には分類不能産業を含まない。

【図表7 1経営体当たり農業所得】



- (備考) 1 農林水産省「農業経営統計調査」による。
 2 「中山間地域」は農林統計上用いられている地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地を合わせた地域を指す。

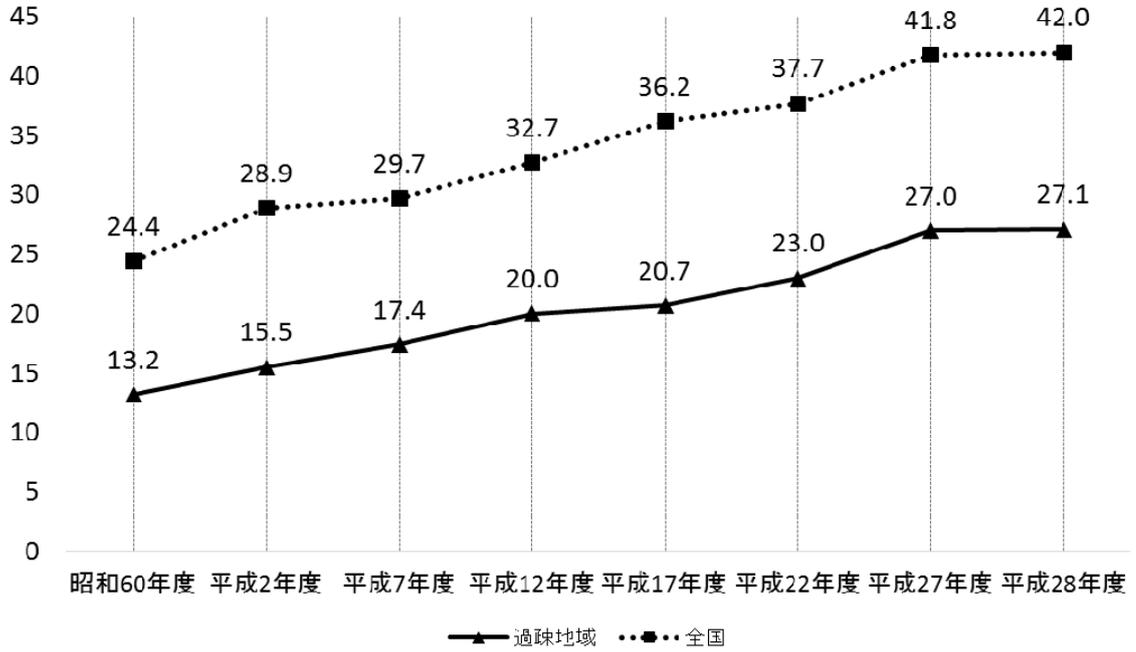
【図表8 林業産出額の推移（全国）】



- (備考) 1 農林水産省「平成29年林業産出額」による。
 2 林業産出額とは、国内における林業生産活動によって生み出される木材、栽培きのこ類、薪炭等の生産額の合計である。

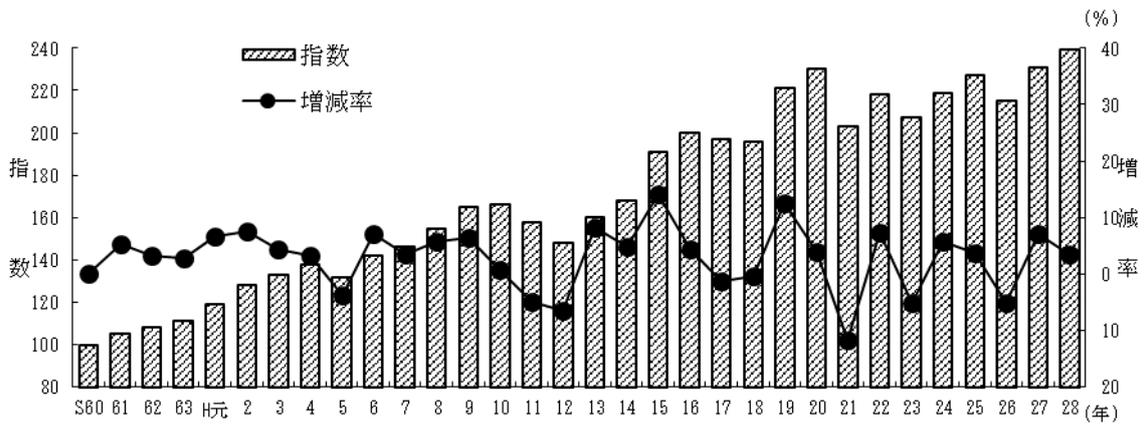
(百万円)

【図表9 従業者1人当たり製造品出荷額】



- (備考) 1 経済産業省「工業統計調査」及び総務省・経済産業省「経済センサス」による。
2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
3 従業員4人以上の事業所について集計。

【図表10 過疎地域の入込観光客数の推移】



- (備考) 1 総務省調べによる。
2 各年の指数は、昭和60年の入込客数を100とした時の指数。

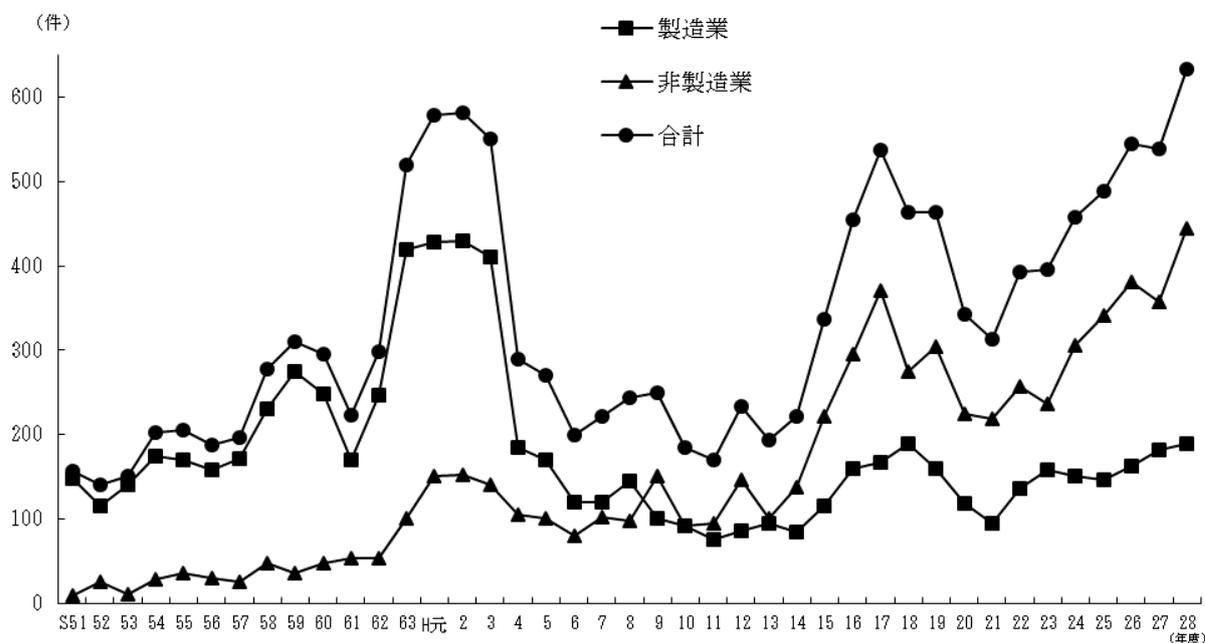
【図表 11】 三大都市圏及び地方部における外国人延べ宿泊者数比較

(単位：万人泊 (カッコ内はシェア))

	H25	H26	H27	H28	H29
三大都市圏	2,164 (64.6%)	2,907 (64.9%)	4,047 (61.7%)	4,186 (60.3%)	4,703 (59.0%)
地方圏	1,186 (35.4%)	1,535 (35.1%)	2,514 (38.3%)	2,753 (39.7%)	3,266 (41.0%)

(備考) 観光庁「宿泊旅行統計調査」による。

【図表 12 過疎地域における企業立地数の推移】



(備考) 1 総務省調べによる。

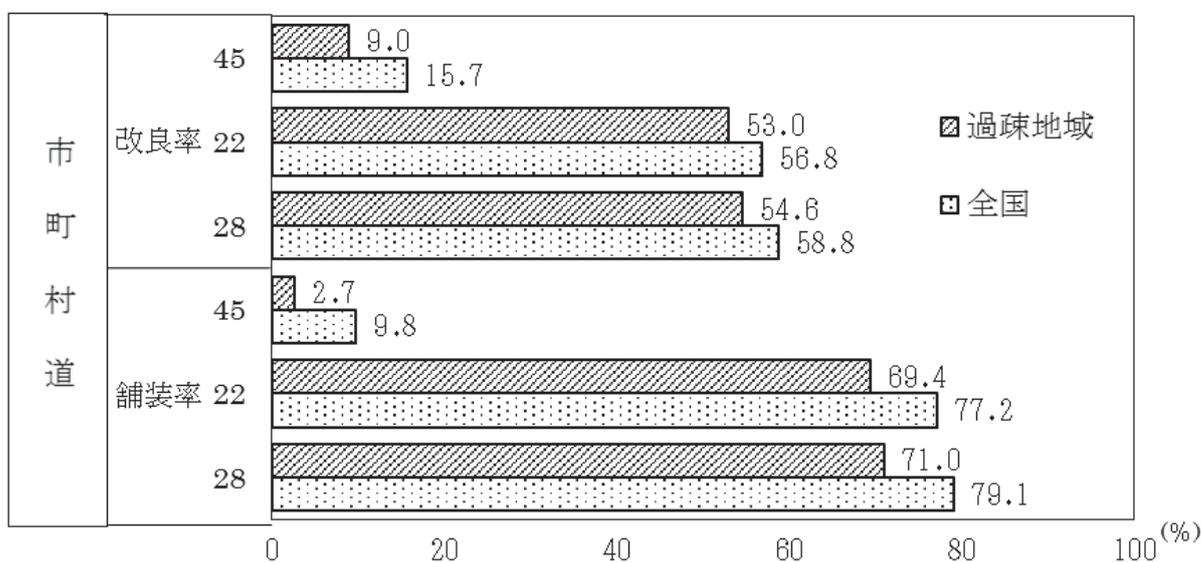
2 調査対象は、操業又は営業を目的として年度内に用地取得した (借地を含む。) 企業又は事業所である (未操業及び常用雇用者のないものを除く)。

③ 交通の確保

市町村道の整備水準は着実に改善しているが、全国平均と比べるとなお格差は残されている状況にある。【図表 13】

また、人口減少等による採算性の悪化を受けて一般路線バスの路線数の減少や地方部の鉄軌道路線の廃止がなされているところもある。各地域で地域鉄道の設備投資等への補助、路線バスへの補助やデマンド型乗合タクシーの運行、自家用有償旅客運送制度の活用、広域的な交通対策の検討が進められているが、対策に伴う財政負担等が課題となっている³。【図表 14】

【図表 13 市町村道の整備状況】

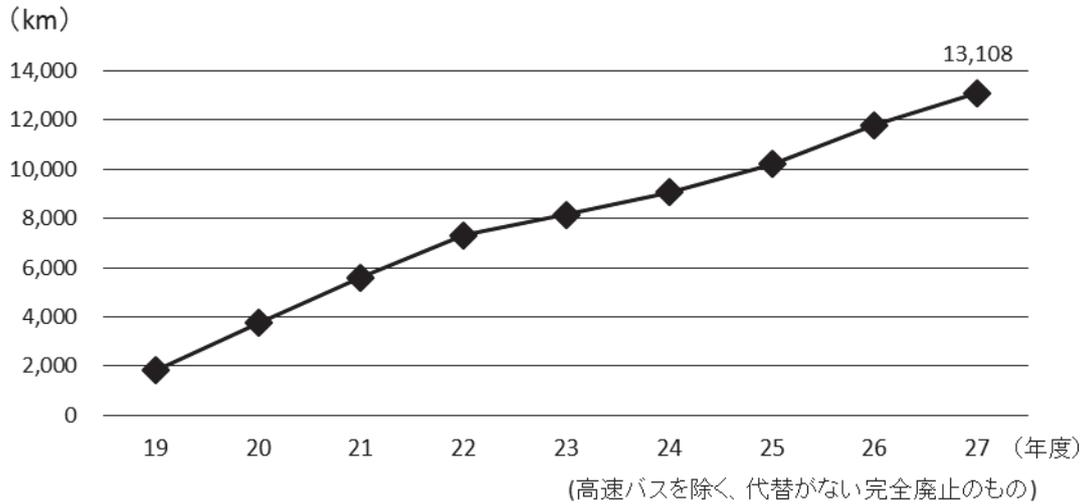


- (備考) 1 平成 17 年度までのデータは、総務省「公共施設状況調査」等による。平成 22 年度以降の「改良率」及び「舗装率」のデータは国土交通省の資料を基に総務省が作成したものである。
- 2 過疎地域は、平成 30 年 4 月 1 日現在である。平成 17 年度については、一部過疎地域のうちデータが取得できない 286 区域を過疎地域から除いている。また、平成 22 年度以降のデータは一部過疎地域を含まない。

³ 参考資料「過疎関係市町村及び都道府県における過疎対策の実施状況調査結果」P67

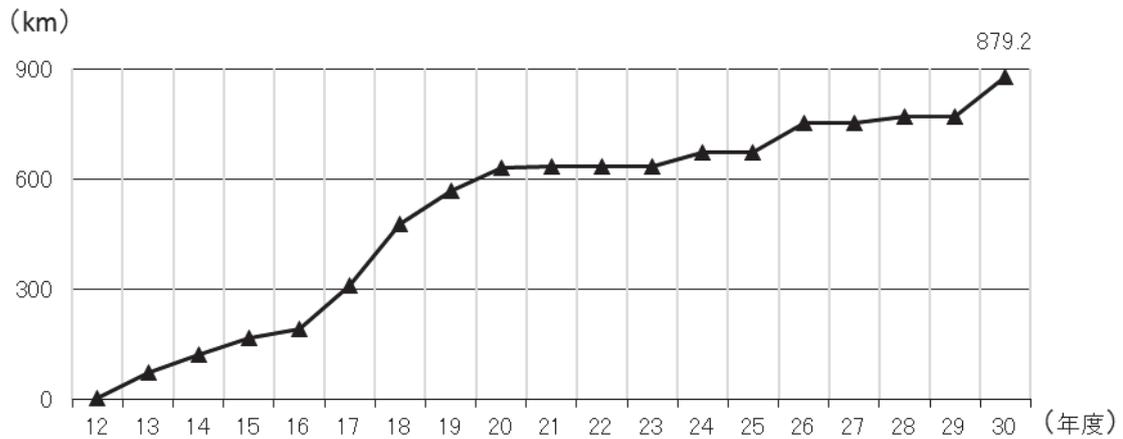
【図表 14 乗合バスと鉄軌道路線の廃止状況】

○全国の乗合バスの廃止路線キロ数（累計）



(備考) 国土交通省提供資料から

○全国の鉄軌道の廃止路線長（累計）



(備考) 国土交通省提供資料から

④ 情報通信基盤の整備・利活用

情報通信基盤については、携帯電話サービスエリアカバー率、超高速ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率は高い水準にまで整備されてきたが、未整備地域のほとんどは過疎地域である。携帯電話サービスや超高速ブロードバンドサービスは、もはや国民生活に欠かせない基礎的なインフラであり、過疎地域への移住・定住を促進するためにも未整備地域の早期解消が必要である。さらに、今後、5G⁴導入のための特定基地局の整備が全国的に進められることとなるが、過疎地域においても着実に整備を進めていく必要がある。【図表 15】

加えて、過疎地域においては、情報通信基盤施設の整備・更新・維持のための財政負担等が課題となっている⁵。

農林水産業、観光、医療、教育等の様々な分野において、ICT・IoT を活用した取組が進められているが一部の地域の取組にとどまっている。

【図表 15 携帯電話サービスエリアカバー率、超高速ブロードバンド（BB）の整備状況】

区分	携帯電話サービスエリアカバー率（夜間人口ベース）	超高速 BB サービスエリア（移動系）の世帯カバー率	超高速 BB サービスエリア（固定系）の世帯カバー率
過疎地域	99.89%	99.35%	96.64%
全国	99.99%	99.80%	98.99%

- (備考)
- 1 総務省調べによる。
 - 2 過疎地域は、平成 30 年 4 月 1 日現在。
 - 3 携帯電話のサービスエリアカバー率は平成 30 年 3 月末時点。
 - 4 超高速ブロードバンド（移動系、固定系）のサービスエリアカバー率は平成 29 年 3 月末時点。
 - 5 「移動系」は LTE, BWA、「固定系」は FTTH, 下り 30Mbps 以上の CATV インターネット及び FWA。

⁴ 5G とは、「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」を特徴とする第 5 世代移動通信システムのことである。

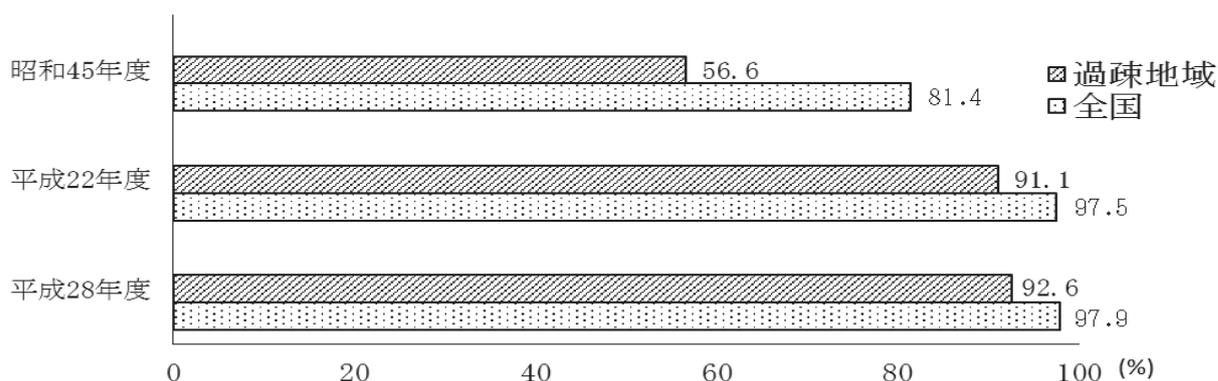
⁵ 参考資料「過疎関係市町村及び都道府県における過疎対策の実施状況調査結果」P68

⑤ 生活環境の確保

これまでの過疎対策により、水道、下水道等の施設整備は着実に進んできた。しかしながら、水道、下水道事業は、人口減少による収入減と施設の老朽化により厳しい経営環境となっており、持続可能な経営の確保が課題となっている。

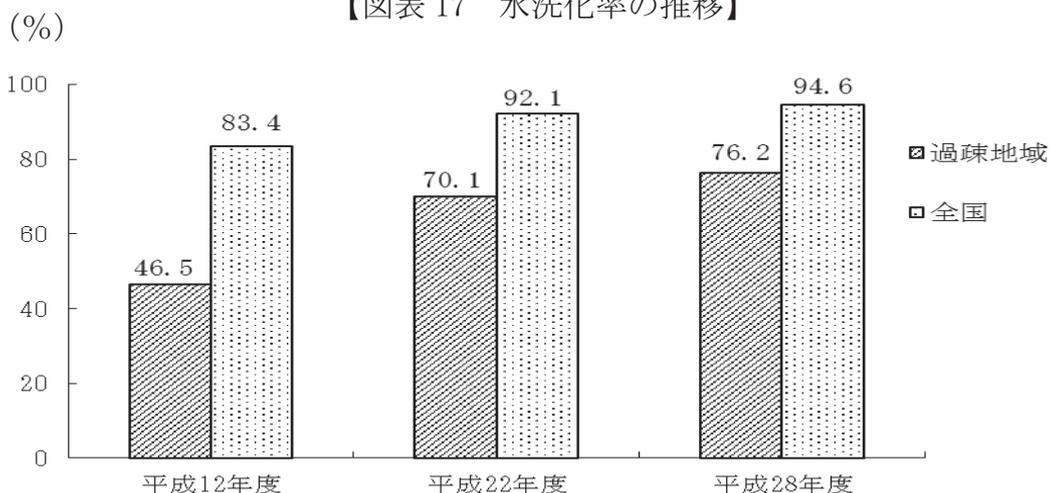
【図表 16、17】

【図表 16 水道普及率の推移】



- (備考) 1 昭和 45 年度は、総務省「公共施設状況調査」等による。
 2 平成 22 年度以降は、日本水道協会「水道統計」によるものであり、一部過疎地域を除いている。また、水道普及率には専用水道を含む。
 3 過疎地域は、平成 30 年 4 月 1 日現在。

【図表 17 水洗化率の推移】



- (備考) 1 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」による。
 2 過疎地域は、平成 30 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域を含まない。

⑥ 医療・福祉の確保

医療については、無医地区数は昭和53年と比較して半減したが、いまだ多くの無医地区が存在している。また、小児科医や眼科医、耳鼻いんこう科医、産婦人科医をはじめとした医師の確保や医療機関の広域連携が課題となっている⁶。

【図表 18、19】

高齢者福祉については、高齢者福祉施設の整備は着実に進んできたが、近年、介護人材等の確保、高齢者の交通手段の確保が課題となっている⁷。【図表 20】

【図表 18 無医地区の状況】

(単位：箇所、%)

区分		昭和	平成	平成	平成	S53
		53年	6年	16年	26年	～H26
		10月	9月	12月	10月	増減率
過疎	無医地区数	1,168	725	621	574	△ 50.9
市町村	無医地区を有する市町村数	555	389	312	219	△ 60.5
非過疎	無医地区数	582	272	165	63	△ 89.2
市町村	無医地区を有する市町村数	323	156	97	37	△ 88.5

(備考) 1 厚生労働省「無医地区等調査」による。

2 平成26年の過疎地域は、平成30年4月1日現在。

※無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区をいう。

【図表 19 主な専門科別医師】

(単位：人)

	総数	内科	小児科	外科	眼科	耳鼻いんこう科	産婦人科・産科	臨床研修医	その他
過疎地域	15,076	7,108	667	1,563	520	307	428	391	4,092
人口1万人当たり	15.4	7.3	0.7	1.6	0.5	0.3	0.4	0.4	4.2
全国	315,506	114,602	17,415	27,647	13,683	9,627	11,732	17,316	103,484
人口1万人当たり	24.8	9.0	1.4	2.2	1.1	0.8	0.9	1.4	8.1

(備考) 1 厚生労働省「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」による。

2 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域は含まない。

3 「内科」は、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、神経内科、糖尿病内科、血液内科を含む。

4 「外科」は、循環器外科、心臓血管外科、乳腺外科、気管食道外科、消化器外科を含む。

5 「その他」は、上記表の診療科目に属さないもの全てを含む。

⁶ 参考資料「過疎関係市町村及び都道府県における過疎対策の実施状況調査結果」P66

⁷ 参考資料「過疎関係市町村及び都道府県における過疎対策の実施状況調査結果」P67

【図表 20 65 歳以上人口 1 万人に対しての高齢者福祉施設の整備状況（定員）】

(単位：人)

区 分	平成12年		平成22年		平成28年		12→28 増減率	
	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
特別養護老人ホーム	151	89	169	121	186	146	23.2	64.0
養護老人ホーム	40	20	38	17	38	19	-5.0	-5.0
軽費老人ホーム	16	18	24	21	25	27	56.3	50.0
介護老人保健施設	91	70	106	92	114	102	25.3	45.7

(備考) 1 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」及び「社会福祉施設等調査」による。

2 65 歳以上の人口は国勢調査による。

3 過疎地域は平成 30 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域を含まない。

⑦ 教育の振興

教育については、高等学校進学率の全国との差は解消している。大学等進学率は上昇しているものの全国との格差は拡大している。また、学校の統廃合に伴う課題への対応、学校施設の老朽化対策、小規模校におけるきめ細かな教育支援などが課題となっている⁸。【図表 21、22】

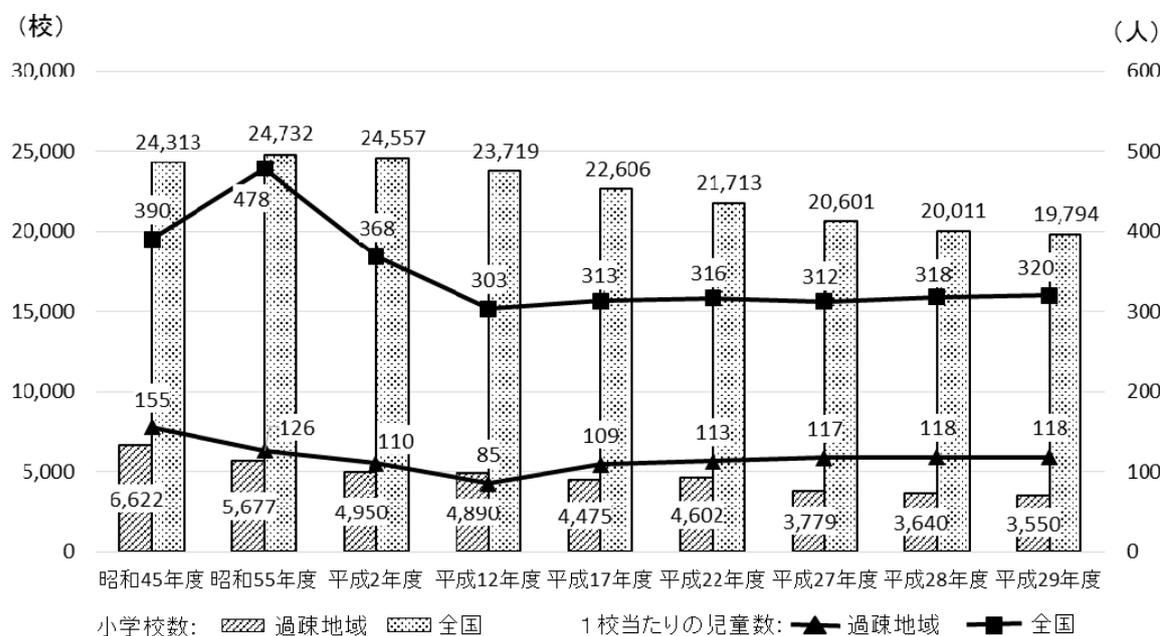
このような中、地域の特色を生かした学校の魅力化により、児童・生徒・学生の確保を図る取組が広がりつつある。

【図表 21 高等学校等、大学等への進学率】

高等学校等進学率 (%)			大学等進学率 (%)		
昭和55年	全国	94.2	平成15年	全国	44.6
	過疎	91.8		過疎	31.1
平成29年	全国	98.8	平成29年	全国	54.7
	過疎	98.9		過疎	37.8

- (備考) 1 全国は、文部科学省「学校基本調査」による。
 2 過疎地域は、総務省調べ。
 3 高等学校等は、高等学校(通信制課程含む)、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部等。
 4 大学等は、大学及び短期大学。

【図表 22 小学校数と1校当たりの児童数】



- (備考) 1 平成17年度までは、総務省「公共施設状況調査」等、平成22年度以降は、文部科学省「学校基本調査」による。
 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない275区域を過疎地域から除いている。
 3 平成22年度以降の過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

⁸ 参考資料「過疎関係市町村及び都道府県における過疎対策の実施状況調査結果」P68

⑧ 集落の存続・活性化

過疎地域等の集落においては、小規模の集落や高齢者割合の高い集落が増える傾向にあり、約5%の集落が今後10年以内又はいずれかの時期に無居住化する可能性があるとして認識されている。【図表23、24】

多くの集落において、空き家の増加、住宅の荒廃、商店・スーパー等の閉鎖、耕作放棄地の増大、働き口の減少、獣害・病虫害の発生等の問題が生じている。【図表25】

【図表23 集落の規模・高齢化率の動向】

	平成22年4月時点	平成27年4月時点
人口50人未満の集落の割合	27.1%	30.5%
65歳以上の人口割合が50%以上の集落の割合	15.5%	22.4%

- (備考) 1 「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」(国土交通省・総務省調査)による。
 2 H27年4月時点の調査対象地域：795市町村、1,489区域
 平成27年4月1日現在、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域である区域(東北地方太平洋沖地震に伴う原発事故被災地の避難指示区域にある2村を除く。)
 3 H22年4月時点の調査対象地域：801市町村、1,522区域
 平成22年4月1日時点で、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域である市町村の区域等

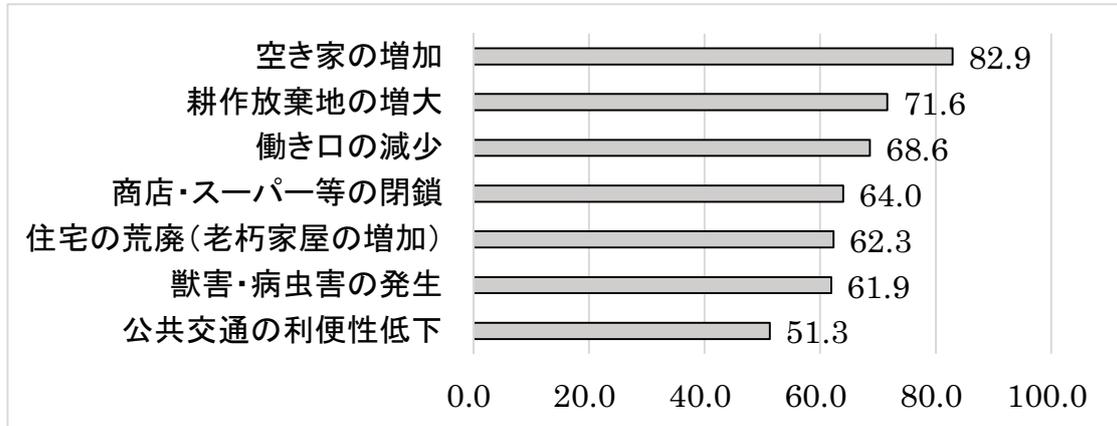
【図表24 今後の無居住化の可能性のある集落数】

10年以内に無居住化	いずれ無居住化	当面存続	無回答	計
570	3,044	66,001	6,047	75,662
(0.8%)	(4.0%)	(87.2%)	(8.0%)	(100%)

- (備考) 平成27年度「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」(国土交通省・総務省調査)による。

【図表 25 集落での問題の発生状況】

(単位：％、複数回答)



- (備考) 1 平成 27 年度「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」(国土交通省・総務省調査)による。
2 調査対象市町村に対し、多くの集落で発生している問題・現象について、当てはまる項目を尋ねたもの(複数回答形式)。「当てはまる」とする回答が 50%以上の項目について掲載。

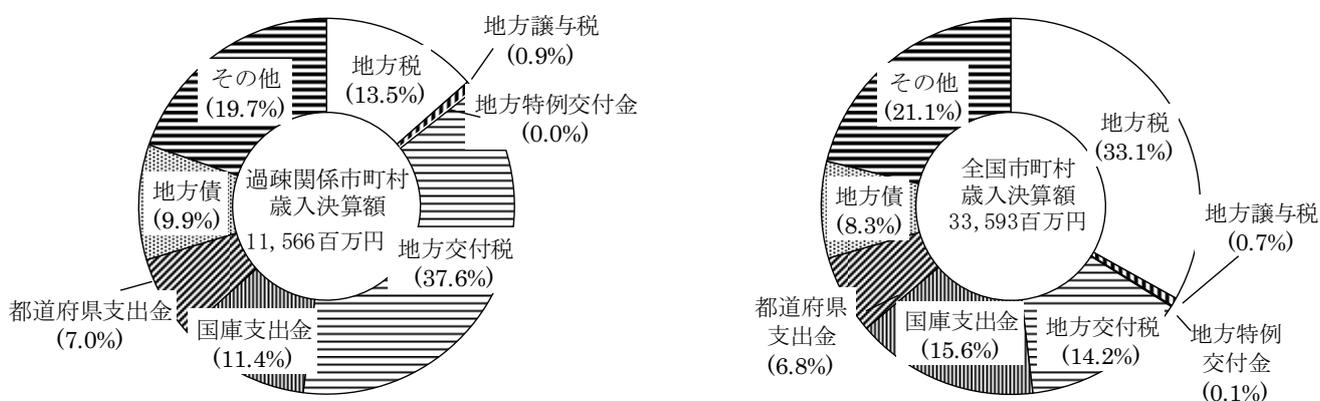
⑨ 市町村の財政状況

過疎関係市町村は、全国市町村と比較して、歳入に占める税収割合が低く財政力が弱い。また、歳出構造を見ると、基本的に町村は生活保護の事務をしていないことから扶助費の割合が低く、相対的に道路、学校等の整備に係る普通建設事業費が高くなっている。【図表 26、27、28】

【図表 26 市町村歳入決算額の状況】

過疎関係市町村 1 団体当たり決算

全国市町村 1 団体当たり決算

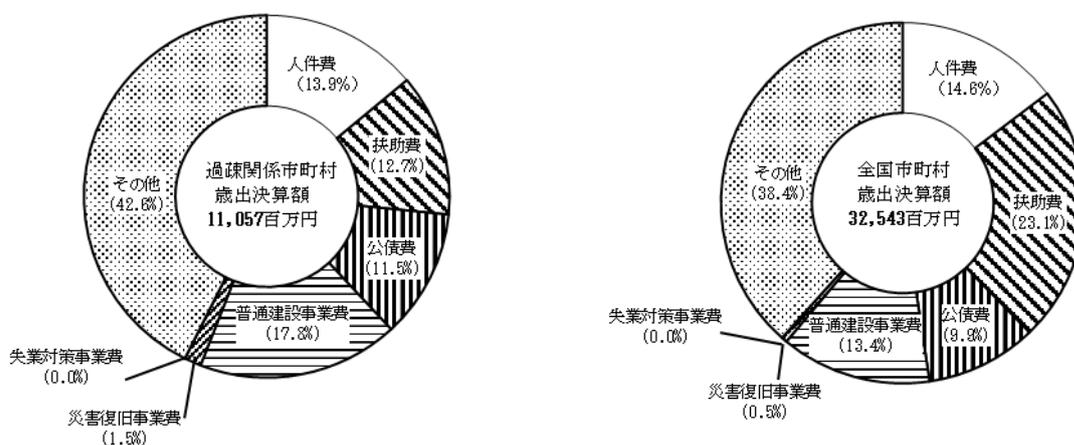


- (備考) 1 総務省「平成 28 年度地方財政状況調査」による。
 2 過疎関係市町村は、平成 30 年 4 月 1 日現在。
 3 過疎関係市町村には、一部過疎市町村を含まない。

【図表 27 市町村歳出決算額（性質別）の状況】

過疎関係市町村 1団体当たり決算

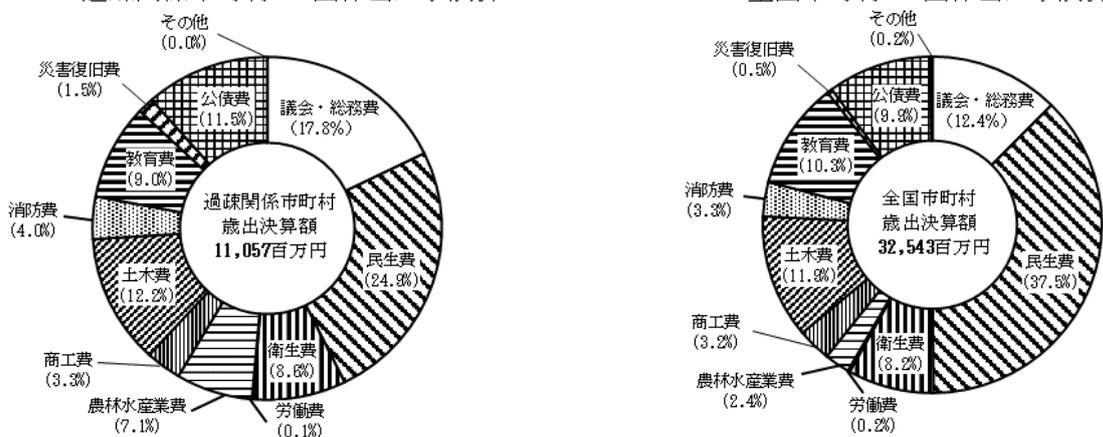
全国市町村 1団体当たり決算



【図表 28 市町村歳出決算額（目的別）の状況】

過疎関係市町村 1団体当たり決算

全国市町村 1団体当たり決算



- (備考) 1 総務省「平成 28 年度地方財政状況調査」による。
 2 過疎関係市町村は、平成 30 年 4 月 1 日現在。
 3 過疎関係市町村には、一部過疎市町村を含まない。

3 過疎地域を取り巻く環境の変化

(1) 過疎地域を取り巻く課題の展望

① 人口減少社会の到来、加速する過疎地域の人口減少・少子高齢化

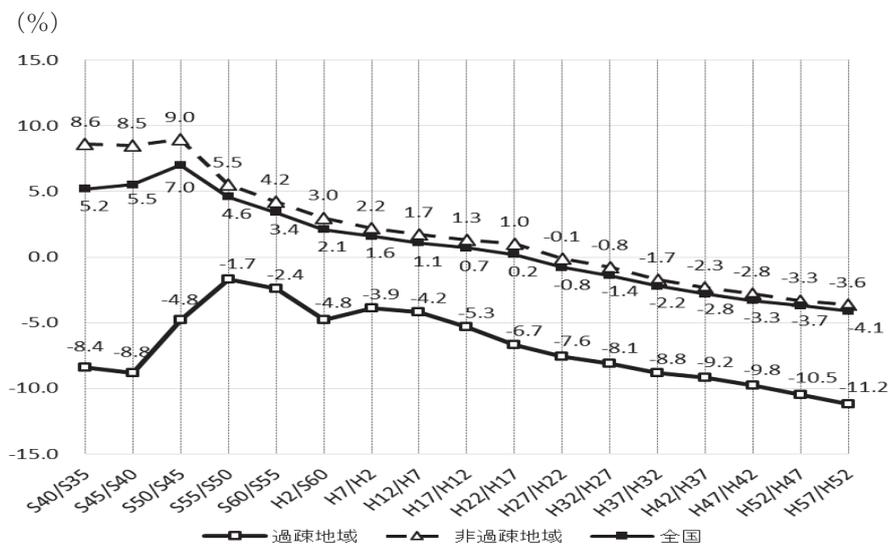
我が国の総人口は2008年をピークに人口減少局面を迎え、過疎地域のみならず非過疎地域においても人口減少が進む時代となった。加えて、将来推計人口においては、全国及び過疎地域の人口減少がさらに加速することや、高齢者比率の上昇、若年者比率の低下も引き続き進行することが見込まれている。【図表29、30】

第一に、全国での人口減少の動向や、グローバル競争の激化、日本の厳しい財政状況、都市で生まれ都市で育った世代の増加、東京一極集中等を背景として、経済効率性や合理性を重視する考え方が強くなり、過疎地域の存続や地域の個性を生かそうとする取組に対する厳しい見方が強くなることが危惧される。これまで過疎対策は、都市の過密と地方の過疎の対比の中で、その対策の意義がとらえられてきたが、我が国が人口減少社会の段階を迎え、都市においてもその多くが人口減少傾向になる中であって、過疎対策の意義を新たにとらえ直す必要が生じている。

第二に、過疎地域での人口減少は、地域社会の存続を脅かすおそれがある。現に、過疎地域の集落のうちの5%は無居住化の可能性がある。【図表24】

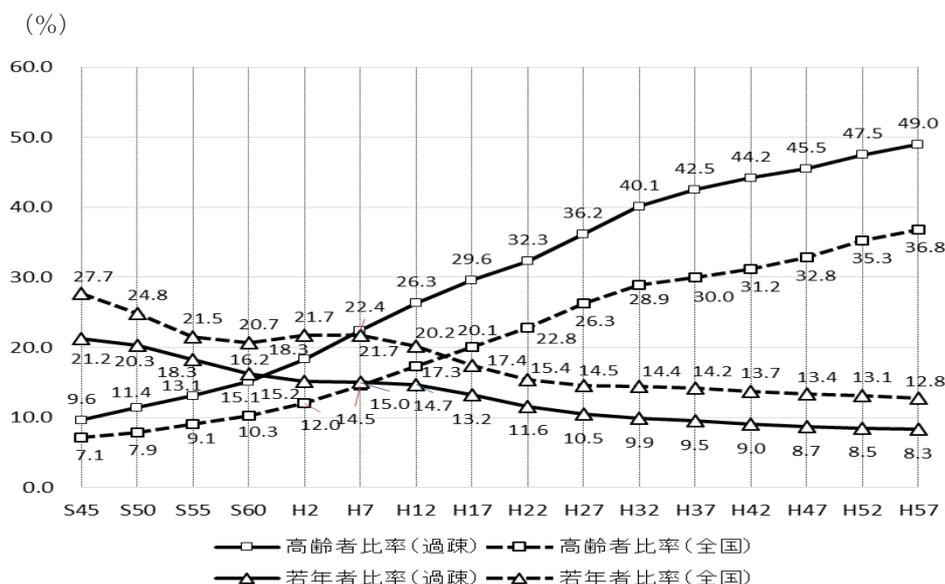
高齢者が多い過疎地域において、いわゆる自然減による人口減少はある程度見込まざるを得ない。また、すべての集落を現在と同様に維持していくことは、全国的な人口減少に伴う制約を考えれば課題が多いと言わざるを得ない。このような中で、いかに住民の安心・安全を確保し、人々が地域で支えあう「持続可能な地域社会」を構築していくべきかが、重要な課題となる。

【図表 29 5年間人口増減率の推移と将来推計】



- (備考) 1 過疎地域は、平成 30 年 4 月 1 日現在。
 2 昭和 45 年から平成 27 年までの人口は、国勢調査による。
 3 将来推計の値は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）』（男女・年齢（5 歳）階級別の推計結果）（平成 30 年 3 月発表）による。
 4 「過疎地域」には一部過疎市町村は全域を含まない。「非過疎地域」には一部過疎市町村の全域を含む。

【図表 30 高齢者比率及び若年者比率の推移と将来推計】



- (備考) 1 過疎地域は、平成 30 年 4 月 1 日現在。
 2 昭和 45 年から平成 27 年までの高齢化比率及び若年者比率は、国勢調査人口による。
 3 将来推計の値は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）』（男女・年齢（5 歳）階級別の推計結果）（平成 30 年 3 月発表）による。
 4 「過疎地域」には一部過疎市町村は全域を含まない。「非過疎地域」には一部過疎市町村の全域を含む。
 5 高齢者は 65 歳以上の者であり、若年者は 15 歳以上 30 歳未満である。

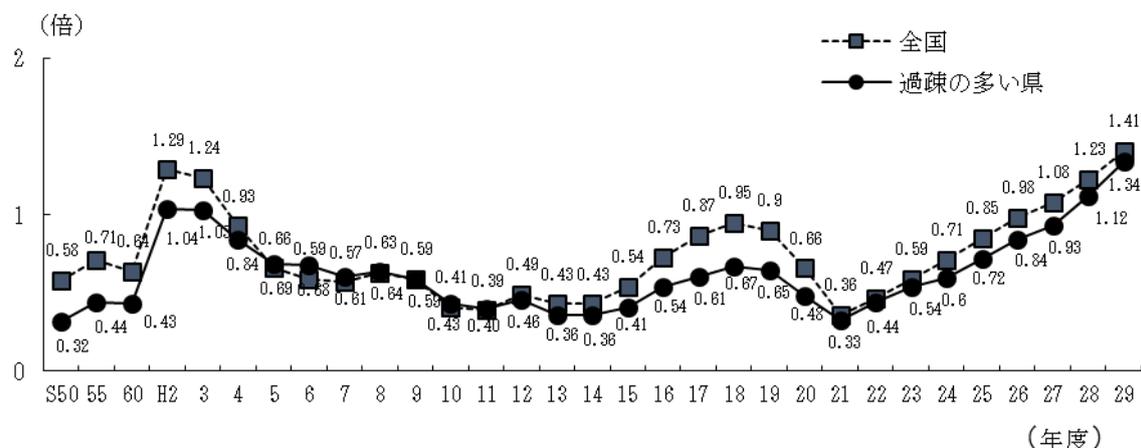
② 担い手不足の深刻化

近年、全国の有効求人倍率は1を大幅に超えて過去最高水準となっており、過疎の多い県⁹の有効求人倍率を見ても同様の状況となっている。これまでの景気回復局面では過疎の多い県の有効求人倍率は全国ほどには上昇しなかったが、近年は全国並に上昇しており、過疎地域においても全国同様にいわゆる担い手不足の状況となっている。【図表 31】

今後、急速な人口減少が進むことが見込まれるだけでなく、都市部との人材獲得競争も加熱する可能性があることから、担い手不足の問題がさらに深刻化するおそれがある。

このため、都市部にはない過疎地域の暮らしの価値を生かしながら、若者、女性、高齢者などの多様な担い手を確保する方策を講じていくことと併せて、少ない担い手でも生産・サービスを維持できるような仕組みづくりを進める必要がある。

【図表 31 有効求人倍率の推移】



(備考) 1 厚生労働省「労働市場年報」による。

2 新規学卒者及びパートタイムを除く。

3 有効求人倍率 =
$$\frac{\text{有効求人数 (前期から繰越された有効求人倍数と当期の新規求人数)}}{\text{有効求職者数 (就職未定の求職者)}}$$

⁹ 有効求人倍率については、市町村単位の統計がないため、過疎関係市町村の比率が相対的に大きい県(「過疎の多い県」)を選び、その平均値を全国と比較している。「過疎の多い県」は、過疎関係市町村数、人口及び面積を基準に、地域バランスも勘案して、秋田県、山形県、山梨県、和歌山県、島根県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県としている。

③ 公共施設等の老朽化・統廃合等

全国的に過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えるとともに、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化することから、公共施設等の長寿命化・更新・統廃合・転用・除却などを計画的に行う必要性が高まっている。特に上下水道のように人口減少等で確実に収入が減るが、施設を維持する必要がある施設は経営的にも厳しくなることが見込まれている。

過疎地域等の小規模な地方自治体においては、大規模な地方自治体と比較して、将来の更新費用の負担が重くなるといった試算もあり、公共施設等のストックマネジメントを適切に実施していく必要がある。【図表 32】

【図表 32 現在の既存更新額に対する将来の1年当たりの更新費用の割合】

(単位:%)

	全国平均	政令指定都市	250千人以上	100～ 250千人未満	50～ 100千人未満	30～ 50千人未満	10～ 30千人未満	10千人未満
公共施設	243.6	201.1	256.0	308.3	222.3	355.9	240.9	295.6
道路	194.5	73.8	293.6	236.7	417.2	332.3	471.6	860.0
橋りょう	507.3	258.9	1421.5	454.4	576.1	1936.1	1471.6	664.5
上水道	363.4	234.9	438.2	419.2	462.9	383.8	488.6	883.8
下水道	283.1	215.1	316.8	1129.0	452.8	486.4	1969.4	986.0
総合計	262.6	176.0	303.4	348.4	323.1	397.4	366.6	487.1

- (備考) 1 総務省「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果(平成24年3月)」による。
- 2 調査対象は、市区町村に調査協力を依頼し、回答があった111市区町村。
- 3 対象資産は、平成21年度までに建設・整備された公共施設(建築物)及びインフラ資産(道路、橋りょう、上水道及び下水道)であり、自ら設置・管理しているもの。
- 4 現在の既存更新額に対する将来の1年当たりの更新費用の割合は、試算した将来の1年当たりの更新費用を現在の既存更新額(年平均)で除して、割合を算出している。将来の更新費用が現在の既存更新額の何倍必要となるかを試算したものである。

④ 農地、森林、住まい等の管理

人口減少は、これまで地域住民が管理してきた施設の管理にも影響を及ぼす。

農業用ため池や作業道、森林など、これまで住民共同で維持されてきたインフラが、人口減少等により十分に管理されないことによって、農地や森林の多面的機能が低下し、災害リスクが高まることが懸念される。

併せて、過疎地域では、全国平均よりも空き家率が高く、【図表 33】「空き家の増加」は、集落で大きな問題となっている。【図表 25】移住希望者の住まいの受け皿などへの活用が考えられるものの、空き家が十分に管理されない場合、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことが懸念される。

また、農山村での人口減少や耕作放棄地の増加は、イノシシ、シカ等の野生鳥獣による被害をもたらす。野生鳥獣による農作物被害は、ここ数年 200 億円程度で推移している。【図表 34】

【図表 33 空き家の状況】

	(A)住宅総数	(B)空き家数	(B)/(A) 割合	(C)空き家数 (二次的住宅、 賃貸用又は売却用 の住宅を除く)	(C)/(A) 割合
全国	60,628,600	8,195,600	13.5%	3,183,600	5.3%
過疎の多い県	5,245,800	822,400	15.7%	451,200	8.6%

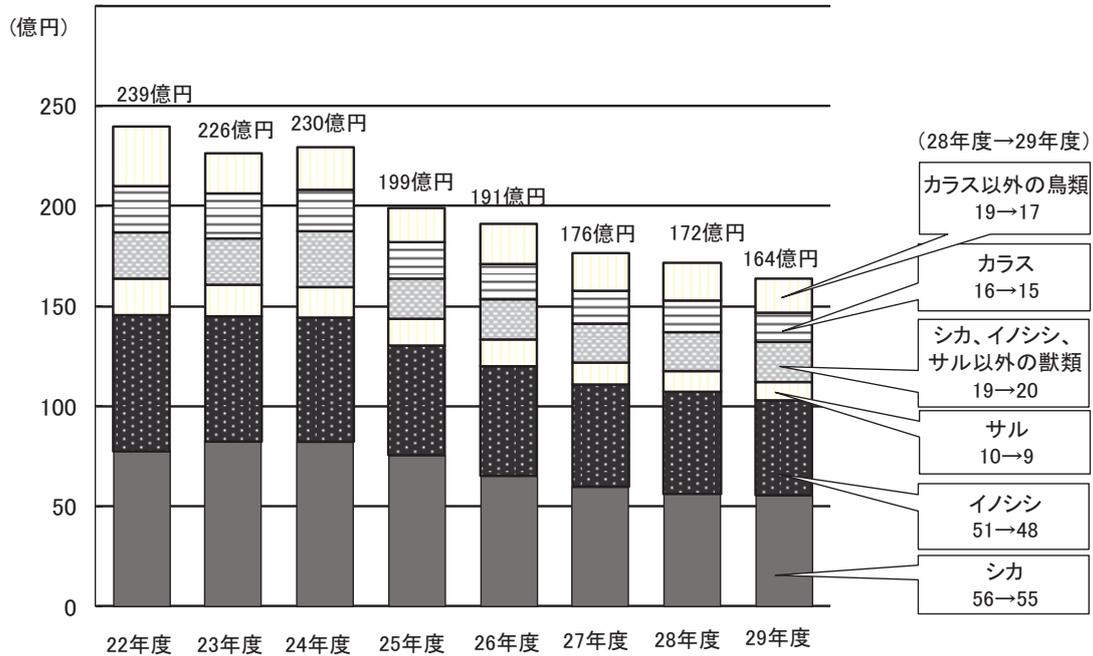
(備考) 1 総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査」による。

2 この調査では、「空き家」の種類を「二次的住宅」、「賃貸用の住宅」、「売却用の住宅」、「その他の住宅」に分類しており、それぞれの内容は次のとおりである。

- ・「二次的住宅」とは、別荘及びその他（たまに寝泊まりする人がいる住宅等）である。
- ・「賃貸用の住宅」とは、新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅である。
- ・「売却用の住宅」とは、新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅である。
- ・「その他の住宅」とは、上記以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅などである。

3 「過疎の多い県」は、過疎関係市町村数、人口及び面積を基準に、地域バランスも勘案して、秋田県、山形県、山梨県、和歌山県、島根県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県としている。

【図表 34 野生鳥獣による農作物被害金額の推移】



注1: 都道府県からの報告による。

注2: ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

(備考) 農林水産省取りまとめ資料より。

(2) 過疎地域の課題の克服に向けた新たな兆し

① 新しい人の流れ

近年、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まっており、過疎地域では、都市部からの移住者が増加している区域（平成12年4月1日時点の旧市町村の区域）の数が増えている。【図表 35】

都市部の住民への意識調査では、「条件が合えば移住してみても良い」という回答を含めて、農山漁村に移住してみたいという回答が約3割であり、特に20歳代及び30歳代で高くなっている。移住してみたい理由は、「気候や自然環境に恵まれたところで暮らしたいから」、「環境に優しい暮らしやゆっくりとした暮らし、自給自足の生活を送りたいから」などの回答が多い。【図表 36、37】

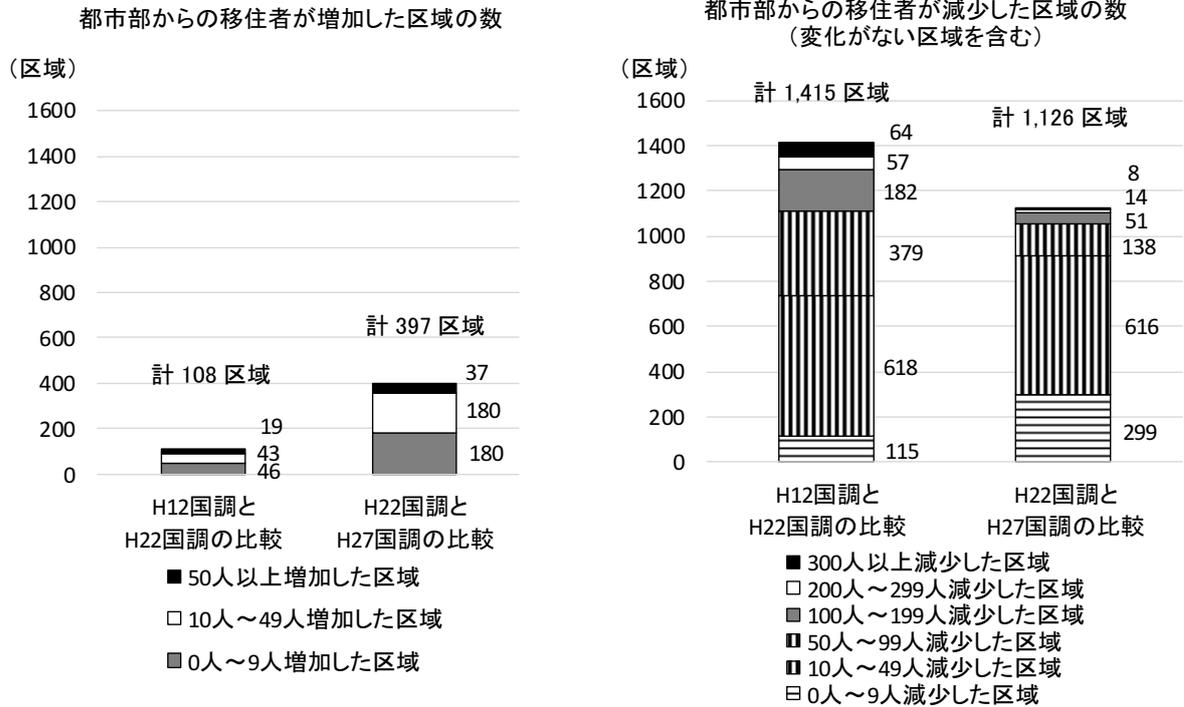
また、地域おこし協力隊の隊員数が大幅に増加しており、都市部の若者等が過疎地域等に移住し、地域協力活動に取り組むことにより、地域に新しい発想や力を吹き込むというだけでなく、新しい仕事の創出にもつながっている。隊員の約4割は女性で、女性の隊員のうち20歳代及び30歳代が7割を超えており、年齢層の低い女性のIターンの動きにもつながっている。このほか、地方で子育てを望む女性の移住も目立っている。

さらに、地域との関わりのとらえ方が多様化しており、長期的な定住人口でも短期的な交流人口でもない、地域と多様に関わる者である関係人口に着目し、地域に思いを寄せる地域外の人材との継続的かつ複層的なネットワークづくりに取り組む地域が現れてきている。

これらの背景には、近年、過疎地域等の農山漁村が、都市部の若者にとっても新しいライフスタイルを通じて自己実現をできる場として、また、新しいビジネスモデルが生まれる場として考えられるようになってきていることがあり、このような新しい人の流れを加速させていくことが重要である。

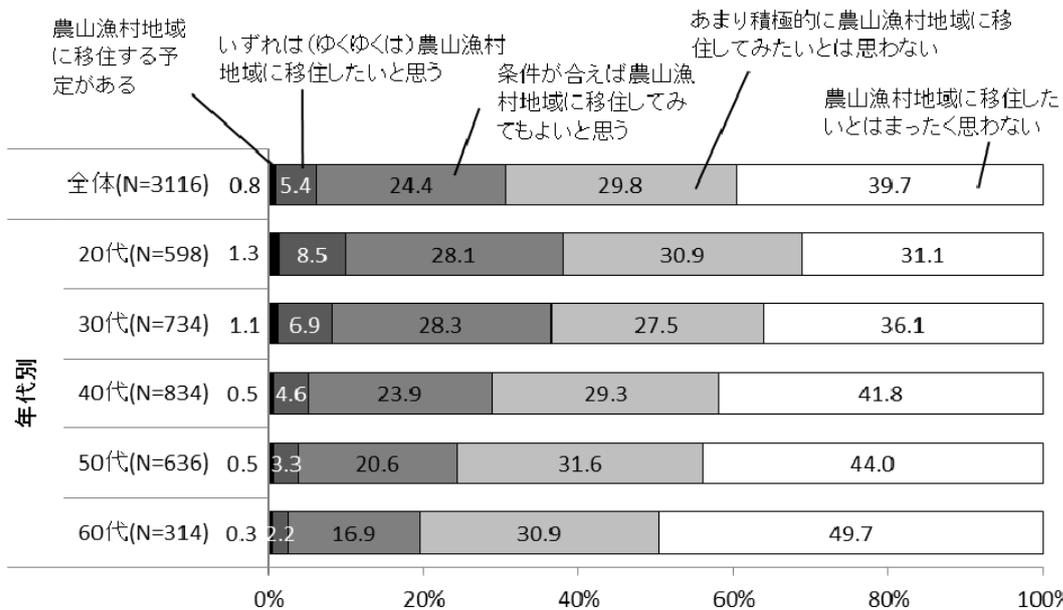
【図表 35 都市部からの移住者の割合が増加（減少）した区域の数】

※「区域」＝平成の合併前の旧市町村単位（平成 12 年 4 月 1 日時点の市町村の単位）



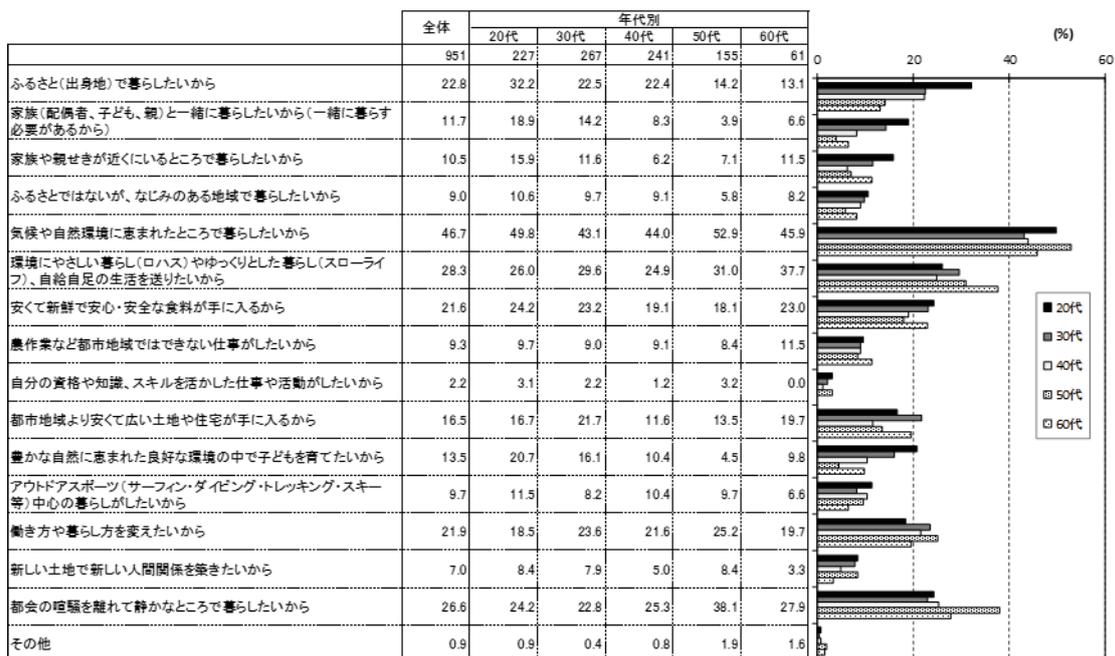
（備考）総務省「「田園回帰」に関する調査研究中間報告書」（平成 30 年 3 月）による。

【図表 36 都市部から農山漁村への移住希望】



（備考）総務省「「田園回帰」に関する調査研究会中間報告」（平成 29 年 3 月）における「都市部の住民の意識調査」による。

【図表 37 都市部から農山漁村に移住してみたいと思う理由】



(備考) 総務省「田園回帰」に関する調査研究中間報告書(平成29年3月)における「都市部の住民の意識調査」による。

② しごとづくりの新たな展開

近年、過疎地域においては、「起業化」、「継業化」、「移業化」、「多業化」といった新たなしごとづくりの実践が積み重ねられてきている。

「起業化」は、地域で新たな仕事を作り出す動きで、地域おこし協力隊などがカフェやゲストハウスを開業する、地域商社を立ち上げるなどの事例がこれに当たる。「継業化」は、地域で行われている仕事を引き継ぐ動きで、温泉地にある民宿を引き継ぐなどの事例がこれに当たる。「移業化」は、移住者が元々持っていた仕事を地域に持ち込む動きで、IT系ベンチャー企業のサテライトオフィスなどの事例がこれに当たる。「多業化」は、複数の仕事を組み合わせる動きで、林業と農業、カヌーなどのインストラクター、移動料理店などの自営業を複合させる事例などがこれに当たる。

また、それぞれの産業分野において、自伐型林業、小ロットでも付加価値を生む地域産品の開発、再生可能エネルギーの活用、農家民泊等の自然環境を生かした体験型観光商品の開発等、地域資源の特徴を生かしたスモールビジネスが広がっている。地域資源を活かした観光や製品づくりと、ネット環境を活用した宣伝や販売をマッチングさせるなどの取組も考えられる。

従来の企業誘致や大規模な観光開発事業などの外来型開発ばかりに目を向け、地域には仕事がないと嘆いていても過疎地域に仕事は生まれない。「起業化」、「継業化」、「移業化」、「多業化」といった新たなしごとづくりの動きに目を向け、地域住民が外部のアクターと連携しながら、地域の自然資源や人材を活用して、都市部にはない価値を作り出すことが重要である。

③ 持続可能な集落づくりのための新しい組織とネットワーク

近年、地域住民自らが主体となって、地域の将来プランを作成するとともに、高齢者の見守り、生活サービスの提供、域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織である「地域運営組織」の形成が進んでいる。【図表 38】

例えば、山形県川西町の「NPO 法人 きらりよしじまネットワーク」は、産直朝市、高齢者買い物支援、児童の見守り、青年活動育成など多岐にわたる取組を行っている。さらに、自らの経験を生かし、各地域の地域運営組織の人材育成を支援する中間支援組織の機能も有している。

また、地域住民の活動・交流拠点の強化や生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワークの整備を行う「集落ネットワーク圏（小さな拠点）」の形成が進んでいる。【図表 39】

例えば、奈良県川上村の「一般社団法人 かわかみらいふ」は、各集落の現状をカルテの形で整理し、明らかになった課題に対応するため、村内唯一のガソリンスタンドを経営するとともに、移動スーパーや宅配事業、看護師による訪問見守り活動等を行っている。各集落における生活サービス機能を確保し、ネットワークにより地域経済を支えている。

この「地域運営組織」と「集落ネットワーク圏（小さな拠点）」の取組が集落の存続・活性化の鍵となることが明らかになりつつあり、これらの取組を育てることが重要である。

【図表 38 過疎地域の地域運営組織の形成数】

(単位：箇所、団体)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	形成数	市町村数	形成数	市町村数	形成数	市町村数
過疎	891	222 (33.0%)	988	246 (36.6%)	1,115	259 (38.5%)
全国	3,071	609	4,177	675	4,787	711

- (備考) 1 総務省調べによる。
 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
 3 「過疎地域」には、一部過疎市町村は含んでいない。
 4 () は、一部過疎市町村を除く過疎関係市町村(672団体)に占める割合。

【図表 39 集落ネットワーク圏（小さな拠点）の形成数・市町村数】

（単位：箇所、団体）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	形成数	市町村数	形成数	市町村数	形成数	市町村数
過疎	447	109 (16.2%)	547	145 (21.6%)	597	163 (24.3%)
全国	722	191	908	258	1,069	307

- （備考） 1 内閣府「小さな拠点の形成に関する実態調査」による。
 2 形成数は、市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点の形成数であり、市町村数は、市町村版総合戦略に位置付けて取組を進めている市町村の数である。
 3 過疎地域は平成30年4月1日現在。
 4 「過疎地域」には、一部過疎市町村を含まない。
 5 （ ）は、一部過疎市町村を除く過疎関係市町村（672団体）に占める割合。

④ SDGs の取組の広がり

平成 27 年 9 月の国連サミットで「SDGs¹⁰（持続可能な開発目標）」が全会一致で採択された。SDGs では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」という理念や、「参画型（全てのステークホルダーに役割を）」、「統合性（社会・経済・環境に統合的に取り組む）」などの主要原則が掲げられている。

我が国においても、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定され、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンの下、「農山漁村の振興」、「持続可能な都市」、「循環型社会の構築」、「持続可能な森林・海洋・陸上資源」、「生物多様性の保全」等の具体的な施策が推進されている¹¹。

近年、地方自治体、民間企業、NPO、市民等の具体的な行動も広がりを見せており、例えば、岡山県真庭市や北海道下川町は、SDGs の考え方を取り入れて、バイオマス施策の整備によるエネルギー自給や循環型地域経済の形成など持続可能な地域づくりに取り組んでいる。

特に過疎地域は自然環境や再生可能エネルギー資源（バイオマス、水力等）に恵まれているとともに、地域運営組織の活動に見られるように地域の様々な主体が同じ目的に向かって取り組んでいく素地があり、我が国における SDGs 普及の牽引役となることが期待される。

これらから、SDGs で示されている持続可能な社会の実現や、全ての関係者の参画、経済・社会・環境の統合性を重視する考え方は、今後の過疎対策のあり方を考える上での理論的基礎として位置づけられ得るものである。

¹⁰ SDGs は Sustainable Development Goals の略称

¹¹ 「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2016 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定）による。

⑤ Society5.0の可能性

近年、IoT・ICTやAI、ロボティクスなどの革新的な技術を活用して、人々に豊かさをもたらす「超スマート社会（Society5.0¹²⁾」の実現が提唱されている。

具体的には、農林業の分野では、トラクターの自動運転やセンサーを活用した鳥獣被害対策等の農林業の担い手の負担軽減、医療の分野では、5Gを活用した低遅延の高精細診断映像による遠隔診療、教育の分野では、ネットワークにつながったタブレット端末による学びの充実などの可能性が広がっている¹³⁾。

特に過疎地域において、担い手不足が深刻化する中で、少ない人口で地域経済・社会を存続・発展させていくための手法として、これらの技術への期待は高い。

過疎地域の暮らしとの調和を図りながら、これらの革新的な技術を地域の課題解決に活用していくことが重要である。また、情報通信基盤の整備に当たっては、5G導入のための特定基地局等の情報通信基盤の整備状況が都市と過疎地域の格差を生み出すことにならないよう十分配慮する必要がある。

¹²⁾ Society5.0とは、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く第5の社会を意味する。

¹³⁾ 実証研究で得られた知見を横展開する事例も現れており、例えば、長野県塩尻市で実証されたセンサーを活用した鳥獣被害対策については、長崎県対馬市や徳島県佐那河内村等の過疎地域において事業展開されている。

⑥ 市町村間の広域連携と都道府県による補完

近年、人口減少が進む中、市町村間の広域連携により行政サービスを提供する取組や、都道府県による市町村の補完の取組が各地で進められている。

例えば、長野県飯田市においては、周辺 13 町村と連携し、休日・夜間の救急医療体制の確保、南信州・飯田産業センターによる企業支援、バス路線等の効果的・効率的な運行調整等が行われている。また、高知県においては、県庁職員を地域支援企画員として市町村役場など地域の現場に配置し、市町村とともに地域の活動を支援するとともに、市町村や住民の声を県の施策に反映させている。

過疎対策においても、集落単位の連携の視点だけではなく、近隣市町村との連携の視点を持って、産業振興、交通・情報通信、水道・下水道等の生活サービス、福祉・医療、教育など様々な分野の課題解決を図っていくことが重要である。さらに、防災や環境保全、交流といった取組では、都市部の市区と遠隔地にある過疎市町村が連携することも有効な手段となり得る。

また、過疎市町村は、行政の規模が小さく、職員数が限られているという課題があるところであるが、都道府県による補完は、過疎関係市町村の専門職員等の体制や技術力の不足を補うだけではなく、都道府県にとっても地域の視点を持った人材の育成につながるものである。過疎対策における都道府県の役割を再評価していくことが重要である。

⑦ 農地、森林の保全のための新たな法制度

近年、農地、森林の保全を推進するための新たな法律又は法律案が制定又は審議されている。

平成 27 年 4 月から施行されている「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農業が有する多面的機能の発揮の促進を図るため、多面的機能支払交付金（農地、水路、農道等を維持管理するための地域の共同活動に支払われる交付金）制度をはじめとする日本型直接支払制度を定める法律である。

第 198 回国会で成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性にかんがみ、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税を設ける法律である。

これらの法律は、趣旨や内容は異なっているが、農地、森林を長期にわたり保全することを重視する点では共通しており、今後の過疎対策において、過疎地域を保全すること自体の重要性を示唆するものである。

⑧ 過疎地域の実情を踏まえた規制（技術的基準）の見直し

近年、交通の分野における自家用有償旅客運送制度（平成 18 年創設）や貨客混載制度（平成 29 年創設）、消防・救急の分野における准救急隊員制度（平成 29 年創設）など、過疎地域等の条件不利地域の実情を踏まえた規制（技術的基準）の見直しを行う事例が現れてきている。

過疎地域は、様々なサービス等の取扱量が小さく民間企業によるサービスが提供されにくい、専門的な人材が確保しづらいといった課題がある一方、都市部と比較して公共部門と民間部門の垣根が低い、地域コミュニティのつながりが強く地域がまとまりやすいといった特長を有しており、都市部を想定した社会的・経済的規制（技術的基準）について、これを柔軟に取り扱う余地があるものと考えられる。

具体的な検討対象を提示できる段階ではないが、今後、新たな過疎対策として、過疎地域の実情を踏まえた規制（技術的基準）の見直しを検討することが重要である。

4 今後の過疎対策のあり方・方向性

(1) 過疎地域の役割と過疎対策の必要性

① 国民のライフスタイルの大きな変化

総務省が過疎地住民及び非過疎地住民を対象に昨年実施したアンケート調査によると、「食糧や水の生産・供給」、「日本人にとっての心のふるさと」、「多様な生態系を持つ自然環境の保全」、「都市とは異なる新しいライフスタイルが実現できる場」といった過疎地域の役割やその価値は、都市部の居住者を含めて国民の意識として広く定着している¹⁴。また、都市部の居住者を含めて7割を超える国民が過疎地域に対する支援や対策の必要性を認識している¹⁵。

② 過疎地域の役割

過疎地域の役割について、国民意識調査では、食料や水の供給、日本人の心のふるさと、多様な生態系の保全などが上位に位置づけられたが、近年の我が国の社会経済情勢の変化にかんがみれば、上記に加え、以下の点も強調されるべきであろう。

- ・ 国全体が人口減少となる中、過疎地域において、持続可能な社会・経済システムを全国に先駆けて構築していくことが有益である。
- ・ 国全体が人口減少となる中、過疎地域は、より少ない人口で広大な空間が活用される、いわば「先進的な少数社会(多自然型低密度居住地域)」として、国土や地域の価値を維持していく役割を担っている。
- ・ 東京一極集中が進行し、大都市の力が増して国全体が画一化する懸念がある中、過疎地域は、食、生活、芸能、文化などの多様性を保持していく役割を担っている。
- ・ 食、生活、芸能、文化などの多様性と支え合う仕組みを持つ過疎地域の集落は、途上国のこれからの地域づくりや、SDGs 実現のロールモデルになりうる。
- ・ 地方創生が我が国の重要課題とされる中、過疎地域は、地方でしごとをつくり、地方への人の流れをつくり、地域間での連携を促す取組の中心的な役割を担っている。
- ・ 自然災害が相次ぐ中、過疎地域は、農地や山林の防災・減災機能を通じ、都市部の被災を低下させる役割を担っている。
- ・ 家畜排泄物等の液肥化、自動運転サービス、センサーによる有害鳥獣対策など、過疎地域は、先端技術活用の実証の場としての役割を有している。

¹⁴ アンケート調査では、過疎地域の公益的機能について、近年、「都市部とは異なるライフスタイル」を重視する傾向が高まっていることが示唆されている。参考資料「過疎地域の社会的価値に関するアンケート調査」P77、78

¹⁵ 参考資料「過疎地域の社会的価値に関するアンケート調査」P79

このような過疎地域の役割は、我が国全体の発展のために引き続き発揮されることが必要である。

③ 過疎対策の必要性

これまでの累次の過疎対策により、産業の振興、交通・情報通信・生活環境・福祉等の施設整備、無医地区の縮減、教育の機会の確保等に相当の成果をあげてきたが、成長する大都市の経済との関わりが困難な過疎地域の条件不利性は未だ残されている。また、過疎地域の特性を生かした様々な取組も進められてきたが、人口減少、高齢者比率の上昇、若年者比率の低下などの人口構造の変化を止めるには至っていない。過疎地域は今なお様々な課題を抱えており、その解決が必要である。

一方で、多くの過疎地域で、人口減少の中でも移住者を中心として都市にはない新しいライフスタイルが育ちつつあり、この動きを支え、国全体の価値を高める意味においても過疎対策は必要である。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は 2021 年 3 月末に失効するが、過疎地域が期待される役割を発揮するとともに、過疎地域が抱える課題を解決するためには、同年 4 月以降についても、引き続き過疎対策を講じていくための制度が必要である。

なお、「過疎」という名称を引き続き用いることが適当かどうかについて、議論する必要がある。

(2) 新たな過疎対策の理念

我が国は新たに人口減少社会を迎え、都市と過疎地域がともに人口減少する中、過疎対策が目指すべき目標、すなわち過疎対策の理念をどうするかを検討する必要がある。

現行の過疎法は、「過疎地域の自立促進」を目的としている（第1条）が、立法時の考え方によると、「自立促進」とは、「個性豊かで、経済的にも自立した地域社会を構築することを促していくこと」を意味しているとされている。

「自立促進」を、「外部の資源（資本、人材、アイデア等）に依存し、外部に地域の未来を委ねてしまうのではなく、地域の人々の協働で、地域資源を活用して付加価値を高めていくこと」と理解し、内発的な発展を実現することが過疎対策の理念と考えることもできる。一方で、「自立促進」を強調することは、過疎地域内外と相互に依存することを軽視することや、所得、生産等の経済指標について都市部との差が解消しないことを嘆くことにつながるおそれがある。

このため、新たな過疎対策の検討に当たっては、新たな理念を設けることも検討すべきである。その内容となりうるものは下記のとおりであり、引き続き議論する必要がある。

○「過疎地域の存続」

- ・ 過疎地域は、様々な役割を担うかけがえのない地域であり、国民の共有の財産ととらえることができる。
- ・ また、人口減少下にあっては、これまでのように経済成長や消費拡大を求め続けることには限界があり、経済的にはゼロ成長のもとでも社会の持続可能性を高めていくことが重要と考えることができる。
- ・ このような観点に立つと、人口減少等により厳しい条件下に置かれている過疎地域については、成長よりも持続性を重視するとともに住民の営みを持続すること自体が重要であることから、「過疎地域の存続」を理念とすることが考えられる。

○「都市と過疎地域の共生推進」

- ・ 都市が経済を牽引していく等の役割を担っているのに対して、過疎地域に代表される農山漁村は都市にはない固有の美しさを持ち、自然環境の保全、都市とは異なるライフスタイルを実現する場の提供等の役割を担っている。
- ・ 人口減少や東京一極集中への対応の際にも、都市機能を強化するという観点だけではなく、都市と農山漁村がそれぞれ役割を担うという観点が必要である。
- ・ このような観点に立つと、都市と農山漁村としての過疎地域がそれぞれの役割を果たしながら、相互に関係を深め、支え合うことが重要であることから、「都市と過疎地域の共生推進」を理念とすることが考えられる。

○「過疎地域における対流推進」

- ・ 過疎地域の価値を継続して生み出していくためには、都市や他の過疎地域と相互に連携し、「ヒト、モノ、カネ、情報」のやりとりを重ねていくことが必要である。
- ・ このような観点に立つと、地域間の人の対流によって新たな価値が生まれることが期待できることから、「過疎地域の対流推進」を理念とすることが考えられる。

※ 国土形成計画（平成 27 年 8 月）において、「対流促進型国土」の形成が国土の基本構想に位置づけられている。

○「過疎地域の保全推進」

- ・ 過疎地域は、多様な風土ゆえに育まれてきた個性ある文化、美しい自然環境、減災機能など、住民生活の営みに加えた多面的機能を有しており、これを保全していくことが必要である。
- ・ このような観点に立つと、過疎地域の文化、自然、景観、防災機能などを包含した、いわば地域空間を保全することが重要であることから、「過疎地域の保全推進」を理念とすることが考えられる。

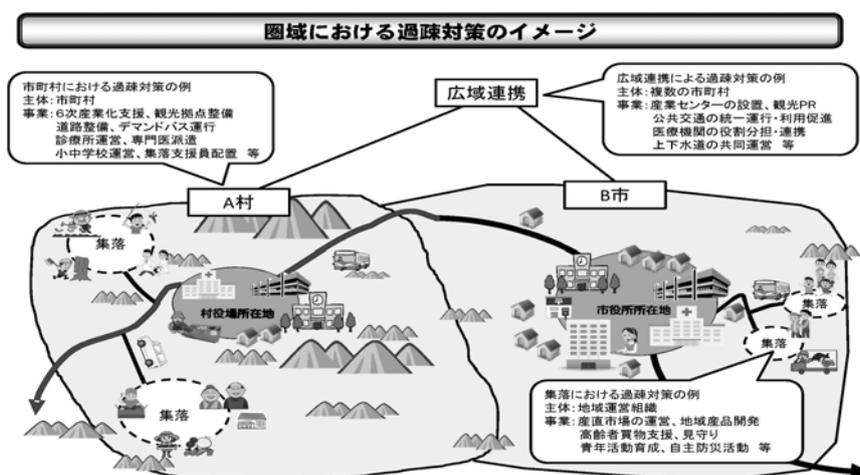
(3) 過疎対策の対象地域のあり方

過疎対策の対象とする地域の単位や地域を指定するための指標については、懇談会の委員の間でも様々な意見があった。今後、さらに議論する必要がある。

(主な意見)

- ・ 住民の暮らしに責任を持つ平成の合併後の市町村単位が基本になる
- ・ 平成の合併前の市町村単位では施設整備や販路開拓等の重複等で非効率になるのではないか。一部過疎地域だけではなく周辺部と中心部の循環経済が成り立つ平成の合併後の市町村も対象にすべき
- ・ ある程度大きな市の中の一部過疎地域はその都市の行政に委ねるという考え方もありえる
- ・ 農山漁村で低密度化が進む地域を対象とすべき。都市型の低密度化地域（郊外地域）への対応は別の枠組みとすべき。現行法は指定地域の人口の差が大きく、全部過疎、一部過疎、みなし過疎があるなど過疎地域のイメージが多様化しているため、これを明確化・スタンダード化する観点から明治の合併後の村単位にすべき
- ・ ある程度の人口規模がある市町村は自主財源で対策を講じることが可能という観点から人口規模の上限を加えてはどうか
- ・ 大都市近郊の市町村においても人口減少、高齢化が進行する中で、人口要件、財政力要件では過疎地域を規定することができなくなるのではないか
- ・ 人口減少率をどの期間でとるかについては人口学的な検討も必要
- ・ 人口減少率といった動態ではなく、低密度居住の程度である人口密度という静態に着目することも検討するべき
- ・ 定住自立圏のような従来の枠組みを超えて住民の安心を確保する仕組みも重要

【図表 40 圏域における過疎対策（概念図）】



(4) 新たな過疎対策の施策の視点

現行の過疎法は、「過疎地域の自立促進のための対策は、(略)、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない」とし、「目標」として、①産業振興と安定的な雇用増大、②過疎地域内外の交通通信連絡の確保、情報化、地域間交流促進、③生活環境整備、保健・福祉の向上・増進、医療の確保、教育の振興による住民の生活の安定と福祉の向上、④景観整備、地域文化振興等による個性豊かな地域社会の形成、⑤基幹集落の整備・適正規模集落の育成による地域社会の再編成促進を規定している(第3条)。

新たな過疎対策においても、現行法第3条の内容に相当する過疎対策の施策の視点を検討する必要がある。(2)の新たな過疎対策の理念や、(3)の新たな過疎対策の対象地域の内容にもよるが、持続可能な地域社会の実現に向け、担い手の確保、働く場の確保、生活支援サービスの確保を図る観点から、以下の点を踏まえて検討することが適当であり、引き続き議論する必要がある。

① 産業振興における「個性を生かした内発的発展」の重視(働く場の確保)

新たな過疎対策においても、産業振興は引き続き主要施策と位置づけられるべきである。

その際、企業誘致や大規模な観光開発事業などの「外来型開発」の視点だけでなく、規模は小さくても安定した産業振興を実現するため、地域内の資源や人材を活用した「個性を生かした内発的発展」の視点(具体的には、3(2)②「しごとづくりの新たな展開」で触れた内容)を持って施策を推進していくことが重要である。

② 革新的な技術も活用した「格差是正」の継続(生活支援サービスの確保)

これまでの累次の過疎対策により、過疎地域の条件不利性はある程度改善されているものの、依然として格差は存在する。特に、ハードの整備だけでなく担い手の確保を含むソフトの対策が必要な、医療や福祉の機会の確保、買い物環境の確保、統廃合後の学校教育の質の確保などは、担い手不足問題とあいまって過疎地域における厳しい課題となっている。

このため、新たな過疎対策においても、道路、情報通信基盤、生活交通、医療、福祉、教育等のサービス供給体制等の格差を是正することは、引き続き重要である。その際、IoT・ICTやAI、ロボティクスなどの革新的な技術を活用することは、過疎地域の条件不利性を克服するために有効である。

なお、「個性を生かした内発的発展」と「格差是正」の二つの施策は、いわば「攻め」と「守り」の施策であり、この二つの施策をともに推進していく必要がある。

③ 集落における地域運営組織と集落ネットワーク圏（小さな拠点）の推進（生活支援サービスの確保）

新たな過疎対策においては、集落の小規模化や高齢化を踏まえ、いかに集落を維持し、活性化していくかがこれまで以上に重要となるが、近年、「地域運営組織」と「集落ネットワーク圏（小さな拠点）」の取組事例が多く見られるようになってきており、集落の存続・活性化の鍵となることが明らかになりつつある。

このため、新たな過疎対策においては、集落の存続・活性化の施策として、引き続き「地域運営組織」と「集落ネットワーク圏（小さな拠点）」を推進する必要がある。

その際、集落の無居住化が現実視されるような状況においては、集落の居住者の QOL（生活の質）を維持することに意義を見出すことも考えられる。

④ 地域住民等の「参画」と「育成」の推進（担い手の確保）

人口減少や少子高齢化が急速に進む過疎地域においては、地域の課題解決に取り組む担い手（人材）の確保が重要である。実際の取組例では、市町村職員による対応や、自治会などの地域コミュニティの対応に一定の限界がある中であっても、地域住民や関係人口の中で当事者意識を持つ人材を増やし、そのような人材が、地域課題の共有、課題解決手法の実施といった一連のプロセスに関わっていく例が見られた。このような取組は、地域のリーダー育成にもつながる。このように、地域住民等が当事者意識を持つためには、公民館活動、ワークショップ、子ども農山漁村交流プロジェクト等を通じて、地域課題に接する機会を増やす交流活動を地道に積み重ねることが有効である。その際、初等中等教育の場が地域に確保されることや、地域の豊かさを子どもたちに教えていくことなど、教育の機能も極めて重要である。

このため、新たな過疎対策においては、産業振興、条件不利性の克服などの様々な取組に際し、地域住民や関係人口の「参画」を促すこと、とりわけリーダーとなる人材を含め、地域住民等の人材を「育成」することが重要である。

⑤ 各分野における「交流」の推進（担い手、働く場、生活支援サービス共通）

現行の過疎法において「地域間交流の促進」は過疎対策の目標の一つと位置づけられているが、近年は、地域間のみならず、様々なレベルの交流が過疎地域において多様な価値を生み出す源泉になっている。

地域づくりに取り組む地域住民、地域でしごとをつくる移住者、何か関われないかと動く関係人口、SDGsに取り組む企業、地域を支援する NPO、専門的知識・技術を持つ大学等の多様な人材が「ごちゃまぜ」になって交流し、仲間になる場をつくることが重要である。

このため、新たな過疎対策においては、過疎地域における交流を推進し、交

流によって過疎地域の活力が維持されるという好循環を生み出すことを目指す必要がある。

(5) 支援制度のあり方

これまでの過疎対策の成果と課題や、新たな過疎対策の理念、対象地域、施策の視点等の検討を踏まえ、今後、支援制度のあり方について検討を進める。その際、過疎対策事業債を中心とする現行の過疎法に基づく支援策は、市町村の自主性を尊重する仕組みとなっており、この仕組みを継続することが基本となろう。

なお、過疎関係市町村や都道府県に実施したアンケート調査において、改善要望があった内容¹⁶については、新たな過疎対策の中での反映を検討する必要がある。

① 過疎地域自立促進市町村計画

現行の過疎法においては、市町村が、過疎法に基づく国庫補助の特例や過疎対策事業債を活用しようとする際には、市町村議会の議決を経た市町村計画を策定する必要がある。また、平成 26 年 11 月にまち・ひと・しごと創生法が施行され、現在、全市町村が地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定している。

市町村計画の位置づけや内容等については、新たな過疎対策の内容等に応じ、まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係を含め、引き続き議論する必要がある。

② 国庫補助

農林水産業をはじめとした産業振興、交通の確保、情報通信基盤の整備・利活用、生活環境の確保、医療・福祉の確保、教育の振興、集落の存続・活性化など過疎地域の課題について、関係府省においては関係補助・交付金が計上、執行されている。

これらの補助・交付金には、過疎地域のみを対象とするもの、過疎地域について要件を緩和するもの、過疎地域について補助率をかさ上げするもの等があるが、過疎地域を取り巻く環境の変化を踏まえて、それぞれの制度を見直していく必要がある。

産業振興においては、大規模化等の生産性向上の視点だけではなく、過疎地域の条件不利性に対応した小さくて強いものを育てる施策の視点を持つことも重要である。

また、それぞれの分野において、Society5.0 の可能性を踏まえた施策の視点を持つことも重要である。

¹⁶ 参考資料「過疎関係市町村及び都道府県における過疎対策の実施状況調査結果」P57-72

③ 過疎対策事業債

過疎対策事業債については、ハード事業、ソフト事業ともに、「格差是正」と「内発的発展支援」の二つの役割を果たしている効果的な事業と考えることができる。

ハード事業については、公共施設等の長寿命化・更新・統廃合・転用・除却が大きな課題となる中で、公共施設総合管理計画、個別計画に基づき、適切なストックマネジメントの考え方の下に推進していく必要がある。

ソフト事業については、過疎地域の格差是正や内発的発展に資する事業に効果的に使われている一方、一過性の観光イベントやプレミアム商品券といった一過性の地元消費喚起策に使われている事例もある¹⁷。ソフト事業への起債が建設公債の原則の例外として認められていることにかんがみると、教育・医療・交通等の体制の構築や人材育成など中長期的な地域の資産・財産となり得る事業に充当していくことが望ましい。この点、過疎対策事業債を充当しようとするソフト事業が、将来にわたり安心・安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るために必要な事業かどうか、市町村計画の審議の中で、市町村議会において議論されることを期待したい。

その他、過疎対策事業債については、(3)対象地域のあり方の内容等に応じ、その内容を検討していく必要がある。

④ 規制（技術的基準）の見直し

過疎地域の実情を踏まえた規制（技術的基準）の見直しについて検討を進めていくことが考えられ、具体的な内容について引き続き議論する必要がある。

⑤ 税制措置

過疎地域における新たなしごとづくりの検討を踏まえ、対象業種の拡大等の検討を進めていくことが考えられる。

⑥ 金融措置

日本政策金融公庫等の政府機関による低利融資の継続・充実を検討することが考えられる。

⑦ 代行制度など都道府県の役割

道路や下水道の代行制度について制度の継続・充実を検討することが考えられる。

その他、人口減少が進み、市町村職員による対応に限界がある中で、都道府県が、専門職員のノウハウを市町村に提供する、市町村とともに集落対策を実

¹⁷ 参考資料「過疎対策事業債について（平成30年11月5日事務局提出資料）」P88

施するなど、市町村を補完して積極的に過疎対策を実施することが考えられる。今後の過疎対策の検討において、都道府県の役割のあり方についても議論する必要がある。

⑧ その他

現行の過疎法に基づく措置に含まれない支援制度の必要性について引き続き議論する必要がある。

過疎問題懇談会名簿

平成31年4月5日

(座長)

宮口 侗 廸 早稲田大学名誉教授

(構成員)

青山 彰 久 前読売新聞東京本社編集委員

太田 昇 岡山県真庭市長

小田切 徳 美 明治大学農学部教授

梶井 英 治 茨城県西部メディカルセンター病院長

川口 幹 子 対馬グリーン・ブルーツーリズム協会
事務局長

作野 広 和 島根大学教育学部教授

佐藤 宣 子 九州大学大学院農学研究院教授

高橋 由 和 NPO法人きらりよしじまネットワーク
事務局長

谷 一 之 北海道下川町長

沼尾 波 子 東洋大学国際学部国際地域学科教授

(五十音順)

参考資料

- ・ 過疎地域自立促進特別措置法と過去の過疎3法の概要
- ・ 過疎関係市町村及び都道府県における過疎対策の実施状況調査結果
- ・ 過疎地域の社会的価値に関するアンケート調査
- ・ 過疎対策事業債について（平成30年度第3回過疎問題懇談会（平成30年11月5日）事務局提出資料）
- ・ 海外の人口減少地域に対する施策に関する調査の結果概要

過疎地域自立促進特別措置法と過去の過疎3法の概要①

法律名	過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年4月24日法律第31号)	過疎地域振興特別措置法 (昭和55年3月31日法律第19号)	過疎地域活性化特別措置法 (平成2年3月31日法律第15号)	過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年3月31日法律第15号)	(延長) 議員立法(全会一致)
制定経緯	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～平成21年度	平成22年度～平成32年度
目的	<ul style="list-style-type: none"> ○人口の過度の減少防止 ○地域社会の基盤を強化 ○住民福祉の向上 ○地域格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> ○過疎地域の振興 ○住民福祉の向上 ○雇用の増大 ○地域格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> ○過疎地域の活性化 ○住民福祉の向上 ○雇用の増大 ○地域格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> ○過疎地域の自立促進 ○住民福祉の向上 ○雇用の増大 ○地域格差の是正 ○美しく風格ある国土の形成 	
背景	<ul style="list-style-type: none"> ○新規学卒者を中心とした急激な都市への人口吸収 ○897市町村で10%以上、117市町村で20%以上、36村で30%以上減少 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の就業機会や医療の不足 ○若年層を中心とした人口流出による高齢化 	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次オイルショックを克服した新たな東京一極集中 ○高齢化、産業面、公共施設整備面での遅れ等の「新たな過疎問題」の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢化の進行・自然減の重みの増大 ○農林水産業の著しい停滞 ○集落存続危機 ○引き続き若年者の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ○著しい高齢化の進行 ○身近な生活交通の不足 ○地域医療体制の弱体化 ○各地域の地域資源や創意工夫を活かす柔軟な支援確立の要望
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急の対策 ○生活環境におけるナショナルミニマムの確保 ○開発可能な地域に産業基盤等を整備 ○人口の過度の減少、地域社会の崩壊、市町村財政の破綻防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○過去における人口減少に起因した地域社会の機能低下、生活水準、生活機能の改善 ○総合的かつ計画的な振興施策による住民福祉の向上、雇用の増大及び格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> ○「振興を図る」から「活性化を図る」へ ○地域の個性を活かして地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを重視 ○公共施設の整備のみならず、民間活力も含む総合的な地域の発展を重視 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的視野に立った過疎地域の新しい価値、公益的機能 ○「活性化」から「自立促進」 ○個性を発揮して自立できる地域社会 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民が将来にわたり安心・安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、ソフト事業拡充
法制定(改正)時の過疎地域の要件	<p>人口要件</p> <p>昭和35年～昭和40年(5年間) 人口減少率 10%以上</p>	<p>人口要件</p> <p>昭和35年～昭和50年(15年間) 人口減少率 20%以上</p>	<p>人口要件(以下のいずれか)</p> <p><H12.4.1～> ①昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 25%以上</p> <p>②昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 20%以上 かつ 昭和60年の高齢者(65歳以上)比率 16%以上</p> <p>③昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 20%以上 かつ 昭和60年若年者(15歳以上30歳未満)比率 16%以上</p>	<p>人口要件(以下のいずれか)</p> <p><H12.4.1～> ①昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 30%以上</p> <p>②昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 25%以上 かつ 平成7年高齢者比率 24%以上</p> <p>③昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 25%以上 かつ 平成7年若年者比率 19%以下</p> <p>④昭和45年～平成7年(25年間) 人口減少率 19%以上 (①～③)は、昭和45年から25年間で人口が10%以上増加している団体は除く、)</p>	<p>人口要件(以下のいずれか)</p> <p><H22.4.1～> ※ ①昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 33%以上</p> <p>②昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 28%以上 かつ 平成17年高齢者比率 29%以上</p> <p>③昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 28%以上 かつ 平成17年若年者比率 14%以下</p> <p>④昭和55年～平成17年(25年間) 人口減少率 17%以上 (①～③)は、昭和55年から25年間で人口が10%以上増加している団体は除く、)</p>
人口要件かつ財政力要件	<p>財政力要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●S41-S43 財政力指数 0.4未満 	<p>財政力要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●S51-S53 財政力指数 0.37以下 ●公営競技収益 10億円以下 	<p>財政力要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●S61-S63 財政力指数 0.44以下 ●公営競技収益 10億円以下 	<p>財政力要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●H8-H10 財政力指数 0.42以下 ●公営競技収益 13億円以下 	<p>財政力要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●H18-H20 財政力指数 0.56以下 ●公営競技収益 20億円以下

※以降、国勢調査の結果が発表された後に、最新の国勢調査の数値(平成22年、平成27年)を反映。

過疎地域自立促進特別措置法と過去の過疎3法の概要②

法律名	過疎地域対策緊急措置法	過疎地域振興特別措置法	過疎地域活性化特別措置法	過疎地域自立促進特別措置法	(延長)	
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～平成21年度	平成22年度～平成32年度	
特別措置等	<p>○国の負担または補助の割合の特例(3分の2)</p> <p>①教育施設、②児童福祉施設、③消防施設、④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>都道府県は無医地区に関し、診療所の設置等を行う</p> <p>○交通の確保(免許の許可・認可)</p> <p>①一般乗合旅客自動車経営 ②家用自動車等を共同で有償経営</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特例措置</p>	<p>○国の負担または補助の割合の特例(3分の2)</p> <p>①教育施設、②児童福祉施設、③消防施設、④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>・ 地場産業の振興に資する施設等を追加</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>○老人福祉の増進(高齢者コミュニティセンター)</p> <p>○交通の確保(免許の許可・認可)</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○中小企業に対する資金の確保</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特例措置</p>	<p>○国の負担または補助の割合の特例(10分の5.5)</p> <p>①教育施設、②児童福祉施設、③消防施設、④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>・ 地域文化の振興を図る施設を対象に追加</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○下水道事業の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>○高齢者福祉の増進</p> <p>○交通の確保</p> <p>○通信体系の充実</p> <p>○小規模校における教育の充実</p> <p>○地域文化の振興</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○中小企業に対する資金の確保</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特例措置</p>	<p>○国の負担または補助の割合の特例(10分の5.5)</p> <p>①教育施設、②児童福祉施設、③消防施設、④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>・ ソフト事業等を対象に追加</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○下水道事業の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>○高齢者福祉の増進</p> <p>○交通の確保</p> <p>○通信体系の充実</p> <p>○小規模校における教育の充実</p> <p>○地域文化の振興</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○中小企業に対する資金の確保</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特例措置</p>	<p>○国の負担または補助の割合の特例(10分の5.5)</p> <p>①教育施設、②児童福祉施設、③消防施設、④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>・ 地域文化の振興を図る施設を対象に追加</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○下水道事業の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>○高齢者福祉の増進</p> <p>○交通の確保</p> <p>○通信体系の充実</p> <p>○小規模校における教育の充実</p> <p>○地域文化の振興</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○中小企業に対する資金の確保</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特例措置</p>	<p>○国の負担または補助の割合の特例(10分の5.5)</p> <p>①教育施設、②児童福祉施設、③消防施設、④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>・ ソフト事業等を対象に追加</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○下水道事業の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>○高齢者福祉の増進</p> <p>○交通の確保</p> <p>○通信体系の充実</p> <p>○小規模校における教育の充実</p> <p>○地域文化の振興</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○中小企業に対する資金の確保</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特例措置</p>
過疎対策事業実績	7兆9,018億円	17兆3,669億円	36兆3,286億円	24兆5,128億円	21兆0,909億円 (平成22年度～平成29年度)	

過疎関係市町村及び都道府県における過疎対策の実施状況調査（調査概要）

調査概要

- 調査名：「過疎関係市町村及び都道府県における過疎対策の実施状況調査」
- 調査主体：総務省自治行政局過疎対策室
- 調査時期：平成30年6月21日～7月31日
- 調査対象：全過疎関係市町村（817団体）及び全都道府県
- 調査方法：都道府県へメールで調査票を送付。
過疎関係市町村へは、都道府県に依頼し、都道府県から該当団体へ調査票を送付。都道府県において取りまとめの上、メールで回収。

取りまとめ状況

- 過疎関係市町村：817市町村中、812市町村
- 都道府県：47都道府県中、47都道府県

※広島県尾道市、福山市、東広島市、愛媛県今治市、大州市は平成30年7月豪雨への対応のため未回答

質問項目の概要

※【3】～【13】は、主に、現行過疎法に規定された事項について、それらについての意見を調査したものである。

質問概要	質問対象	過疎関係市町村	都道府県
【1】平成22年度以降特に重視して取り組んできた事業分野			
・特に重視して取り組んできた事業分野		○	○
【2】現在の過疎地域の状況について			
・課題があると感じている分野		○	○
【3】過疎地域自立促進計画について			
・過疎計画の策定や変更手続、記載事項についての意見		○	○
【4】過疎対策事業債について			
・①過疎債（ハード分）の対象施設等についての意見		○	○
・②過疎債（ソフト分）の対象経費等についての意見		○	○
・③過疎債についての意見		○	○
【5】都道府県による道路・公共下水道の代行整備制度について			
・①道路代行整備制度の活用に至らなかった理由		○	○
・②道路代行整備制度の必要性		○	○
・③道路代行整備制度が必要と考える理由		○	○
・④道路代行整備制度が必要でないとする理由		○	○
・⑤道路代行整備制度についての意見		○	○
・⑥公共下水道代行整備制度の必要性		○	○
・⑦公共下水道代行整備制度が必要と考える理由		○	○
・⑧公共下水道代行整備制度が必要でないとする理由		○	○
・⑨公共下水道代行整備制度についての意見		○	○
【6】医療の確保について			
・医療の確保についての意見		○	○

質問概要	質問対象	過疎関係市町村	都道府県
【7】高齢者の福祉の増進について			
・高齢者の福祉の増進についての意見		○	○
【8】交通の確保について			
・交通の確保についての意見		○	○
【9】情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について			
・情報流通円滑化、通信体系充実についての意見		○	○
【10】教育の充実について			
・学校教育、社会教育等の充実についての意見		○	○
【11】地域文化の振興等について			
・地域文化の振興等についての意見		○	○
【12】農地法等による処分についての配慮			
・農地法等による処分についての配慮に関する意見		○	○
【13】国有林野の活用			
・国有林野の活用についての意見		○	○
【14】都道府県に求める役割			
・都道府県に求める役割についての意見		○	-
【15】国に求める役割			
・国に求める役割についての意見		○	○
【16】過疎対策の必要性			
・過疎対策の必要性についての意見		○	○

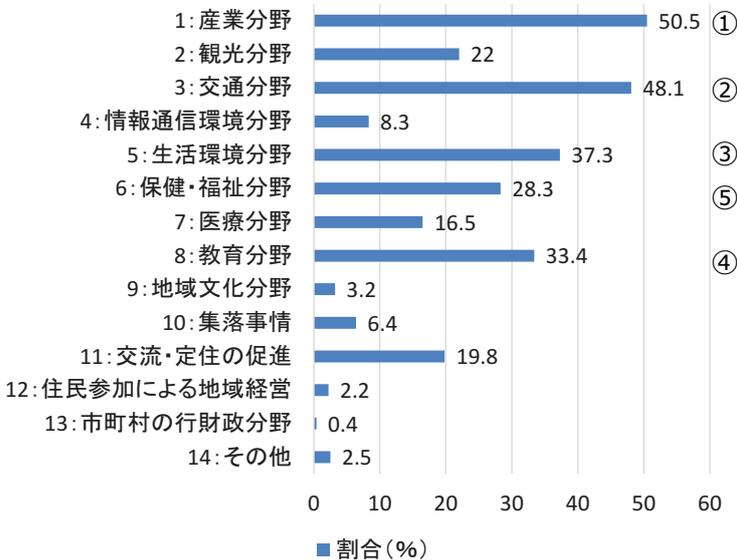
(1) 平成22年度以降特に重視して取り組んできた事業分野

平成22年度以降(※)に過疎対策を実施・推進する上で、特に重視して取り組んできた事業分野(3つ以内で選択)

※平成26年以降の過疎法改正で新たに過疎地域となった団体については、過疎地域として追加された年度以降。

過疎関係市町村の回答

【特に重視して取り組んできた事業分野】

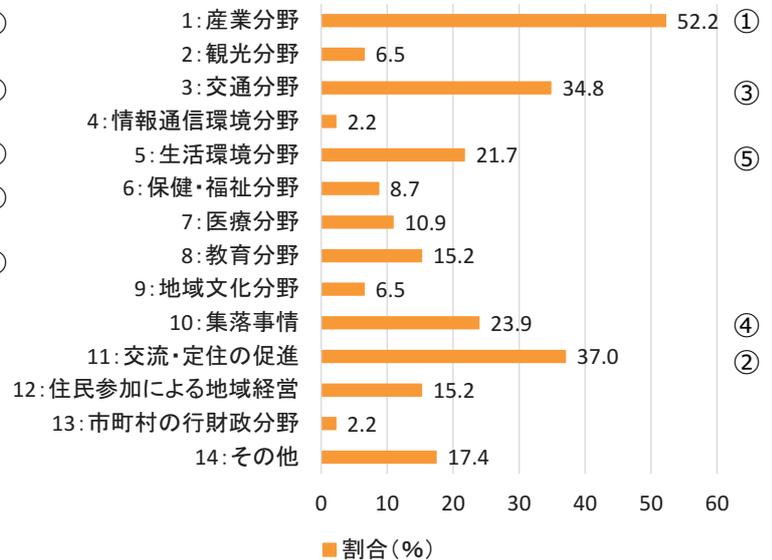


※回答した過疎関係市町村数: 808団体

(丸数字は、回答割合が高い選択肢の順位)

都道府県の回答

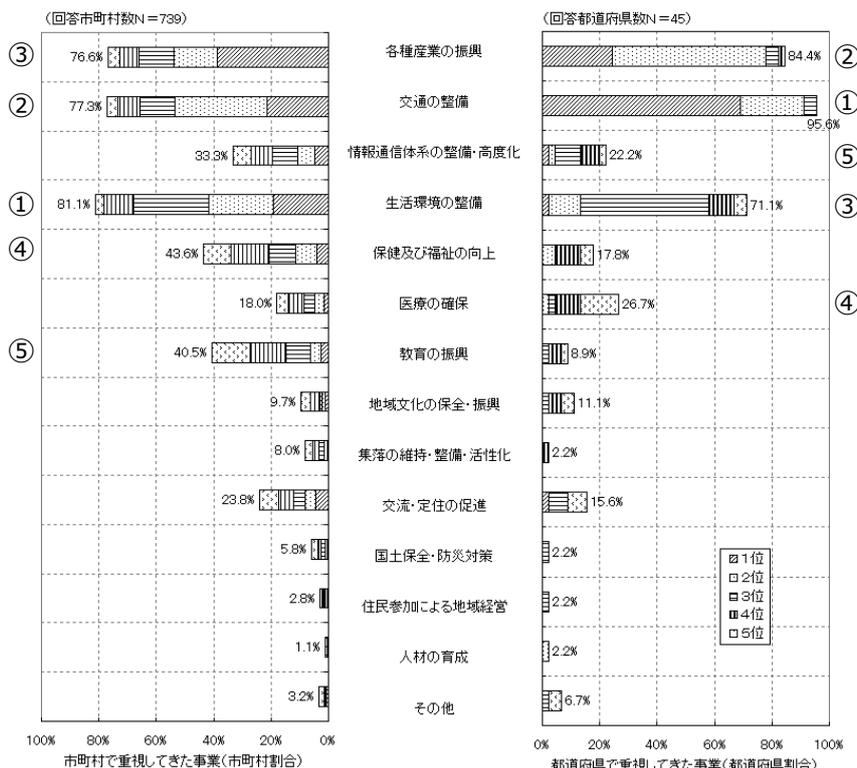
【特に重視して取り組んできた事業分野】



※回答した都道府県数: 46団体

【参考】平成18年度調査結果(平成12年度～平成17年度に特に重視して取り組んできた事業分野)

平成12年度～平成17年度について、過疎対策を実施・推進する上で、特に重視して取り組んできた事業分野・事業内容は何か。重視して取り組んできた順に5つ選択。



(丸数字は、回答割合が高い選択肢の順位)

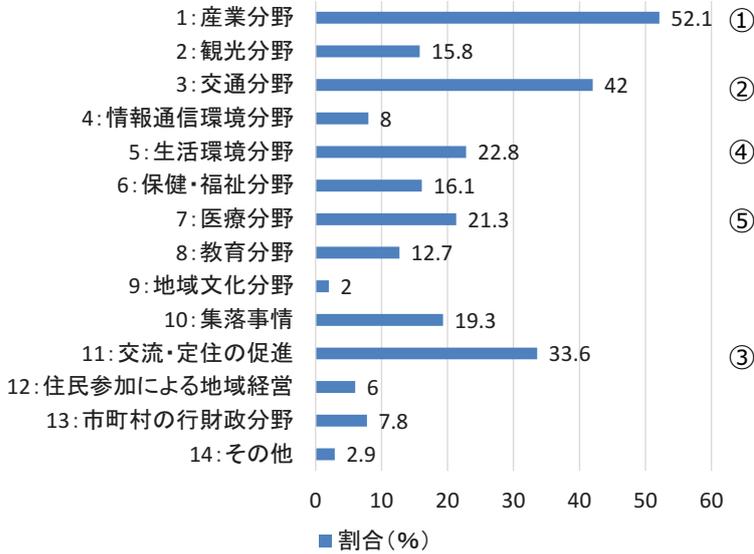
出典:『過疎対策の評価と今後の振興方策のあり方に関する調査報告書』(平成19年3月総務省過疎対策室)

(2) 過疎地域の状況について課題があると感じている分野

現在、課題があると感じている分野（3つ以内で選択）

過疎関係市町村の回答

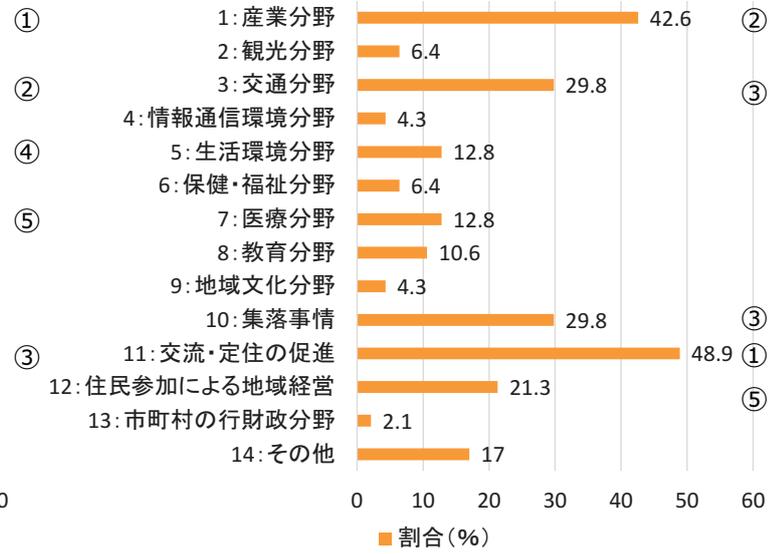
【課題があると感じている分野】



※回答した過疎関係市町村数: 797団体

都道府県の回答

【課題があると感じている分野】

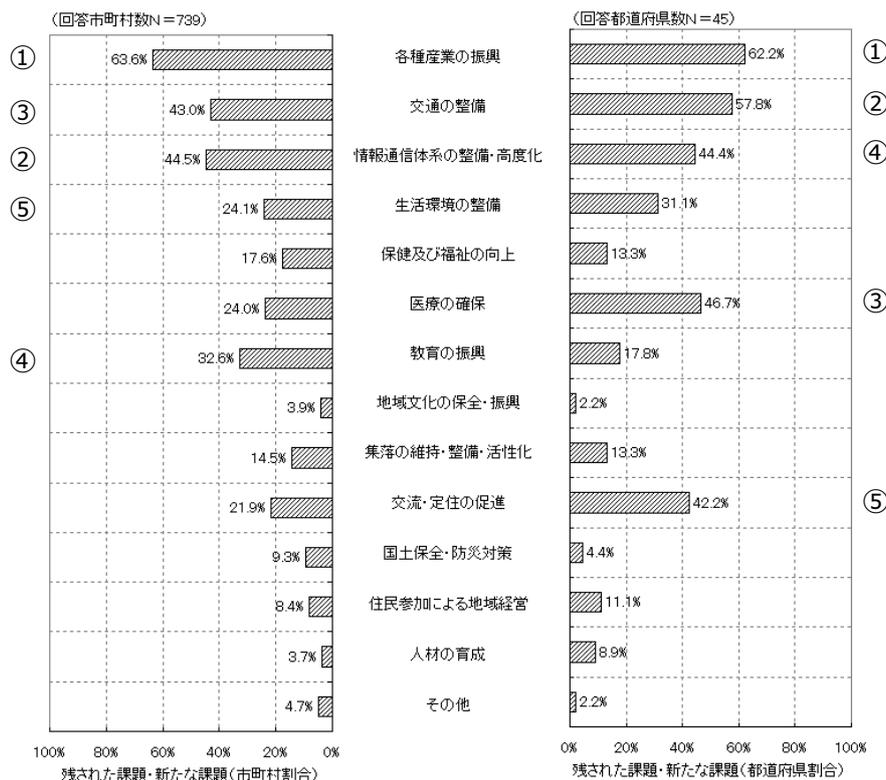


※回答した都道府県数: 47団体

(丸数字は、回答割合が高い選択肢の順位)

【参考】平成18年度調査結果(残された課題や新たな課題)

過疎地域に残された課題や新たな課題について。（5つ以内で選択）



(丸数字は、回答割合が高い選択肢の順位)

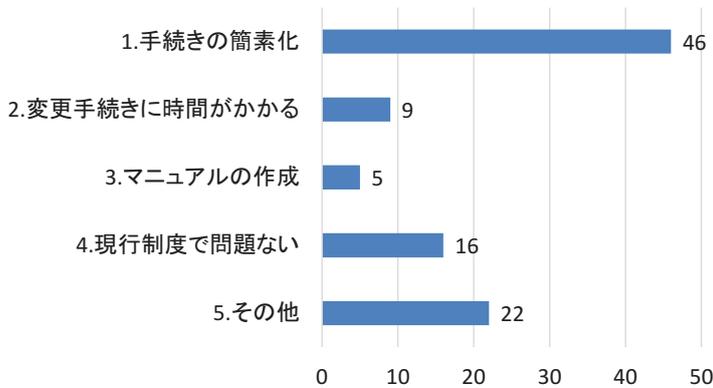
出典:『過疎対策の評価と今後の振興方策のあり方に関する調査報告書』(平成19年3月総務省過疎対策室)

(3) 過疎地域自立促進計画についての意見

「手続きの簡素化」についての意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【過疎地域自立促進計画についての意見】



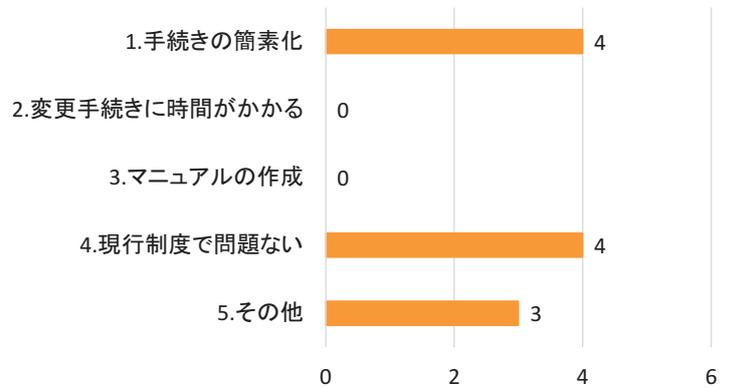
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数: 87団体

<主な意見>

- ・過疎計画を変更するには、県への事前協議や議会の議決が必要であり、相当な時間を要する。早急な対応を求められる場合もあることから、事務手続きの簡素化を図ってほしい。
- ・よりわかりやすいマニュアル等があればよい。

都道府県の回答

【過疎地域自立促進計画についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数: 10団体

<主な意見>

- ・手続きが不要な軽微な変更について、もう少し幅を持たせてほしい。
- ・軽微な変更について、事業費の2割程度⇒5割程度の変更とすべき。
- ・現状、市町村計画は「過疎地域がどのような手段で自立するか」と言うよりも、「過疎債を費用に充てる」ための計画になっている。
- ・都道府県の場合は過疎対策事業債の活用がないため、都道府県計画のあり方について検討願いたい。

(4-1) 過疎対策事業債(ハード分)の対象施設についての意見

公共施設の老朽化対策への対応、農道・林道等の要件緩和、河川改修、農業関係施設、学校・子育て関係施設、収益性のある施設(公営企業等)の追加などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

- <公共施設の老朽化対策>
- 施設の修繕・設備更新等(41)、施設の除却(40)
 - 庁舎の建替等(19)
- <個別公共施設>
- 農道・林道等の要件緩和(35)、県道負担金(2)
 - 河川改修(11)、治山(1)、海岸施設(1)、農業関係施設(7)、防災対策事業(5)、空港施設(1)
 - 学校・子育て関係施設(バス乗降所、駐車場、学生宿舎、放課後児童クラブ等)(8)、市町村立大学(2)
 - 墓地(2)、ペット葬祭場(1)、駅周辺整備(2)、都市下水路等(1)、都市公園(1)、集落整備(1)
- <収益性のある施設(公営企業等)>
- 上水道(11)、簡易水道(1)、観光(1)、収益施設(観光施設、産業振興施設、公営住宅等)(5)
 - 住宅、簡易水道、下水道、診療施設に係る充当率引上げ(7)
- <民間施設>
- 民間施設整備補助金(誘致企業、病院、自治会、サービスステーション等)(16)

※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数: 298団体

都道府県の回答

- <公共施設の老朽化対策>
- 施設の修繕・設備更新等(1)、施設の除却(5)
 - 庁舎の建替等(1)
- <個別公共施設>
- 農道・林道等の要件緩和(4)、県道負担金(1)
 - 道路代行整備制度を活用する際の用地取得経費(1)
 - 河川改修(2)、農業関係施設(1)、防災対策事業(2)
 - 学校・子育て関係施設(バス乗降所)(1)、市町村立大学(1)
- <収益性のある施設(公営企業等)>
- 上水道(5)、簡易水道(3)
- <民間施設>
- 民間施設整備補助金(産業振興施設、サービスステーション)(5)

※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数: 26団体

(4-2) 過疎対策事業債(ソフト分)の対象経費についての意見

「発行限度額の引上げ」、「対象経費の拡充」、「対象経費の明確化」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

- 発行限度額の引上げ(49)
- 対象経費の拡充(35)
 - ・民間ハード整備補助(農地活用、住宅、産業施設、店舗)(6)
 - ・内部管理経費(庁舎管理、システム改修、保健師等家賃)(5)
 - ・施設の維持補修(4)、点検(2)
 - ・民間企業等への補助(5)
- 解体撤去のハード分化等(2)
- 対象経費の明確化、優良事例等の情報提供(13)
- 地方債計画額の確保・増額(21)
- 現行制度の維持(28)
- その他(48)
 - ・限度額を超えた基金積立て
 - ・地方債の機能である世代間負担の公平性を考慮すると、ソフト事業では明確な資産が残らないこともあり、地方債充当に抵抗感を感じる
 - ・真に過疎地域の自立に資する事業に限定すべき

※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数:184団体

都道府県の回答

- 発行限度額の引上げ(6)
- 対象経費の拡充(3)
 - ・民間ハード整備補助(1)
- 解体撤去のハード分化等(2)
- 対象経費の明確化、優良事例等の情報提供(4)
- 地方債計画額の確保・増額(1)
- 現行制度の維持(1)
- その他(3)
 - ・財政力の低い団体により配分される仕組みづくり
 - ・事業の効果を客観的に把握するのが困難
 - ・無秩序なハード整備を避けるため、ハード分で整備した施設の運営費等には充当できないようにすべき

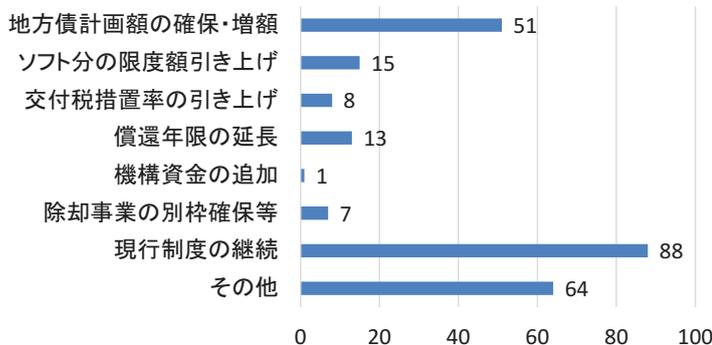
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数:15団体

(4-3) 過疎対策事業債についての意見

「現行制度の継続」、「地方債計画額の確保・増額」、「ソフト分の限度額引上げ」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【過疎対策事業債についての意見】



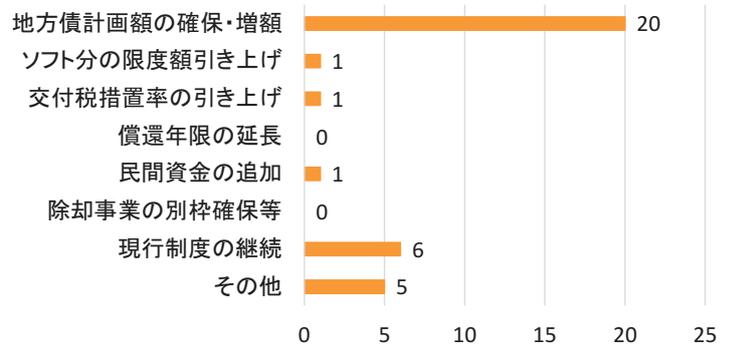
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数:209団体

<主な意見>

- ・現行過疎法の期限終了後も過疎対策事業債の制度維持を強く要望する。
- ・事業が円滑に実施できるよう、必要額については、満額を確保してほしい。
- ・過疎債ソフト分について、全国の過疎市町村の要望額が限度額の合算額に達しない場合、発行限度額の2倍まで起債できるが、要望額の増加により2倍枠を抑制されている。限度額の撤廃を希望する。

都道府県の回答

【過疎対策事業債についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数:29団体

<主な意見>

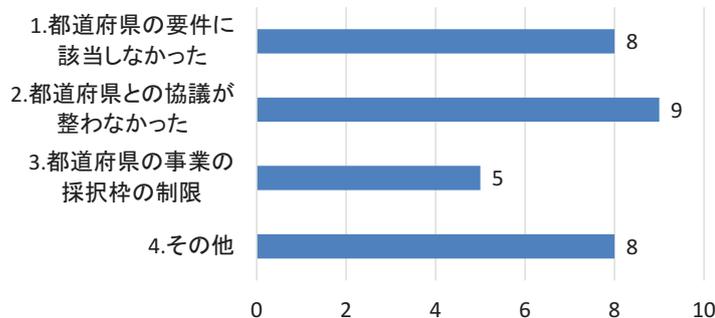
- ・近年は要望額に対してほぼ全額配分されているが、それ以前は配分額が要望額を下回っており、団体において不足分を一般財源で負担していた。今後においても、大規模な建設事業が予定されており、配分額が要望額を下回ることが予想されていることから、地方債計画において、要望に対し不足が出ないよう十分な額を計上していただきたい。
- ・ソフト分については、各種子育て支援策や移住定住対策、交通の便の確保、観光促進等多岐にわたる過疎対策事業を行っていることから、限度額の引き上げを要望する。

(5-1) 道路代行整備制度の活用に至らなかった理由(活用を協議した団体に質問したもの)

「都道府県の要件に該当しなかった」、「協議が整わなかった」、「採択枠の制限」などの意見がある。

過疎関係市町村の回答

【道路代行整備制度の活用に至らなかった理由】



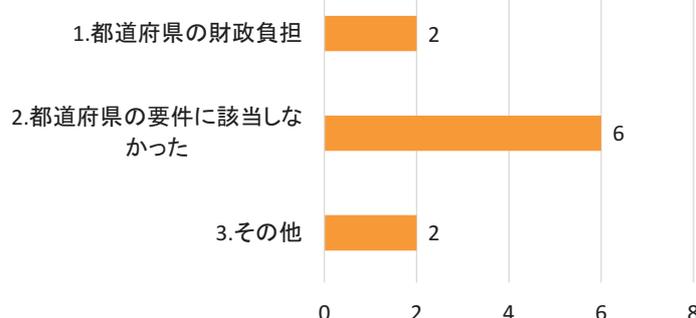
※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した過疎関係市町村数:29団体

<主な意見>

- ・延長、事業費、受益面積などいずれも採択要件未達であり、費用対効果も低いため。
- ・市が重要な路線と位置付けている区間をなぜ代行事業でなければ実施できないのか、整備の必要性、緊急性、重要性、効果など説明に苦慮している。
- ・県予算の配分及び重点地域でないため。
- ・市への新規事業については、総合的な市町村支援のあり方の中で検討するとのことで実現に至っていない。

都道府県の回答

【道路代行整備制度の活用に至らなかった理由】



※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した都道府県数:9団体

<主な意見>

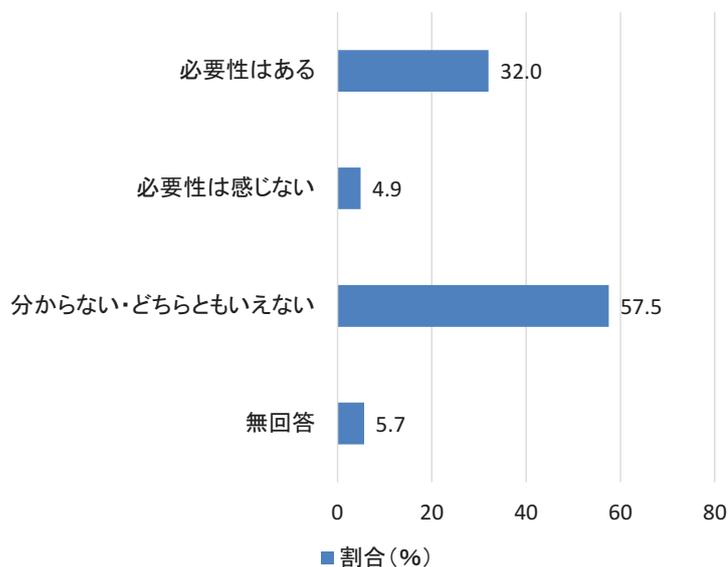
- ・市町村から代行制度での整備要望が上げられてきたが、厳しい財政状況から、平成23年度以降、代行事業は行っていない。
- ・厳しい財政状況から、平成14年度以降代行事業による林道事業の新規採択を凍結しているため、具体的な事例による市町村との協議は行っていない。

(5-2) 道路代行整備制度の必要性

「必要性はある」との意見も多いが、「分からない・どちらともいえない」という意見も多い。

過疎関係市町村の回答

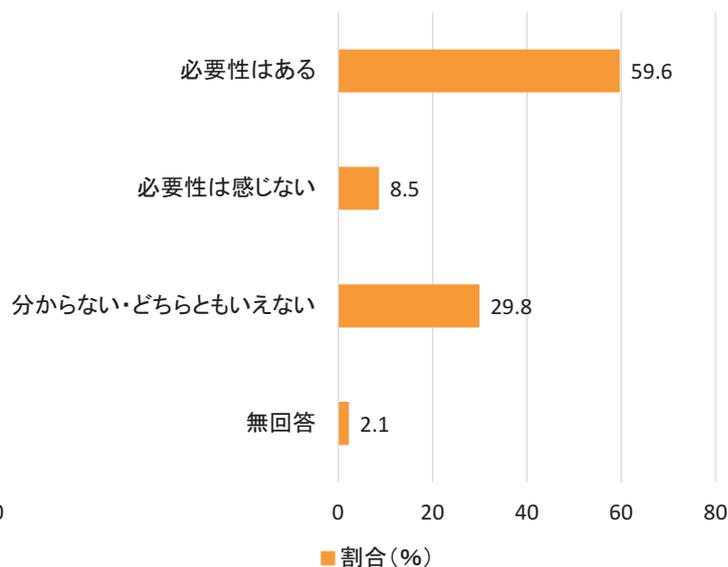
【都道府県による道路代行整備制度の必要性】



※回答した過疎関係市町村数:812団体

都道府県の回答

【都道府県による道路代行整備制度の必要性】



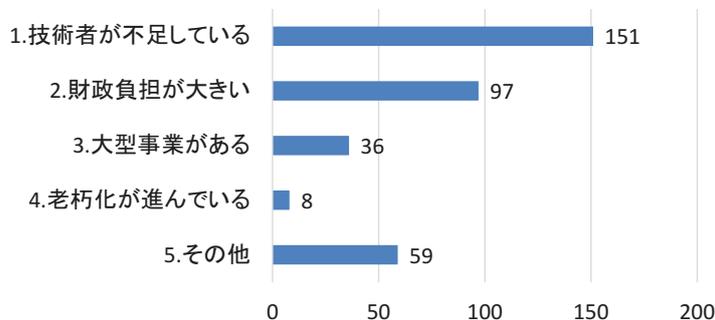
※回答した都道府県数:47団体

(5-3) 道路代行整備制度が必要と考える理由(制度が必要と回答した団体に質問したもの)

「技術者が不足している」、「財政負担が大きい」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【道路代行整備制度が必要な理由】



※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した過疎関係市町村数:253団体

<主な意見>

- ・今後、橋梁やトンネル等の老朽化が進み、架替等が出てくることが予想される。大規模な施設については、技術的・財政的にも過疎町村での対応は難しく、今後も県による代行制度は必要であると考えます。
- ・過疎市町村では、職員数も限られてくることから、技術職員がいないケースが多いと考えられ、一般事務職員が技術職として職務を行っている。大規模工事や、特殊工作物等の施工に関する知識や経験のない市町村職員では対応が困難となることから、県代行制度は必要と考える。

都道府県の回答

【道路代行整備制度が必要な理由】



※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した都道府県数:28団体

<主な意見>

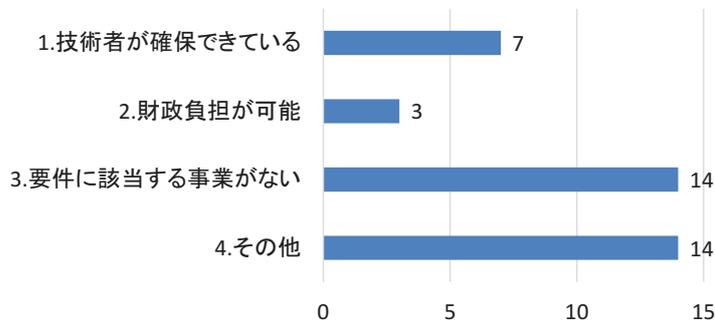
- ・過疎代行で実施する市町村道は、国県道を補完する機能を持った道路もあることから、県全体の道路ネットワーク構築に一役を担うものである。また急峻な地形・脆弱な地質が多い県であることから、高い技術力と多くの整備費が必要な事業もあり、技術職員が在籍しておらず財政力の弱い市町村へ最大の支援となる。
- ・他事業に関連して早期整備が必要な場合において、市町村の財政事情からその工程に間に合わない場合、その支援ができる制度は必要と考える。

(5-4) 道路代行整備制度が必要でないと考える理由(制度が必要でないと回答した団体に質問したもの)

「要件に該当する事業がない」「都道府県の財政負担が困難」などの意見がある。

過疎関係市町村の回答

【道路代行整備制度が必要でない理由】



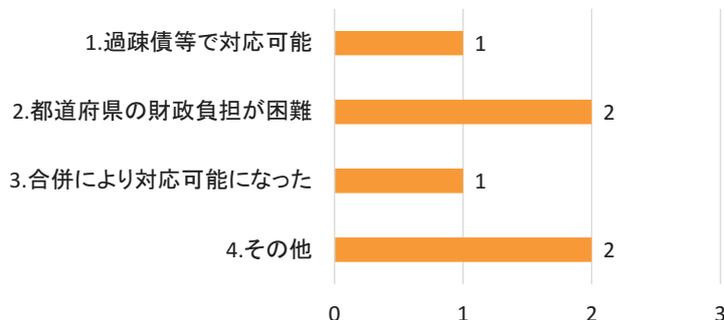
※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した過疎関係市町村数:37団体

<主な意見>

- ・過疎債を活用し町単独で道路整備可能なため。
- ・市町村合併により、技術職員の専門性も上がり、従来のように県に代行を依頼するような事業がなくなった。
- ・今後の人口動向(減少見込)やある程度の町道改良が完了した状況を鑑みると、今後は維持補修に徹するべきと考えるため。

都道府県の回答

【道路代行整備制度が必要でない理由】



※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した都道府県数:4団体

<主な意見>

- ・近年、市町からの代行整備の要望は少ない。
- ・県事業の予算が厳しいなか、新規事業の採択は困難である。

(5-5) 道路代行整備制度についての意見

「対象事業の追加」、「要件緩和」、「財源確保」、「制度周知」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

- 対象事業の追加(11)
 - ・老朽が著しい路線の改良、大規模な補修事業、点検
 - ・国道や県道を結ぶ短くても重要な市町村道(連絡道、う回路、橋梁)
 - ・林業専用道
 - ・災害復旧事業
 - ・無電柱化
- 要件緩和(9)
 - ・複数路線を対象にしてほしい
 - ・林道 利用面積50ha以上の要件の緩和
 - ・市町村道の両端が国道または県道である要件の緩和
- 財源確保(5)
 - ・都道府県に対する経費負担の軽減措置
 - ・県代行業業について社会資本整備総合交付金を別枠確保
- 制度周知(12)
 - ・制度やプロセスを把握していない自治体があるため、制度の活用実態や実例などの情報提供

※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数:72団体

都道府県の回答

- 対象事業の追加(1)
 - ・林道の維持管理
- 財源確保(5)
 - ・代行している都道府県への国の支援拡充(補助率のかさ上げ)
 - ・代行業業に係る市町村負担金の導入
- その他
 - ・「事務の代替執行」は、市町村からの要望が個々で条件が違い、それを県が受けるか判断するのが難しい。一方、代行整備制度は手続きが明確で財政負担も都道府県が行うものであり、市町村にとってメリットがある。

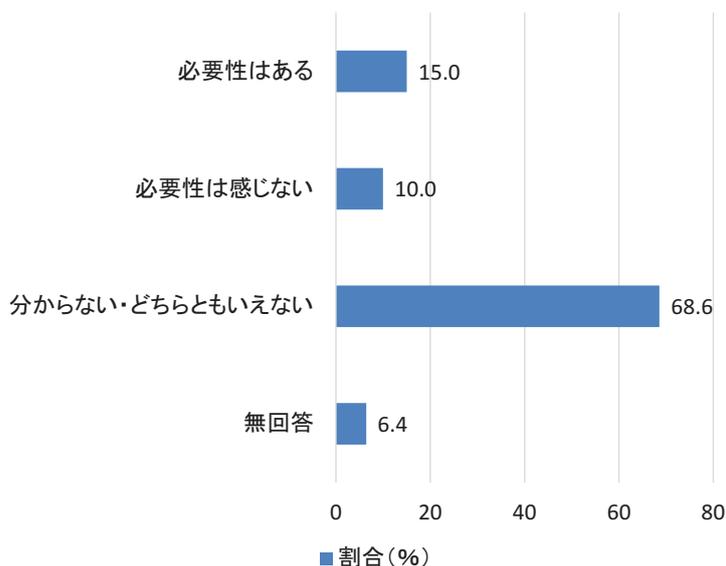
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数:11団体

(5-6) 公共下水道代行整備制度の必要性

「分からない・どちらともいえない」という意見が多いが、「必要性はある」という意見もある。

過疎関係市町村の回答

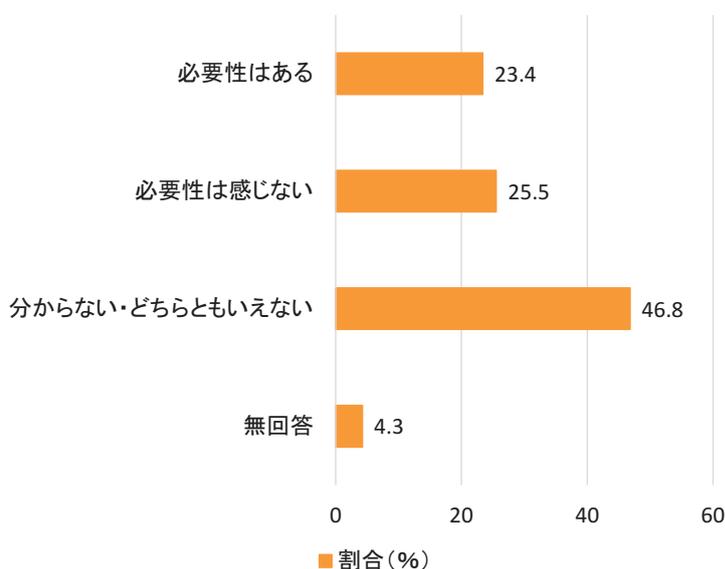
【都道府県による公共下水道代行整備制度の必要性】



※回答した過疎関係市町村数:812団体

都道府県の回答

【都道府県による公共下水道代行整備制度の必要性】



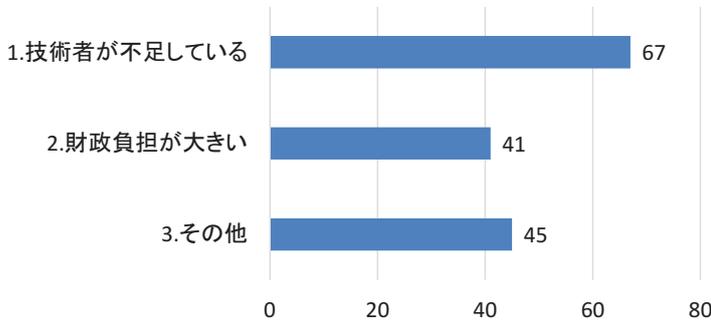
※回答した都道府県数:47団体

(5-7) 公共下水道代行整備制度が必要と考える理由(制度が必要と回答した団体に質問したもの)

「技術者が不足している」、「財政負担が大きい」という意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【公共下水道代行整備制度が必要な理由】



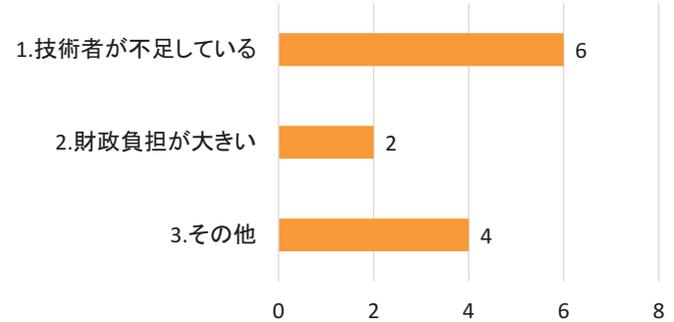
※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した過疎関係市町村数:117団体

<主な意見>

- ・過疎市町村は、全国的な人口減少傾向下で技術職員の確保・技術の継承・改築更新費用の確保が著しく困難になってきている。そのような状況でも現に使用している既整備下水道施設を取りやめることは困難であることから国の支援のもと都道府県が技術職員と改築更新費用を確保し下水道機能を持続出来る制度が必要と考えられる。
- ・これから単独町村での処理場管理は費用が膨大となることから、流域下水道への接続について河川横断も関係していることから、必要性を感じる。

都道府県の回答

【公共下水道代行整備制度が必要な理由】



※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した都道府県数:10団体

<主な意見>

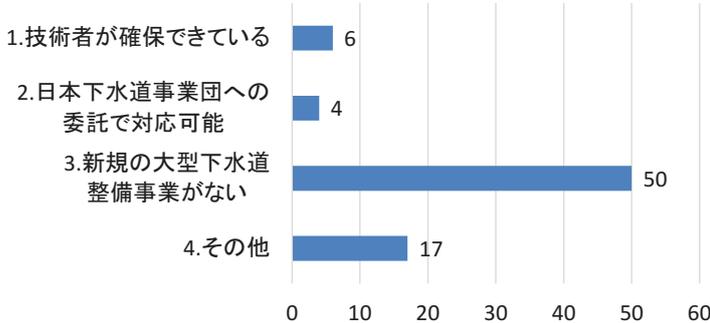
- ・人口減少の時代となり、下水道施設の新規整備はほぼないものと考えられるが、施設の再構築は今後必ず発生する。過疎市町村は職員数が減少しており、再構築時の代行制度は、ある程度必要となると推測される。

(5-8) 公共下水道代行整備制度が必要でないとする理由(制度が必要でないと回答した団体に質問したもの)

「新規の大型下水道整備事業がない」という意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【公共下水道代行整備制度が必要でない理由】



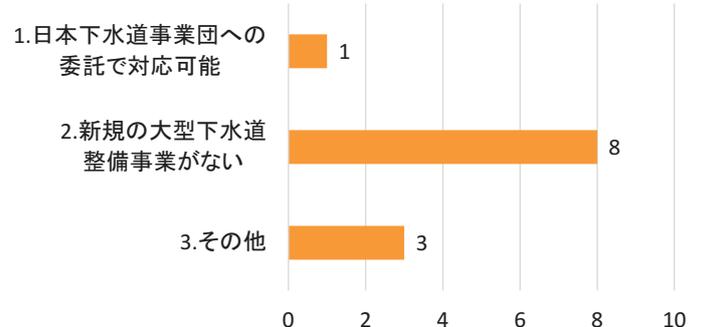
※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した過疎関係市町村数:77団体

<主な意見>

- ・市町村合併により技術職が増えて、設計・監督が可能となったため。
- ・終末処理場建設等の際には、下水道事業団に業務を委託するため。
- ・今後は改築更新が主体となるため。
- ・市単独による下水道処理場を保有していないため。
- ・幹線管渠等の整備について高度な知識が必要な現場が少ないため。
- ・過疎地域のように人口密度が小さい地域においては、生活排水対策として、公共下水道よりも個別処理による整備の方が費用対効果の点でより有利であり、活用される場面が少ないと考えられるため。
- ・県に下水道事業がないため。

都道府県の回答

【公共下水道代行整備制度が必要でない理由】



※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した都道府県数:12団体

<主な意見>

- ・下水道事業団へ整備を依頼できるため。
- ・一般的に、人口密度の低い地域では下水道経営が厳しいため、今後新たに過疎地域における下水道整備は行われにくいと考えられるため。

(5-9) 公共下水道代行整備制度についての意見

「対象事業の追加」、「要件緩和」、「財源確保」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

- 対象事業の追加(8)
 - ・統合、改築更新、維持管理
 - ・農業集落排水
- 要件緩和(3)
 - ・要件を緩和するなど活用しやすい制度設計の検討
 - ・採択要件の見直し
- 財源確保(3)
 - ・都道府県に対する経費負担の軽減措置
- その他
 - ・過疎の地区は、今後、浄化槽整備に重点を置くことになるので、公共下水道の代行整備制度の必要性は低くなるのではないかと
 - ・ほぼ公共下水道の整備が終了しているが、自治体の職員数が減少し、下水道の専門知識を有する職員がいなくなる中で、今後、耐震化や改築更新時には、都道府県による公共下水道代行整備制度の利用が必要となる自治体が出てくる可能性
 - ・県の本課に職員数(技術系)が不足しているため増員する必要

※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数:29団体

都道府県の回答

- 対象事業の追加(1)
 - ・改築更新、維持管理
- 制度周知(1)
 - ・代行制度を検討する機会がこれまでなかった。他都道府県における活用事例について情報提供してほしい
- その他
 - ・代行整備制度は、「事務の委託」や「事務の代替執行」などの制度に比べて、国庫補助金(後進地域特例法による嵩上げ)の支援を受けることができるため、特に財政面で有利
 - ・流域下水道が一部地域しかないため、県に代行するだけの技術力や知識がない。

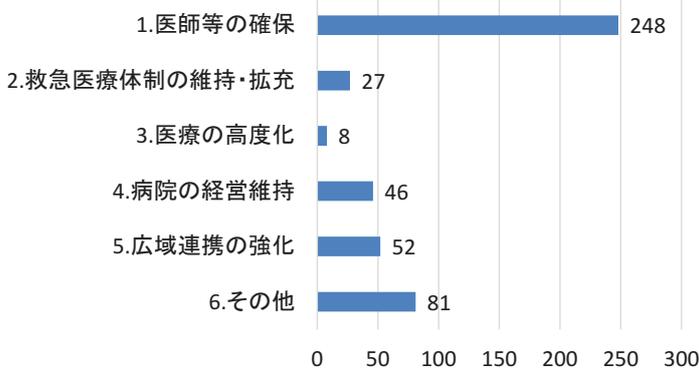
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数:4団体

(6) 医療の確保についての意見

「医師等の確保」、「広域連携の強化」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【医療の確保についての意見】



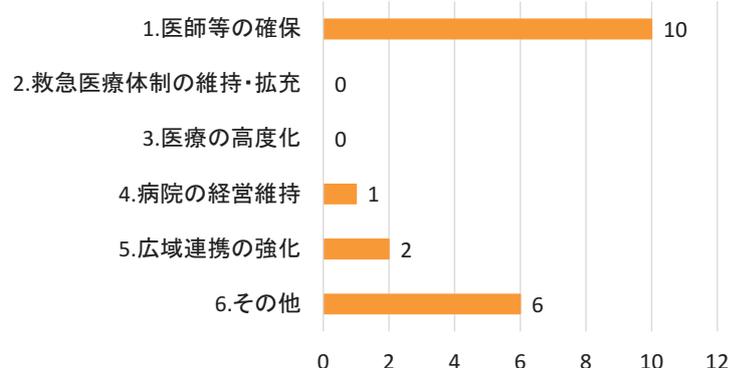
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数:360団体

<主な意見>

- ・診療施設の看護師、保健師を確保するため、町独自で奨学金の制度を設け人材の育成に取り組んでるが、医師不足(特に周産期、小児医療)は深刻な問題となっており、広域の医療連携による医師の確保対策、救急医療の充実が急務となっている。
- ・過疎地域の自治体が医療の充実を図ると、多大な経費がかかり、一般会計を圧迫する大きな要因となっている。
- ・過疎地域には高齢者世帯・一人暮らし世帯が点在し、医療を受けるための交通手段などが課題。

都道府県の回答

【医療の確保についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数:13団体

<主な意見>

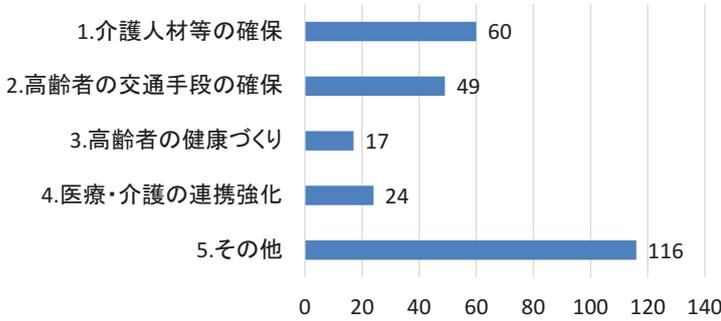
- ・へき地においては医療機関に勤務する医師が1人だけであることが多く、その医師の負担が大きいため、へき地診療所に勤務する医師の確保が困難となっている。
- ・へき地医療体制を確保していくには、市町村域を超えてより広域的に取り組むべき必要が生じてくるものと考えられ、広域連携に関するノウハウ等を国、県、市町村が全国的に共有する体制の構築を国が主導的に検討いただきたい。

(7) 高齢者の福祉の増進についての意見

「介護人材等の確保」、「高齢者の交通手段の確保」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【高齢者の福祉の増進についての意見】



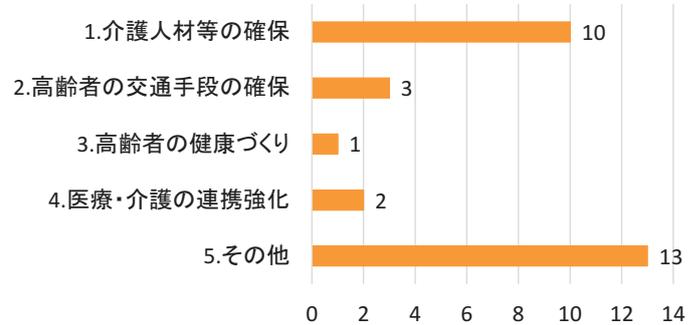
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数:239団体

<主な意見>

- ・施設又は在宅介護サービスを運営する事業所が、従事者の確保に苦慮しており、この人員不足がより深刻化していけば、将来、高齢者に提供すべき介護サービス等に影響が出るおそれがある。
- ・今後、高齢化と介護人材不足は更に深刻になると思われることから、過疎地における国外の介護人材育成・確保の取組について、国からの手厚い支援が必要。
- ・近年は高齢化による身体機能等の低下により運転免許を返納される方も増加しており、公共交通機関の充実やタクシー利用に対する助成等が求められている。

都道府県の回答

【高齢者の福祉の増進についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数:17団体

<主な意見>

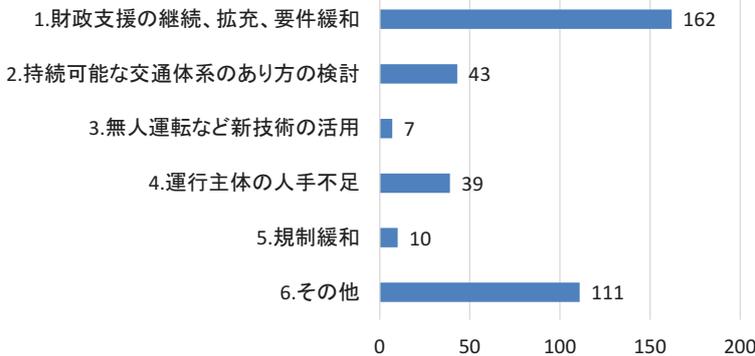
- ・過疎地においては、高い高齢化率や、医療・介護サービス資源の不足、医療・介護人材の不足等の課題を抱える地域が多く、高齢者健康福祉圏域単位等の広域的な医療・介護の連携を推進することがより強く求められている。
- ・中山間地域・島嶼地域などの過疎地域では、市場原理に任せているだけでは介護事業者は採算を確保することが難しく、規模の縮小や廃止せざるを得ないケースも想定され、介護サービスを提供することが困難になることが予測される。

(8) 交通の確保についての意見

「財政支援の継続、拡充、要件緩和」についての意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【交通の確保に関する意見】



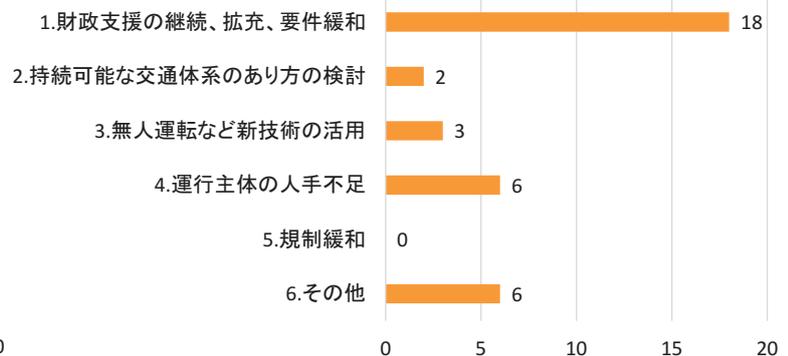
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数:338団体

<主な意見>

- ・(路線バスへの国の補助について)対象要件(特に輸送量)が一律であるため、補助対象外となる路線が存在している。地域の実情に応じた要件緩和等、財政支援の強化を求める。
- ・交通の確保にあたっては、実態調査やニーズ調査・分析が必要だが、専門知識やマンパワー不足のため、外部専門家に頼らざるを得ない。調査等に対する財源の確保が課題である。
- ・過疎地域における今後の公共交通システムを考える場合、乗務員の高齢化や人員不足に必ず直面する。乗務員の雇用環境の改善が必要。保育所等のような処遇改善補助金等が必要ではないか。

都道府県の回答

【交通の確保に関する意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数:25団体

<主な意見>

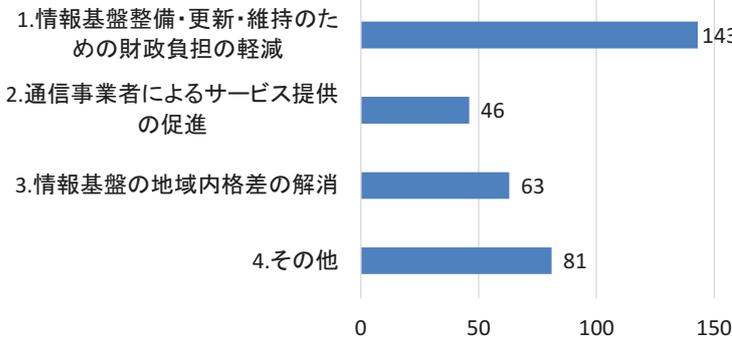
- ・交通を巡っては、人口減少・高齢化による需要面の減少とともに運転手の不足等、供給面の減少が同時進行している。また、運行に係る公費負担という課題のほか、学校の統廃合による通学手段の確保、地域商店の減少による生活支援、高齢者の運転免許返納の環境づくり等、さまざまな課題がある。このため、地域の実情に応じた地域公共交通網の再編整備、輸送を担う人材や車両の有効活用としての貨客混載、自家用有償旅客運送制度の活用、インバウンドを含めた交流人口の取込み、ICTの利活用、自動走行の導入など、公共交通の高度化を進めるとともに、医療、観光、福祉、教育といった交通以外の施策との連携を図ることが必要だと思われる。

(9) 情報の通信の円滑化及び通信体系の充実についての意見

「情報基盤整備・更新・維持のための財政負担の軽減」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【情報の流通の円滑化等についての意見】



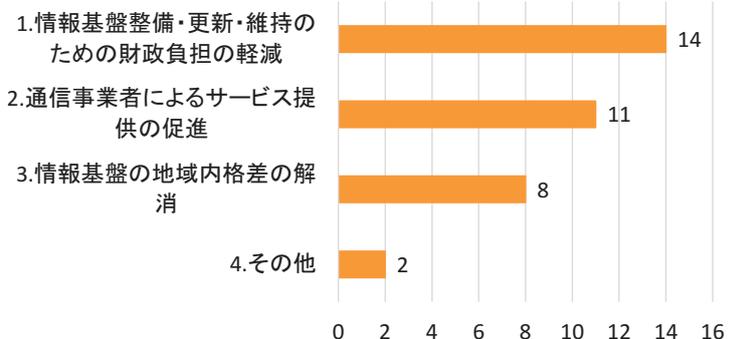
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数:256団体

<主な意見>

- ・市が整備する方式では、永続的に維持管理費用が発生するため、民間事業者の整備に対して国が直接支援する方法を検討してほしい。
- ・超小集落および一部の山間部においてはテレビ難視聴地域および携帯電話の不感地域の解消が行えていない。
- ・情報通信体系の確保は、過疎地域において、人口減少が進む中、都市部との格差を低減することにより、雇用の場の確保やデータセンター等、新たな企業誘致の可能性を広げることが出来る。

都道府県の回答

【情報の流通の円滑化等についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数:25団体

<主な意見>

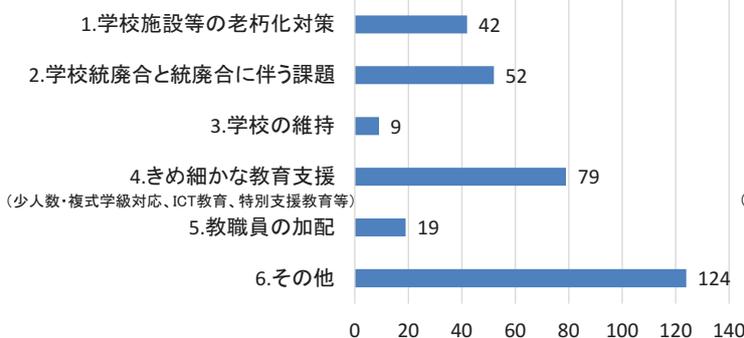
- ・過去に通信網を整備した地域において、設備の老朽化に伴う更新や情報の大容量化・高速化に対応した通信網の再整備等の必要が生じているため、維持管理や設備更新に係る経費が課題。
- ・市町村が携帯電話のエリア化を希望しても、携帯電話事業者が、採算の観点から、補助事業に参画しないケースが多く、国が携帯電話事業者へ協力依頼や働きかけを行う必要がある。

(10) 教育の充実についての意見

「きめ細かな教育支援」、「学校施設の統廃合」、「学校施設等の老朽化対策」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【教育の充実についての意見】



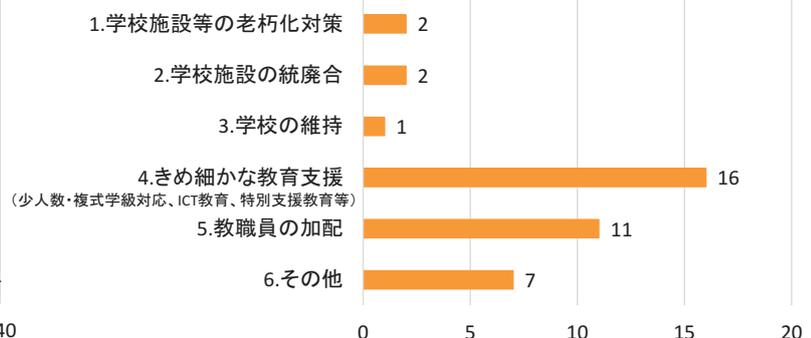
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数:263団体

<主な意見>

- ・社会教育施設及び学校施設の老朽化が進み、今後その維持管理に多額の費用が必要になることが懸念されている。
- ・少子化が進む状況の中、より良い教育環境の整備のため学校統合を進めてきたが、学校統合により通学距離が遠くなることに伴い、スクールバスの運行が必要となり、スクールバス運行費用が増加している。
- ・少子化による児童数の減少に伴い、平成25年度から小学校で複式学級が導入されており、少人数学級の特性を生かした教育諸条件整備と教育(学習)水準の維持・向上が課題となっている。

都道府県の回答

【教育の充実についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数:25団体

<主な意見>

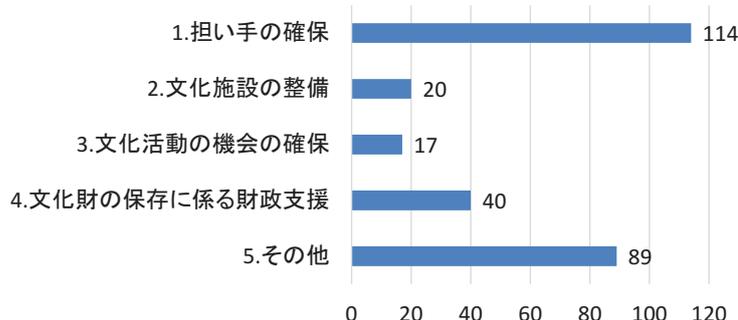
- ・過疎地域(中山間地域)の県立高等学校においては、生徒数の減少に伴い、更なる小規模化が予想されることから、小規模化する高等学校の魅力づくりのため、教員の定数加配措置とともに、ICT支援員の配置も含めた遠隔教育のために必要な財政措置を講じるよう、国において検討いただきたい。
- ・特に過疎地域においては学校の規模(生徒数)の維持が地域の活性化に直結しており、県外や県内遠隔地等からの生徒の募集とそのため学校の魅力化に取り組む学校に対して、特に手厚い支援が必要

(11) 地域文化の振興等についての意見

「担い手の確保」「文化財の保存に係る財政支援」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【地域文化の振興等についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。

※回答した過疎関係市町村数:243団体

<主な意見>

- ・地域の人口減少による風俗習慣行事の存続危機や民族芸能団体における後継者不足などが深刻である。最近では、風俗習慣行事などは通常と異なったあり方で実施したり(地域の各戸を回る来訪神行事であるが、参加戸数が少なくなったため集会所で実施する等)、神楽保存団体が活動人員不足のため中止するなどの例がある。
- ・少子高齢化により地域の担い手が著しく低下している本町ではあるが、農村舞台公演等を毎年開催することにより、地域の連帯が醸成でき、また新たな担い手が加わる事もある。

都道府県の回答

【地域文化の振興等についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。

※回答した都道府県数:22団体

<主な意見>

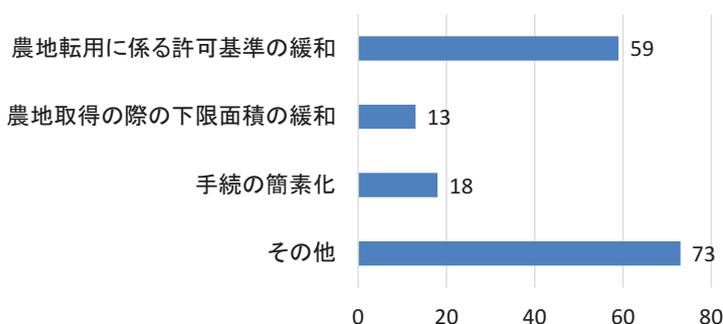
- ・事業実施には、離島・過疎地域の市町村との連携が重要であるが、離島・過疎地域の市町村においては、マンパワーが不足し、事業の執行体制が十分でない状況が見受けられる。
- ・高齢化や過疎化、人口減少により地域の伝統行事、伝統芸能の保存・継承は深刻な状況にあり、伝統芸能の継承及び発展のためには発表の場の確保が必要である。

(12) 農地法等による処分についての配慮に関する意見

「農地転用に係る許可基準の緩和」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【農地法等による処分についての配慮に関する意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。

※回答した過疎関係市町村数:154団体

<主な意見>

- ・企業や商業施設等を誘致するにあたり、農振農用地や第1種農地の転用規制が厳しく、企業等の進出機会が損なわれている。
- ・非農家の方が畑地を取得(借地)し耕作したいが、農地取得の下限面積(50a)が大きいので農地を取得(借受)し耕作できない状況にある。農地(畑地)の有効活用と耕作従事者を増やすためにも、農地取得の下限面積の引き下げをお願いしたい。

都道府県の回答

【農地法等による処分についての配慮に関する意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。

※回答した都道府県数:9団体

<主な意見>

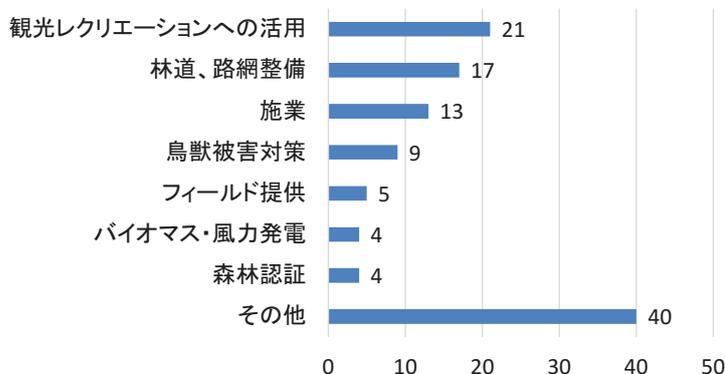
- ・農地法の許可事務については、事前の相談等に対応するとともに、農地法及び農地法運用通知等に基づき、適切な運用を図っている。
- ・本県においては、4ha以下の農地転用許可権限が過疎地域を含む市町に移譲されていることから、施設整備に対して迅速な対応が可能。

(13) 国有林野の活用についての意見

市町村と連携した「観光レクリエーションへの活用」、「林道・路網整備」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【国有林野の活用についての意見】



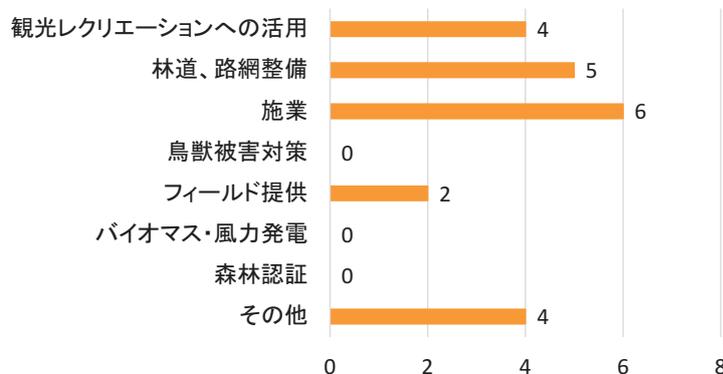
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数: 91団体

<主な意見>

- ・国有林を活用した自然体験や宿泊等の環境整備に努め、滞在型の町を目指していく必要がある。
- ・猪、鹿などの有害鳥獣被害が増加し、農家のやる気を奪っている地域と連携した国有林内の有害鳥獣被害対策を強化していただきたい。
- ・国有林内の林地未利用材の活用、バイオマス専用材の協力を求めたい。

都道府県の回答

【国有林野の活用についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数: 13団体

<主な意見>

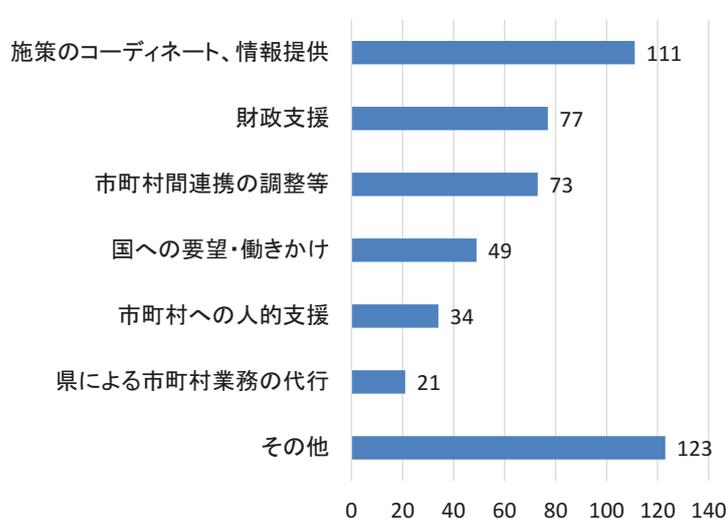
- ・国有林と民有林の連携の一つとして、現在、森林管理局と県内7市町村間で森林共同施業団地を設定し、路網を共通で使用し民国連携による共同施業、協調出荷などの実績を上げている。
- ・林業大学校を設置の研修フィールドとして、国有林の活用について配慮をいただきたい。

(14) 都道府県に求める役割についての意見

「施策のコーディネート、情報提供」、「財政支援」、「市町村間連携の調整等」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【都道府県に求める役割についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数: 386団体

<主な意見>

・県の計画は市町村計画をまとめたものであり、県として過疎地域をどう支援していくのか、補助制度等を整備しておくだけでなく、過疎地域の存続を県としてどのように考えているのか示していく必要があると考える。

・過疎地域における課題等は近隣市町村で類似な内容が多いことが想定されることから、広域的な観点から課題解決や調査研究に取り組む専門部局を県に設置し、過疎対策を進めることが有効と考える。

・多くの市町村の財政力が弱いため、単独市町村での取り組みは限界があると考えられ、振興局をリーダーとした広域的な施策の実施や連携が重要になってくると思われ、その組織作りを含めた総合調整に期待したい。

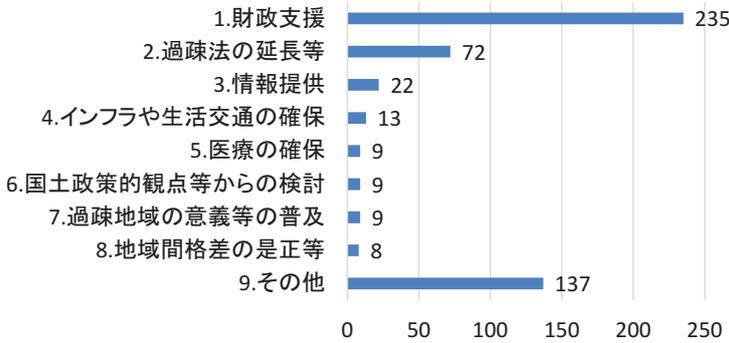
・市町村はそれぞれ独立した地方公共団体ではあるが、住民の「生活」にとってその枠組みはそれほど重要ではないと考えられることから、例えば過疎計画を策定した際、隣接する過疎市町村間で同種のハード事業が計画されている際には、過度なインフラ投資を抑制するためにも複数市町村で共有の施設を建設するか、同種のソフト事業が計画されている際には、共同で実施して効率化を図るとか、そういったコーディネート機能を発揮していただきたい。

(15) 国に求める役割についての意見

「財政支援」、「過疎法の延長等」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【国に求める役割についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数:453団体

<主な意見>

- ・都市圏から地方へ人や企業が分散するような政策と現行の過疎地域自立促進特別法が失効後も過疎地域の住民が安心して暮らせ、生活基盤が確立できるよう財政基盤の確立と新たな過疎対策法の制定を望む。
- ・国として過疎地域を存続させる必要があると考えているのか、コンパクトシティを目指し集落をまとめようとしているのか。集落をまとめることにより効率的に、機能的に行政を運営することはできるが、市町村にとって集落がなくなることは国が感じる以上に重大なことである。さらに、集落が存在していることで国土の保全に寄与していることも考えられる。

都道府県の回答

【国に求める役割についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数:40団体

<主な意見>

- ・過疎地域も地域づくり等に今後も努力を続ける必要があるが、企業・大学・商業施設等が首都圏に集中していることが、地方の若者が進学・就職を機に首都圏に流出し定住してしまう要因になっている。過疎地域に財政的な支援をするだけでなく、もっと地方に人が流れるような施策を進めて欲しい。
- ・過疎地域が担っている機能について、今後も維持をしていくための負担に対する国民理解が必要であり、国として、都市住民も過疎対策に係る負担をする意義を示す必要がある。

(16) 過疎対策の必要性についての意見①

過疎関係市町村の主な意見

○国土保全等

- ・過疎地域は、安全な食糧や水の供給をはじめ、森林や水源の保全を基本としながら、日本の美しい国土形成や風景を維持するために大きな役割を担っている。
- ・過疎地域の人口は、全体の8%程度に過ぎないが、国土の6割近くを占めており、これ以上過疎地域が疲弊する場合には、国土の半分以上の荒廃を招くこととなることから、国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。
- ・都市部のみ資源を集中した場合、環境の変化や災害等で機能が失われた際に復興が困難になりうるため、リスクヘッジの観点から地方部をバックアップ機能を有する地域として整備することは合理的。
- ・人口が減少したとしてもその地域に根付いた文化や何百年と姿を変えず残っている雄大な自然などは必ず守る必要がありその地域の大切な財産。格差解消も重要な課題ではあるが、守り続けてきたものの保守ということも重要な課題。

○多様性の確保

- ・多様な文化を生み出しているのは都会も過疎地域も同様であり、いずれも日本の魅力の根源と考えられることから、多様な価値観を認めるのと同様に多様な地域のあり方を地域がデザインしていく主体性を育て、確保することが重要。

- ・都会だから良いとか田舎だから不便だといった価値観は変わってきているのではないかと。過疎地域が持つ役割も変化・多様化してくるから、国民が望む地域や社会のあり方を考えていくべき。

- ・地域の幅を狭めて使うより、地方の隅々まで広く利用し、いろいろな環境のもとで生活し、その風土が培う文化などを守り生活するほうが将来の可能性があると感じる。その多様性の受け皿となるのが、地方で、それらを繋ぐ仕組みを構築するほうが明るい未来を描けるように感じる。

○人口減少社会への対応

- ・過疎地域にこそ、人口減少社会への対策のヒントがあると思う。現に出生率等のデータでも、都会的な生活をするより地方の方が優れている面がある。地方の一次産業等の職業威信を高め、都会で働いている若者が地方に動き、労働力の確保ができるよう、これまでの過疎対策の枠組みから少し離れて継続して検討していく必要があると感じる。

- ・都市部からすれば都市部のお金が地方に流出しているように感じるかもしれないが、地方からすればお金をかけて育てた人材が都市部に流出しているように感じる。都市部から地方へのお金の流出がなければ地方は成り立たないし、地方から都市部への人の流出がなければ都市部は成り立たない。

- ・対症的な過疎対策ではなく、首都圏一極集中の解消の手段としての過疎対策を考えていく必要がある。例えば、首都圏からの移住定住を促進するにしても、一定の生活の質(QOL)は保証をしなければ田舎(過疎地)生活者は増えていかないと考えられ、その生活の質を維持するためにインフラ、医療機関、教育機関、雇用環境(産業振興)の整備について国の施策として行う必要がある。

(16) 過疎対策の必要性についての意見②

過疎関係市町村の主な意見

・世界と日本を相対させた場合にも同じことが言えるが、自然資源の多くは後進国(=地方)にあり、先進国(=都市部)はその恩恵を受けることで社会構造が成立している部分は少なくない。

これを踏まえ、過疎対策は、過疎地のための対策とするのではなく、日本全体の課題としたとき、都市部と過疎地が有機的に作用しあえる工夫が必要となり、それぞれの立場や役割をどのように考えるかを過疎対策の根本におくことで、この間の必要性は担保されると考える。

○住民の暮らし

・「過疎」とは単純に言えば人口が減ってしまうことであるが、人口は減っていてもその地域に暮らす人は存在する。その人達の暮らしを守る施策を行うことで、農地や森林を適正に管理できるとともに農山漁村を維持でき、結果、国土の保全や水源の涵養といった公益的機能を果たすことにつながると思う。

・特別の対策を講じる以上、理由や説明が必要という論理は理解できるが、過疎地に住む人の多くがその地に留まる理由は、その地に生まれ、その地が好きだからという単純なものであろうと思う。社会的な価値や役割を求められても答えようがないというのが実態ではないか。

・人口減少は避けては通れない課題であるが、小さくてもキラリと輝く元気な村、村民が魅力を感じ自信と誇りを持てる持続可能なむらづくりのため過疎対策は必要である。

※回答した過疎関係市町村数:490団体

都道府県の主な意見

・過疎地域に存在し、二次的自然環境を有する里山こそが「日本の原風景」であり、また、生物多様性を確保する上で重要だという価値観。過疎地域が消滅することは、「日本の原風景」や生物多様性を失うことにつながるという認識。

・過疎地域の資源、それによって生み出されるエネルギーや特産物を活用し、農林業と連携した体験・交流型観光や都市住民との交流事業など観光・レクリエーション地域としての活性化が必要である。

・若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まってきており、過疎地域の魅力や必要性が再認識されているなか、効率化の議論だけで、過疎対策のメリット・デメリットを判断すべきではない。

・「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと価値観が大きく変化する中で、過疎地域には豊かな自然、新鮮な農産物、伝統文化、風俗習慣といった大都市にはない資源や魅力があり、これらを活用して多様なライフスタイルを実現できる新しい生活空間を創出することが求められる。

・過疎地域は、今後日本各地で抱える人口減少の課題に先駆けて直面していることから、今後の人口減少時代の対策のためにも、過疎対策を進める必要がある。

※回答した都道府県数:37団体

過疎地域の社会的価値に関するアンケート調査（調査概要）

調査概要

- ・調査目的 過疎地域の社会的価値や過疎対策の必要性に関する国民世論を把握するため、過疎地域の住民のみならず非過疎地域の住民も対象としたアンケート調査を実施した。
- ・調査方法 インターネット調査（ネットリサーチ会社のモニターを対象としたアンケート）
- ・調査対象者 全国の20歳以上69歳以下の住民 1,400人
※アンケートの配信に際しては、人口が集中する都市部の非過疎地域の住民に回答者が偏らずに、過疎地域や都市部以外の非過疎地域の住民からも十分なサンプルを集めることができるよう、居住地（過疎地域、非過疎地域の都市部、非過疎地域の都市部以外）、年齢、性別を考慮した割付を行った。
- ・調査時期 平成30年10月
- ・有効回答数 1,460人
- ・集計方法 集計の際には、回収されたサンプルを、母集団の構成にあわせて重みづけを行い集計する「ウエイトバック集計」を行った。
- ・その他 回答者はいずれかの選択肢を選ぶ必要があるため無回答はない。また、複数回答の場合、選択肢の間で矛盾する選択肢は選べないようにしている。

用語の定義

- ・過疎地域 アンケートにおいては、「過疎地域」について、『「過疎地域自立促進特別措置法」という法律に規定されている、「人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域」のことを指す』と定義し、併せて具体的な過疎地域市町村名のリストを調査対象者に提示した。
- ・都市部 「都市部」とは、三大都市圏及び大都市（首都圏、中京圏、関西圏の11都府県、20政令市及び東京都特別区）のうち、過疎地域を除いた地域。

■調査項目

NO	設問文	掲載頁
Q1	あなたは、「過疎地域」という言葉をご存知でしたか。（単一回答）	4
Q2	あなたご自身は、過疎地域のご出身ですか。（単一回答）	4
Q3	あなたのご家族で、現在、過疎地域にお住まいの方はいらっしゃいますか。（複数回答）	5
Q4	過疎地域に対してあなたが抱くイメージとして、次の(1)～(28)の各項目はどの程度あてはまるかご回答ください。（各単一回答）	6
Q5	過疎地域は、食料や水、エネルギーを供給したり、災害や地球温暖化を防止するなど、過疎地域で暮らす住民のためだけではなく、国民全体の安全・安心な生活を支える極めて重要な公益的機能を有していると言われていています。あなたは、このことをご存知でしたか。（単一回答）	7
Q6	近年、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする潮流が存在しており、実際に過疎地域において都市部からの移住者が増えている区域が近年拡大しています。あなたは、このことをご存知でしたか。（単一回答）	8
Q7	あなたは、日本にとって過疎地域は大切だと思いますか。（単一回答）	9
Q8	過疎地域は、以下に挙げるような公益的機能や都市との互恵関係を支える役割を有しています。あなたは、これらの中でどのようなものが過疎地域の役割として重要だと思いますか。 (1)あなたが重要だと思うものをすべて挙げてください。（複数回答） (2)その中で、あなたが最も重要だと思うものをひとつ選んでください。（単一回答）	9 10
Q9	過疎地域では、特に人口減少や少子・高齢化が進んでおり、それに伴って地域の中で様々な問題が発生しています。あなたは、過疎地域で発生している以下のような問題について、どの程度ご存知ですか。（単一回答）	13
Q10	日本の総人口は2010(平成22)年以降減少が続いており、これまで人口流入が続いていた都市部でも今後は人口が減少していくことが予想されていますが、このような状況のなか、過疎地域ではより一層深刻な人口減少や少子・高齢化が進行しています。あなたは、そのような過疎地域に対して、引き続き支援や対策を実施することが日本にとって必要だと思いますか。（単一回答）	14
Q11	過疎地域において人口減少や少子・高齢化が進み、問9で挙げたような様々な問題が発生することによって、問8で挙げたような公益的機能を過疎地域が維持することが困難になることが懸念されます。あなたは、過疎地域に対してどのような対策が必要だとお考えになりますか。（複数回答）	15
Q12	【非過疎地域住民のみ】あなたご自身は、今後過疎地域とどのような関わりを持ちたいですか。（複数回答）	16
Q13	あなたは、現在お住まいの地域の生活環境に満足していますか。（単一回答）	17
Q14	あなたは、現在お住まいの地域で生活するうえで、以下のような項目についてどのようにお感じになっていますか。（各単一回答）	18
Q15	あなたは、現在お住まいの地域に住み続けたいですか、それとも別の地域へ移住したいですか。（単一回答）	19
Q16	【Q15で3・4と回答した場合のみ】現在の地域との比較で考えた場合、どのような地域に移住したいですか。（複数回答）	20
Q17	あなたの現在のお仕事はどれにあたりますか。（単一回答）	3
Q18	あなたの現在の世帯構成はどれにあてはまりますか。（単一回答）	3

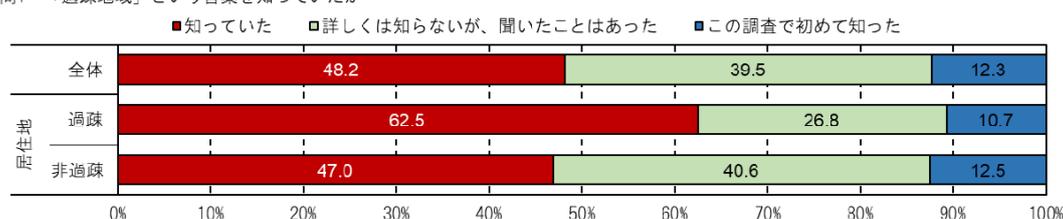
【回答者属性】（ウェイトバック後）



(1)「過疎地域」という言葉の認知度

- 全体では48.2%が「過疎地域」という言葉を知っており、「詳しくは知らないが、聞いたことはあった」と合わせると87.7%。
- 居住地別でみると、同じ年齢でも居住地が過疎地域の者の方が「知っていた」の割合は高い。

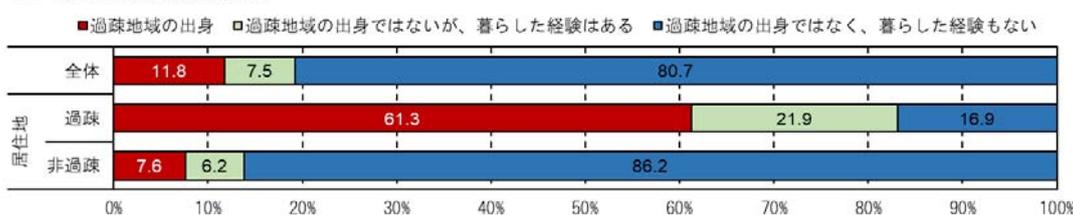
問1 「過疎地域」という言葉を知っていたか



(2) 過疎地域との関わり① - 出身又は居住経験の有無 -

- 全体では80.7%が「過疎地域の出身ではなく、暮らした経験もない」としており、「過疎地域の出身」又は「過疎地域の出身ではないが暮らした経験はある」人は19.3%。
- 過疎地域では、「過疎地域の出身」が61.3%で、「過疎地域の出身ではないが暮らした経験はある」人は21.9%。
- 非過疎地域では、「過疎地域の出身」が7.6%、「過疎地域の出身ではないが暮らした経験はある」人は6.2%、「過疎地域の出身ではなく、暮らした経験もない」人は86.2%。

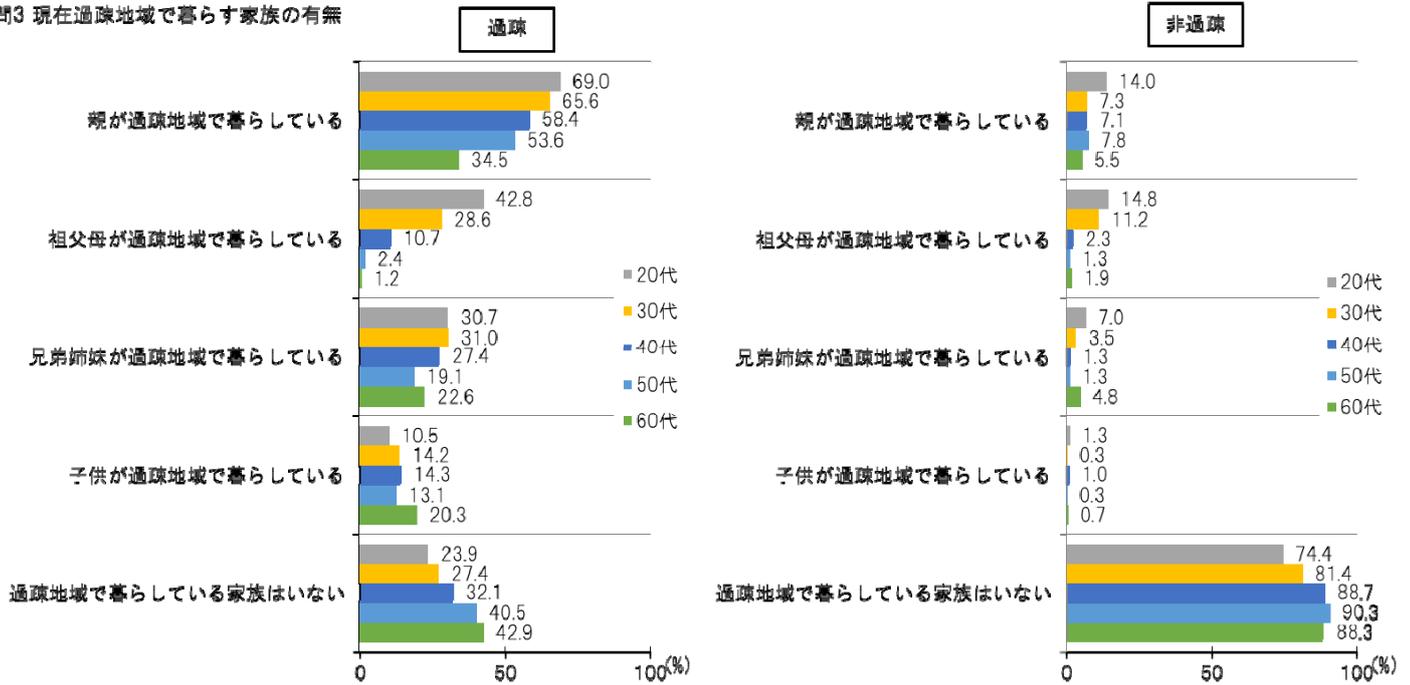
問2 あなたは過疎地域の出身か



(2) 過疎地域との関わり② — 過疎地域で暮らす家族の有無 —

- 過疎地域では、20～30代の65%超、40～50代の50%超が「親が過疎地域で暮らしている」としている一方、50～60代の40%超は「過疎地域で暮らしている家族はいない」。
- 非過疎地域では、「過疎地域で暮らしている家族はいない」が全ての年代で高く、30代以上の年代ではいずれも80%を超えている。

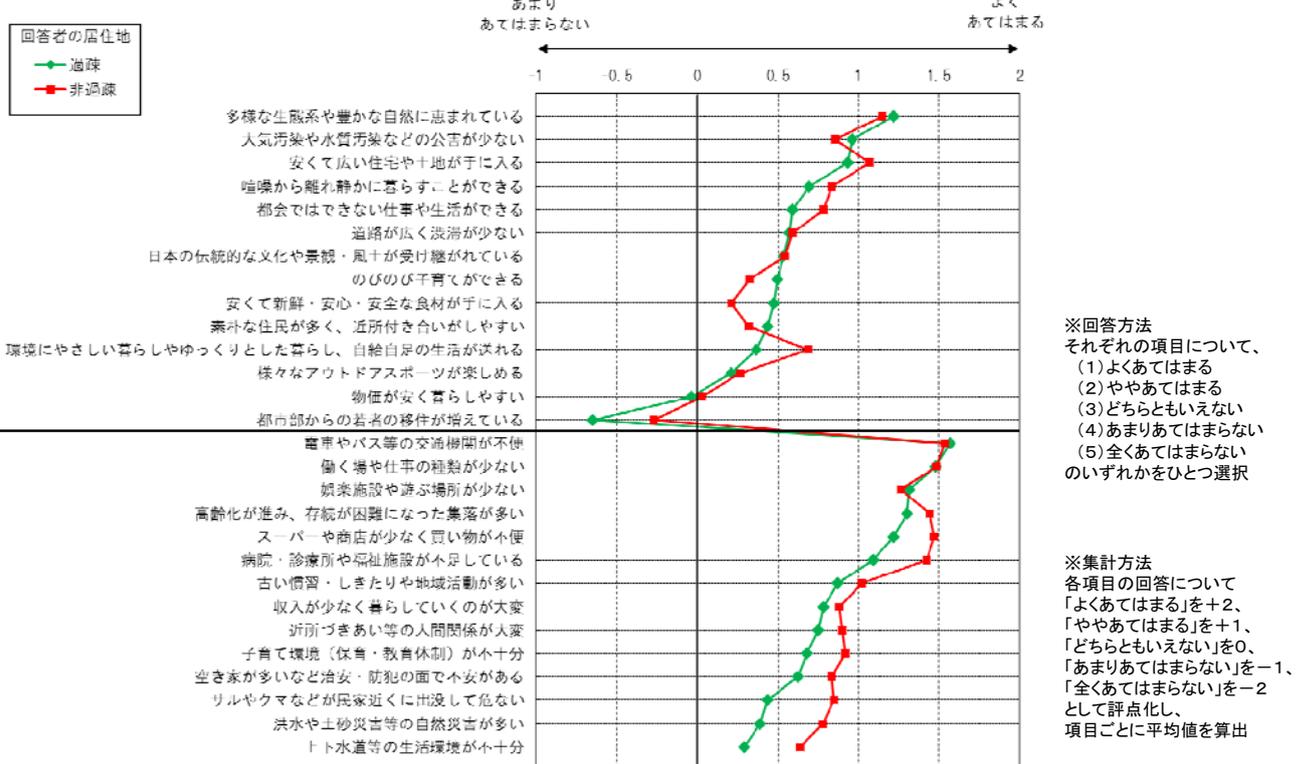
問3 現在過疎地域で暮らす家族の有無



(3) 過疎地域に対するイメージ

- マイナスイメージの項目については、非過疎地域の方が多くの項目でより「あてはまる」とされる傾向がみられる。
- 特に「病院・診療所や福祉施設が不足している」や「サルやクマなどが民家近くに出没して危ない」、「洪水や土砂災害等の自然災害が多い」、「上下水道等の生活環境が不十分」は、過疎地域と非過疎地域とでイメージに開きがみられる。

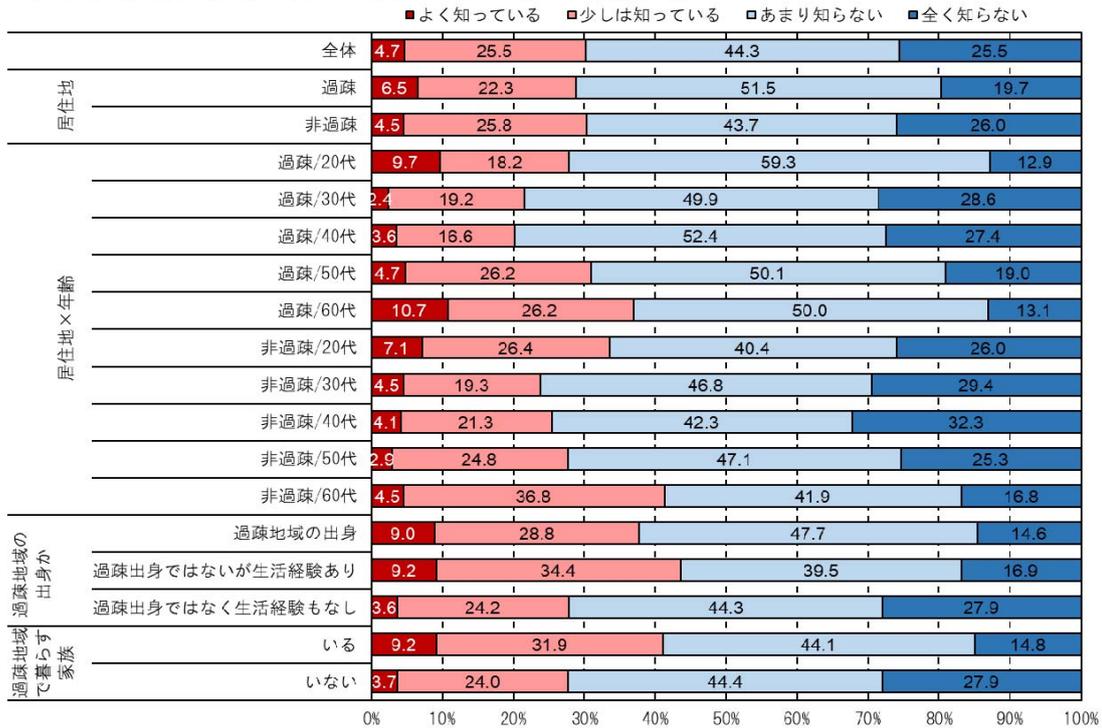
問4 過疎地域に対するイメージ



(4) 過疎地域の公益的機能に対する認知度

- 全体では30.2%が過疎地域の公益的機能に関して認知している。居住地による差はほぼみられない。
- 過疎地域の出身者や生活経験者、過疎地域で暮らす家族がいる人の方が、過疎地域の公益的機能についての認知度が高い。

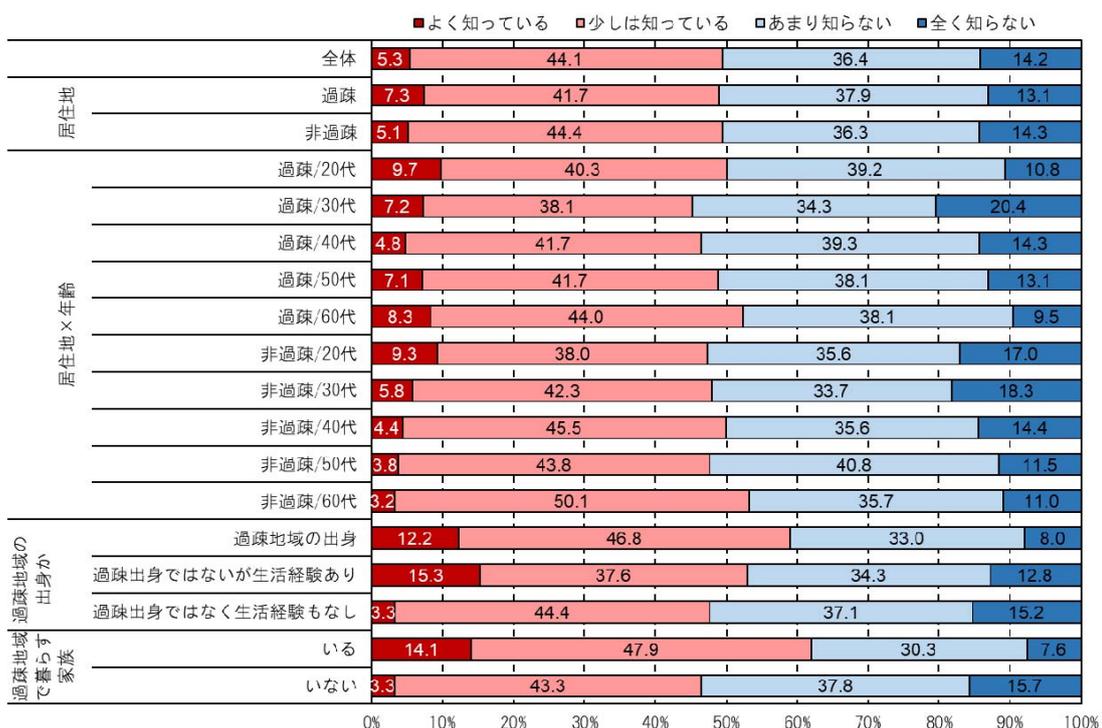
問5 過疎地域が国民全体の安全・安心な生活を支える極めて重要な公益的機能を有することを知っていたか



(5) 「田園回帰」の潮流に対する認知度

- いわゆる「田園回帰」の潮流について全体では49.4%が認知している。居住地による差はほぼみられない。

問6 近年、若い世代を中心とした都市部から過疎地域等への移住の潮流があることを知っているか



(6) 日本にとって過疎地域は大切だと思うか

- 全体では72.2%が日本にとって過疎地域は大切だとしている。居住地による差はほぼみられない。

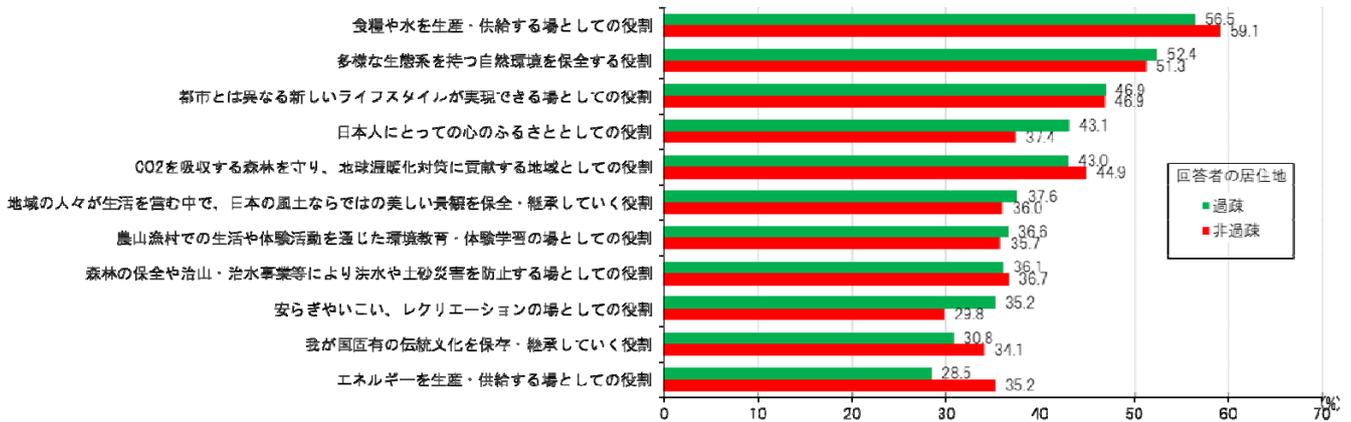
問7 日本にとって過疎地域は大切だと思うか



(7) 過疎地域が有する公益的機能のうち重要だと思う役割(重要だと思うものすべて)

- 居住地に関わらず、第1位に「食糧や水を生産・供給する場としての役割」、第2位に「多様な生態系を持つ自然環境を保全する役割」、第3位に「都市とは異なる新しいライフスタイルが実現できる場としての役割」が挙げられている。

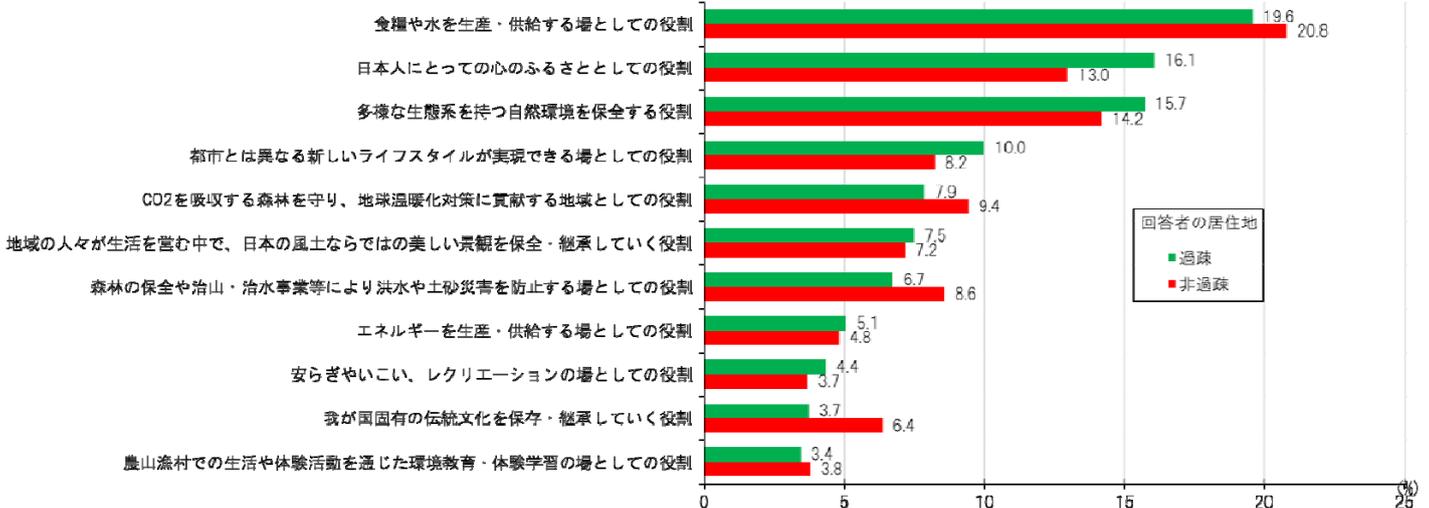
問8 過疎地域が有する公益的機能や都市との互恵関係を支える役割の中で重要だと思うもの(すべて)



(7) 過疎地域が有する公益的機能のうち重要だと思う役割(最も重要だと思うものひとつ)

- 過疎地域の公益的機能のうち最も重要な役割として、過疎地域では、第1位に「食糧や水を生産・供給する場としての役割」が、第2位に「日本人にとっての心のふるさととしての役割」が、第3位に「多様な生態系を持つ自然環境を保全する役割」が挙げられている。
- 非過疎地域では、第1位に「食糧や水を生産・供給する場としての役割」が、第2位に「多様な生態系を持つ自然環境を保全する役割」が、第3位に「日本人にとっての心のふるさととしての役割」が挙げられている。

問8 過疎地域が有する公益的機能や都市との互恵関係を支える役割の中で最も重要だと思うもの



【参考】 過疎地域の公益的機能のうち重要だと思ふものに関する経年比較

● 内閣府調査(H26)及び国土交通省調査(H24)における類似の設問の結果と比較すると、いずれの調査においても、過疎地域(農山漁村地域)の役割として最も重要とされているのは、「食糧(や水)を生産(・供給)する場としての役割」。

● これに次いで「多様な(生態系を持つ)自然環境を保全する場としての役割」が重要なものとして挙げられている点も、全ての調査で共通。

● 国土交通省調査(H24)では、「都市部とは異なる暮らしができる」は全体の第8位であったが、本調査では第3位に「都市とは異なる新しいライフスタイルが実現できる場としての役割」が挙げられている。

本調査

Q8 過疎地域が有する公益的機能の中でどのようなものが重要だと思いますか。(いくつでも)	(%)
食糧や水を生産・供給する場としての役割	58.9
多様な生態系を持つ自然環境を保全する役割	51.4
都市とは異なる新しいライフスタイルが実現できる場としての役割	46.9
CO2を吸収する森林を守り、地球温暖化対策に貢献する地域としての役割	44.7
日本人にとっての心のふるさととしての役割	37.8
森林の保全や治山・治水事業等により洪水や土砂災害を防止する場としての役割	36.6
地域の人々が生活を営む中で、日本の風土ならではの美しい景観を保全・継承していく役割	36.1
農山漁村での生活や体験活動を通じた環境教育・体験学習の場としての役割	35.8
エネルギーを生産・供給する場としての役割	34.7
我が国固有の伝統文化を保存・継承していく役割	33.8
安らぎやいこい、レクリエーションの場としての役割	30.3

(参考) 内閣府「農山漁村に関する世論調査」(H26)

Q1 農村の持つ役割の中でどのようなものが特に重要だと思いますか。(いくつでも)	(%)
食料を生産する場としての役割	83.4
多くの生物が生息できる環境の保全や良好な景観を形成する役割	49.8
地域の人々が働き、かつ生活する場としての役割	48.7
水資源を貯え、土砂崩れや洪水などの災害を防止する役割	32.5
農村での生活や農業体験を通しての野外における教育の場としての役割	30.1
伝統文化を保存する場としての役割	22.4
保健休養などのレクリエーションの場としての役割	9.8
その他	0.1
特になし	0.7
わからない	1.3

(参考) 国土交通省「農山漁村地域に関する都市住民アンケート」(H24)

Q2 農山漁村地域が日本にとって大切だと思う理由は何ですか。(いくつでも)	(%)
食料や水を生産・供給しているから	95.3
多様な自然環境を有しているから	78.5
日本の風土ならではの景観が残されているから	71.9
地域固有の伝統文化を受け継いでいるから	60.7
CO2を吸収する森林を守り、地球温暖化対策に貢献しているから	57.7
日本人にとっての心のふるさとだから	52.1
エネルギーを生産・供給しているから	39.5
都市部とは異なる暮らしができるから	39.1
子どもたちの環境教育・体験学習の場となっているから	38.9
観光やレクリエーションの場を提供しているから	32.6
災害から国土を守っているから	32.1
その他	0.4

【参考データの出典】

○内閣府調査(H26)

「農山漁村に関する世論調査」(平成26年6月、内閣府)
全国20歳以上の男女3,000名を対象とした個別面接調査

○国土交通省調査(H24)

「農山漁村地域に関する都市住民アンケート」(平成24年10月、国土交通省)
東京都特別区及び人口30万人以上の都市在住の20～69歳男女3,320人を対象としたインターネット調査

【参考】 過疎地域の公益的機能に関するデータ分析

● 過疎地域が有する公益的機能として問8の選択肢で挙げた項目に関して、各種統計調査等からそれらを定量的に示す主な指標・データを整理すると、以下のとおりである。

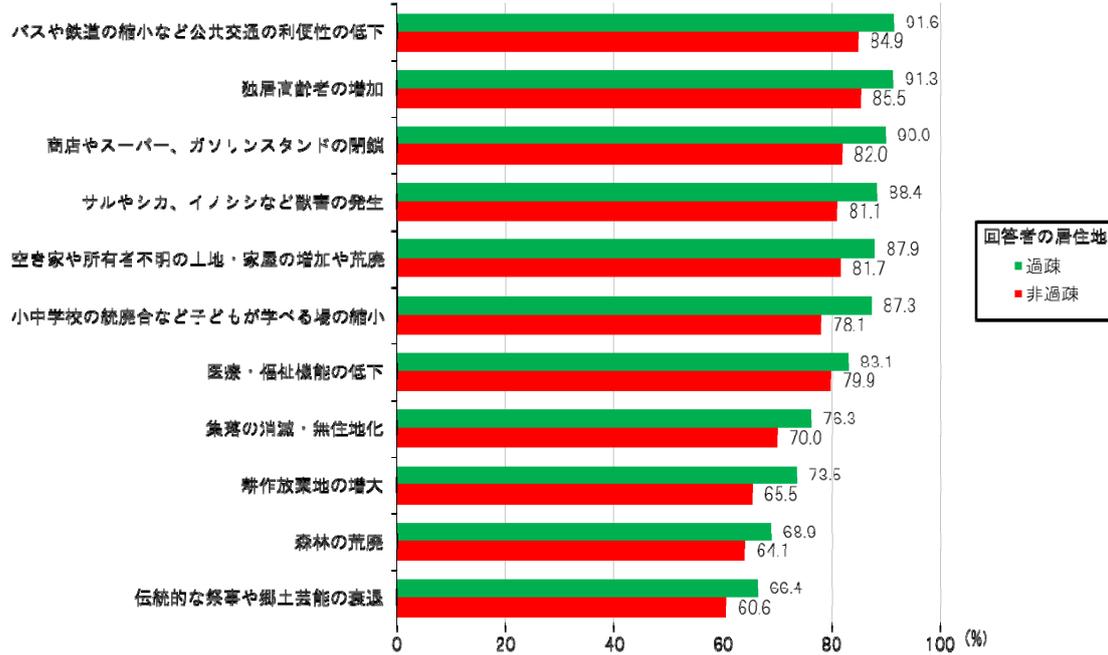
問8 過疎地域が有する公益的機能や都市との互恵関係を支える役割の中で最も重要だと思ふもの

食糧や水を生産・供給する場としての役割	20.7	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業産出額総額の50.1%は過疎地域で産出。 ● 総漁獲量の65.2%は過疎地域での漁獲量で、うち養殖魚の収獲量では72.3%を占める。 ● 利水目的のダムの48.9%が過疎地域に立地しており、総貯水容量では64.5%を占める。
多様な生態系を持つ自然環境を保全する役割	14.3	<ul style="list-style-type: none"> ● 国指定の自然環境保全地域(15地域)のうち86.7%(13地域)が過疎地域にあり、全指定面積28,173haの92.5%(26,070ha)を占める。
日本人にとっての心のふるさととしての役割	13.2	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要文化的景観(61件)のうち59.0%(39件)が過疎地域にある。 ● 都市住民の52.1%が農山漁村地域は「日本人にとっての心のふるさとだから」大切としている。
CO2を吸収する森林を守り、地球温暖化対策に貢献する地域としての役割	9.3	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林が吸収する二酸化炭素量(推計)のうち81.9%の約6,000万トンが過疎地域の森林に吸収されている。
森林の保全や治山・治水事業等により洪水や土砂災害を防止する場としての役割	8.4	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国の保安林区域のうち69.1%は過疎地域にあり、航行の目標の保存や魚つき、水源涵養、土砂流出防備などを目的とした保安林において過疎地域の占める割合が高い。
都市とは異なる新しいライフスタイルが実現できる場としての役割	8.4	<ul style="list-style-type: none"> ● 過疎地域では、平成22年国勢調査より平成27年国勢調査において都市部からの移住者が増加している区域が26.1%(397区域)を占め、都市部からの移住者が増加している区域が拡大。
地域の人々が生活を営む中で、日本の風土ならではの美しい景観を保全・継承していく役割	7.2	<ul style="list-style-type: none"> ● 『日本の棚田百選』134地区のうち75.4%(101地区)は過疎地域で、認定面積1,435haの75.0%を占める。 ● 『未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選』100施設のうち61施設(61.0%)は過疎地域。
我が国固有の伝統文化を保存・継承していく役割	6.2	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要無形民俗文化財(303件)のうち63.7%(193件)は過疎地域に存在。 ● 重要伝統的建造物群保存地区(117件)のうち46.2%(54件)が過疎地域にあり、選定面積3,908haの75.2%を占める。
エネルギーを生産・供給する場としての役割	4.9	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電目的の利水ダムのうち70.9%は過疎地域に立地しており、総貯水容量では78.8%を占める。 ● 我が国の再生可能エネルギー施設の多くは過疎地域に立地(総出力は風力58.2%、地熱83.8%、揚水力55.0%)。
農山漁村での生活や体験活動を通じた環境教育・体験学習の場としての役割	3.8	<ul style="list-style-type: none"> ● 山村留学制度を実施している市町村(67団体)のうち85.1%(57団体)が過疎地域。平成28年度に受入実績がある小中学校(108校)のうち88.9%(96校)が過疎地域の学校であり、全山村留学生の88.8%(499人)を過疎地域で受け入れ。
安らぎやいこい、レクリエーションの場としての役割	3.7	<ul style="list-style-type: none"> ● 農家民泊を行っている農林業経営体(1,750経営体)のうち64.9%(1,136経営体)が過疎地域。 ● まちむら交流きこうに登録されている農林漁業体験民宿業者346件のうち65.9%(228件)が過疎地域。

(8) 過疎地域で発生している問題に対する認知度

- 過疎地域で発生している問題として挙げた11項目に対し「よく知っている」「少し知っている」「あまり知らない」「全く知らない」の4段階で認知度をみると、いずれの項目も居住地を問わず50%以上が「よく知っている」「少し知っている」と回答。

問9 過疎地域で発生している問題に対する認知度（「よく知っている」又は「少し知っている」と回答した割合）

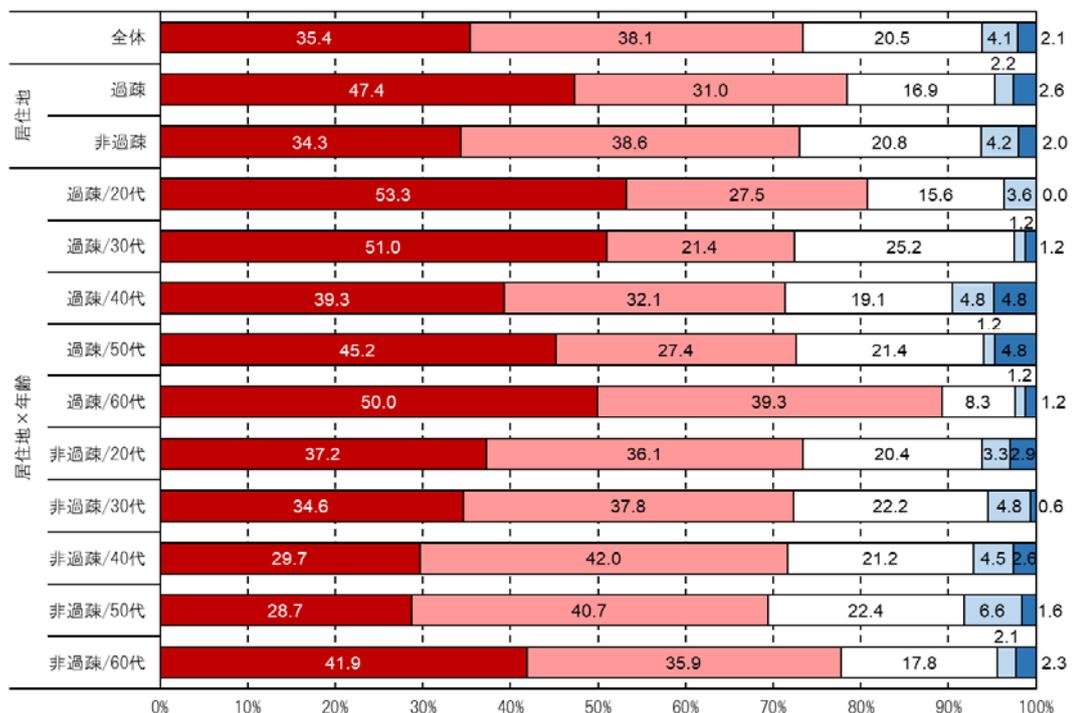


(9) 過疎地域に対する支援や対策の必要性

- 全体では73.5%が過疎地域に対する支援は必要（「必要だと思う」+「どちらかといえば必要だと思う」の合計）としている。
- 過疎地域では78.4%、非過疎地域では72.9%が、過疎地域に対する支援は必要としている。

問10 過疎地域に対して引き続き支援や対策を実施することが必要だと思うか

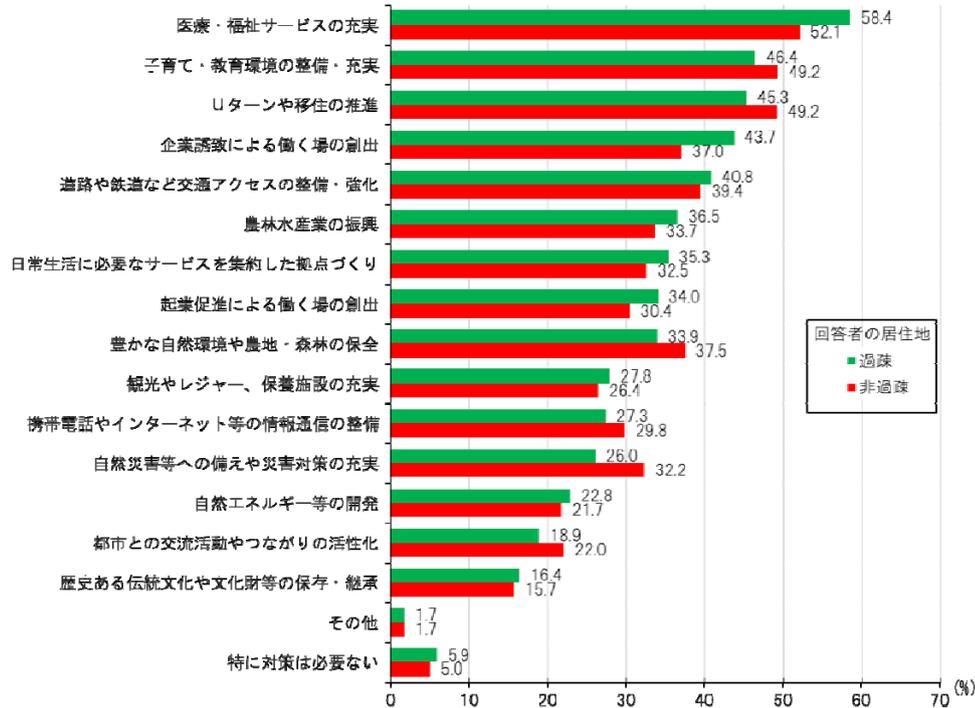
■必要だと思う □どちらかといえば必要だと思う □どちらともいえない □どちらかといえば必要とは思わない ■必要とは思わない



(10) 過疎地域に対して必要な支援や対策

- 過疎地域では、「医療・福祉サービスの充実」が最も必要な対策として挙げられており、第2位に「子育て・教育環境の整備・充実」が、第3位に「Uターンや移住の推進」が挙げられている。
- 非過疎地域では、第1位に「医療・福祉サービスの充実」が、第2位に同率で「子育て・教育環境の整備・充実」と「Uターンや移住の推進」が挙げられている。

問11 過疎地域に対して必要な対策



(11) 今後過疎地域とどのような関わりを持ちたいか 【居住地が非過疎地域の者のみ】

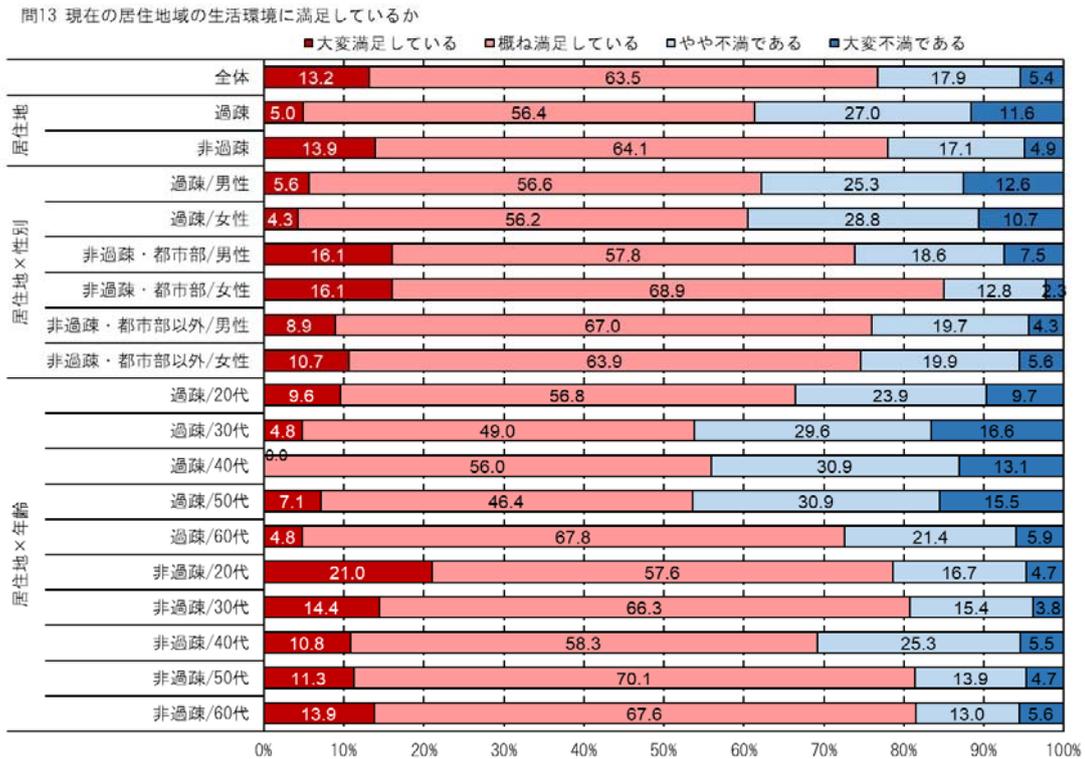
- 非過疎地域の居住者が望む今後の過疎地域との関わり方としては、第1位に「保養・休養や観光などのために過疎地域を時々訪れたり、滞在したりする」が、第2位に「アンテナショップや通販等で過疎地域の商品や特産品を購入する」が、第3位に「過疎地域に「ふるさと納税」や募金・寄付をする」が挙げられている。

問12 今後過疎地域とどのような関わりを持ちたいか (非過疎地域居住者のみ)



(12)現在の居住地の生活環境に対する満足度

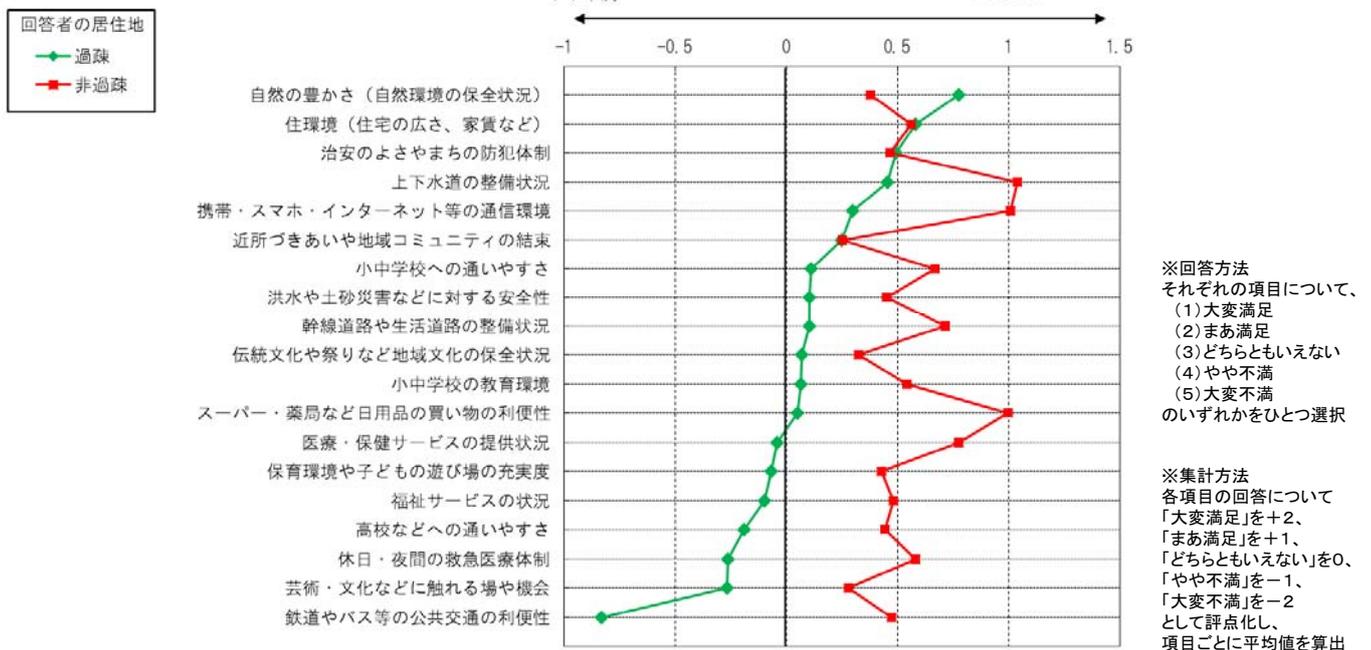
- 過疎地域では「大変満足している」が5.0%と低く、不満（「やや不満である」、「大変不満である」の合計）が38.6%と高い。
- 居住地が過疎地域の者の年齢別でみると、満足（「大変満足している」、「概ね満足している」の合計）の割合は20代で66.4%、60代で72.6%と比較的高く、30代で53.8%、40代で56.0%、50代で53.5%と比較的低い。



(13)現在の生活環境に対する評価

- 過疎地域では、「鉄道やバス等の公共交通の利便性」に対する不満が最も大きく、次いで「芸術・文化などに触れる場や機会」、「休日・夜間の救急医療体制」の順に不満度が高い。
- 非過疎地域では、「近所づきあいや地域コミュニティの結束」に対する不満が最も大きく、次いで「芸術・文化などに触れる場や機会」、「伝統文化や祭りなど地域文化の保全状況」の順に不満度が高い。

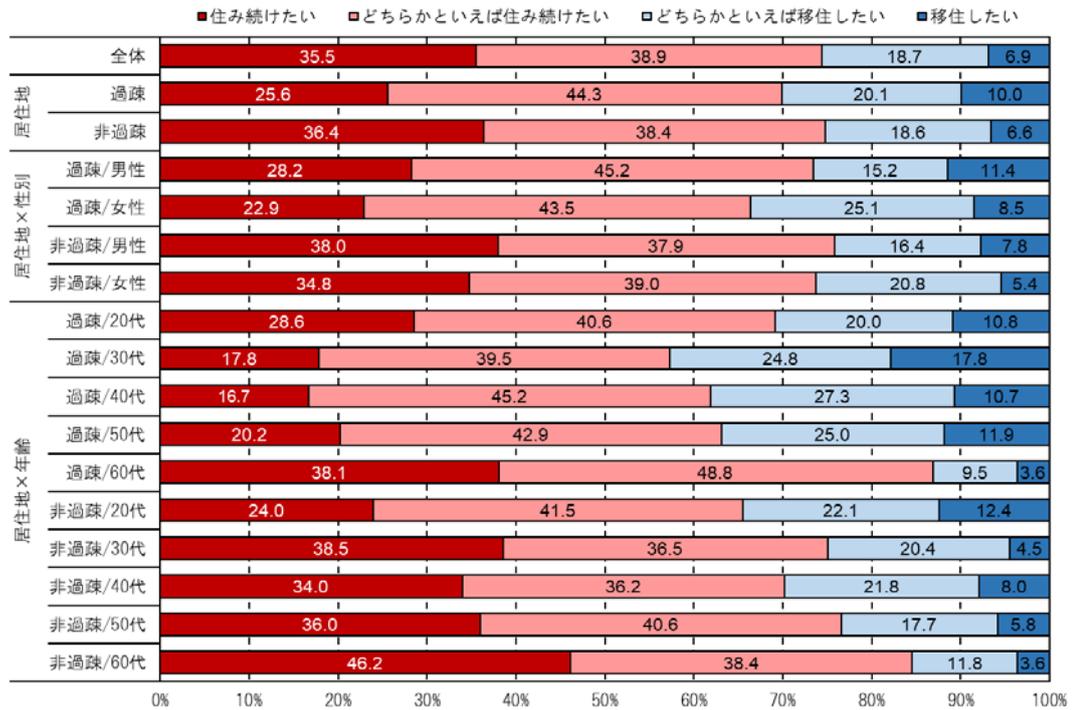
問14 現在の生活環境に対する評価



(14) 今後の居住意向

- 「どちらかといえば移住したい」又は「移住したい」と移住意向を示した者の割合は、過疎地域で30.1%、非過疎地域で23.2%であり、過疎地域の方が非過疎地域よりも移住意向を示した人の割合が高い。

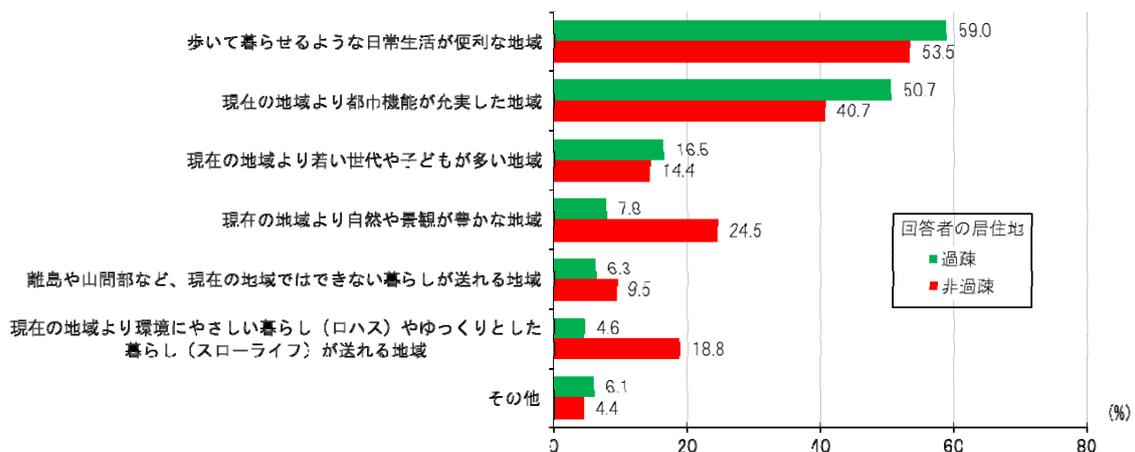
問15 現在住んでいる地域に住み続けたいか



(15) 希望する移住先

- 移住意向を示した人(「どちらかといえば別の地域へ移住したい」又は「別の地域へ移住したい」と回答した人)が、現在の居住地域と比べてどのような地域へ移住したいと考えているかをみると、過疎地域・非過疎地域いずれにおいても第1位に「歩いて暮らせるような日常生活が便利な地域」が、第2位に「現在の地域より都市機能が充実した地域」が挙げられている。
- 非過疎地域では、第3位に「現在の地域より自然や景観が豊かな地域」が、第4位に「現在の地域より環境にやさしい暮らし(ロハス)やゆっくりとした暮らし(スローライフ)が送れる地域」が挙げられている。

問16 現在の居住地域と比べてどのような地域に移住したいか



過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域とされた市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道・漁港施設・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康包括支援センター ○診療施設 ○簡易水道施設
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○除雪機械 	教育文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅 ○市町村立の専修学校及び各種学校 ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設
	<ul style="list-style-type: none"> ○自然エネルギーを利用するための施設 ○集落再編整備 		
	過疎地域自立促進特別事業(いわゆるソフト対策事業)		○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)

2 地方債計画額

平成30年度4,600億円(対前年度(当初)100億円、2.2%増)

平成29年度4,500億円(当初)、4,561億円(改定後)

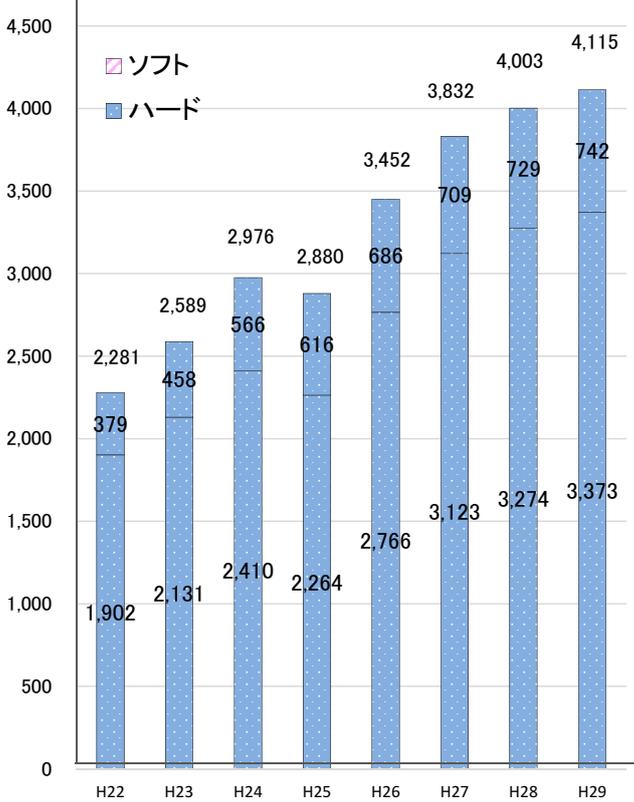
過疎対策事業債に係る改正経緯(H22～)

年度	地方債計画額		過疎対策事業債の制度改正
	(増減額)	うちソフト分	
H22	2,700 (62)	662 (662)	【法改正による対象事業の拡充】 ・認定こども園 ・市町村立の幼稚園 ・図書館 ・自然エネルギー利用施設・設備 ・公立小・中学校の校舎、屋内運動場、寄宿舎、教員住宅、スクールバス等、学校給食施設・設備について、統合要件を撤廃 ・ソフト事業
H23	2,700 (0)	702 (40)	
H24	2,900 (200)	727 (25)	・ソフト分の弾力運用(省令改正)→ソフト分の発行限度額の最大2倍まで発行可 ・下水処理施設に係る償還期間の延長(12年→30年)
H25	3,050 (150)	745 (28)	
H26	3,600 (550)	769 (24)	【法改正による対象事業の拡充】 ・市町村管理の都道府県道 ・貸工場・貸事務所 ・地域鉄道 ・一般廃棄物処理施設 ・火葬場 ・障害者(児)福祉施設 ・公立小・中学校の屋外運動場、プール ・市町村立高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス等
H27	4,100 (500)	769 (0)	・地方創生特別分の創設(～H31年度) →民間雇用の創出や産業の振興に資する事業に対し優先的に配分
H28	4,200 (100)	764 (▲5)	
H29	4,500 (300)	765 (1)	【法改正による対象事業の拡充】 ・市町村立中等教育学校、特別支援学校 ・市町村立中等教育学校(前期課程)、特別支援学校の学校給食施設・設備 ・市町村立の専修学校、各種学校
H30	4,600 (100)	745 (▲20)	・学校教育施設に係る償還期間の延長(12年→25年) ・資金に地方公共団体金融機構資金を追加(下水処理施設及び簡易水道施設)

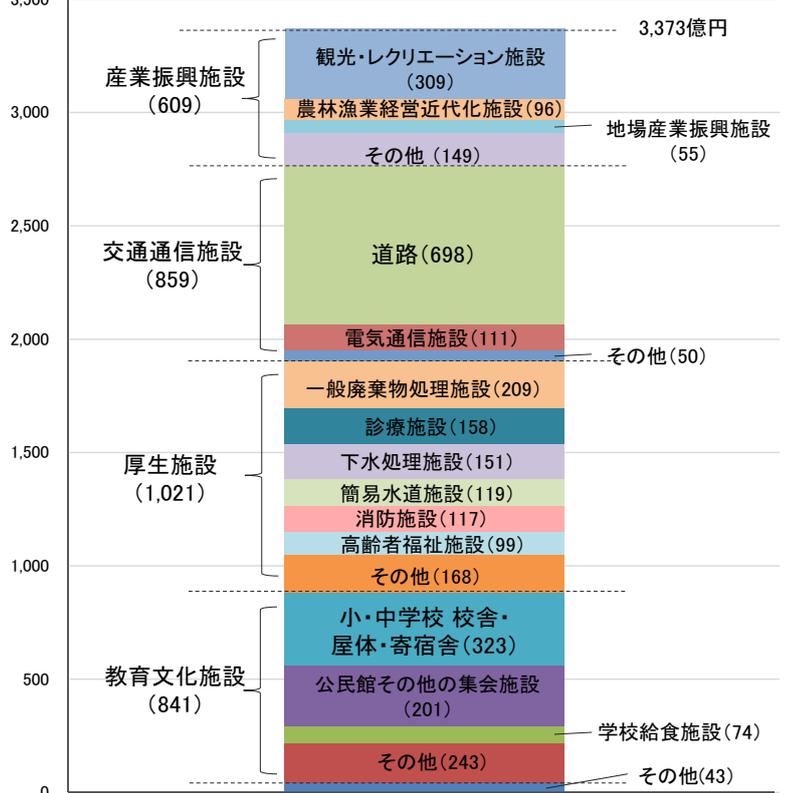
過疎対策事業債の発行状況

- 過疎債発行額は、ハード分、ソフト分ともおおむね毎年度増加している。
- 過疎債(ハード分)は、道路、小中学校校舎等、観光・レクリエーション施設、一般廃棄物施設の順で活用されている。

【過疎債発行額の推移 (H22~H29)】



【過疎債(ハード分)の平成29年度発行額内訳(事業別)】

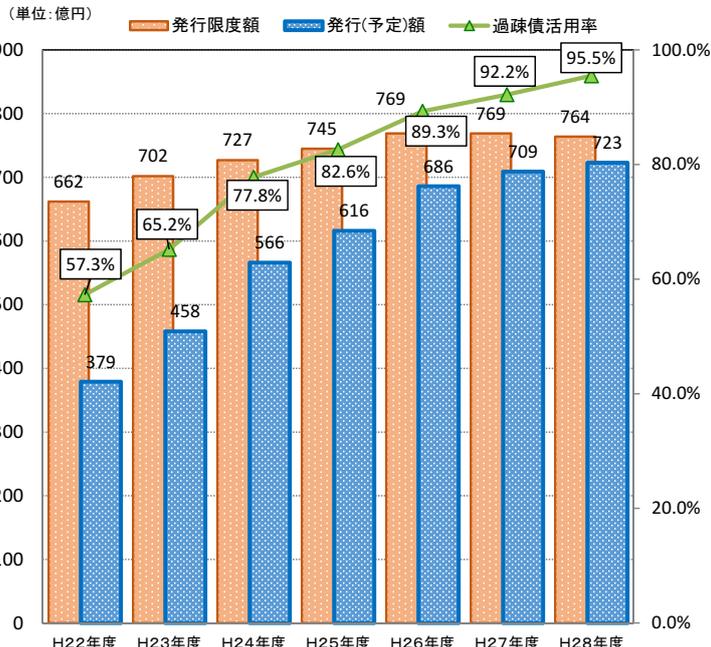


※()内は発行額(単位:億円)

過疎対策事業債(ソフト分)の活用状況

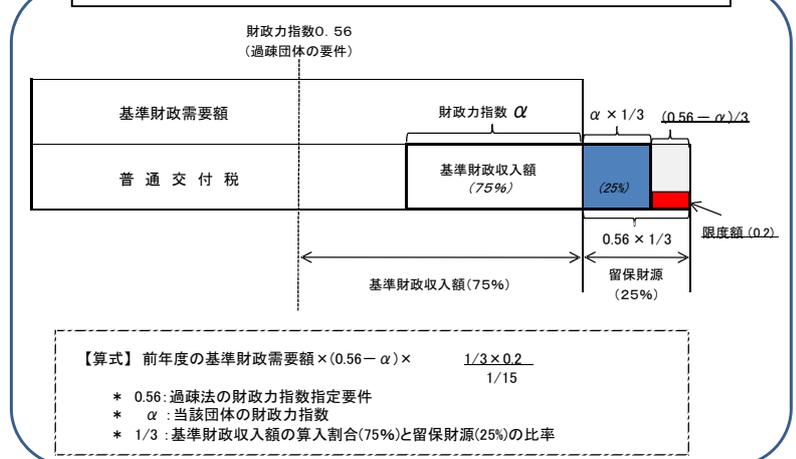
- 過疎債(ソフト分)の活用率(発行額/発行限度額)は年々上昇している。
- 過疎債(ソフト分)を活用している過疎関係市町村は、9割弱(平成28年度実績:過疎関係市町村797のうち695市町村)

H22~H28年度発行限度額及び発行状況



※過疎債活用率=過疎市町村の発行(予定)額の総和/過疎市町村の発行限度額の総和

限度額算定のイメージ(最低限度額は3,500万円)



<H24年度からの運用弾力化>

- ハード分及びソフト分の起債要望額の合計額が地方債計画額の範囲内で、
- ソフト分の起債要望額の合計額が発行限度額の合算額に達しない場合、

財政力指数0.56以下の市町村について、現行の発行限度額に1を乗じて得た額を限度として加算(最大で現行発行限度額の2倍)を行うことができる。

※基金への積立は、対象外。

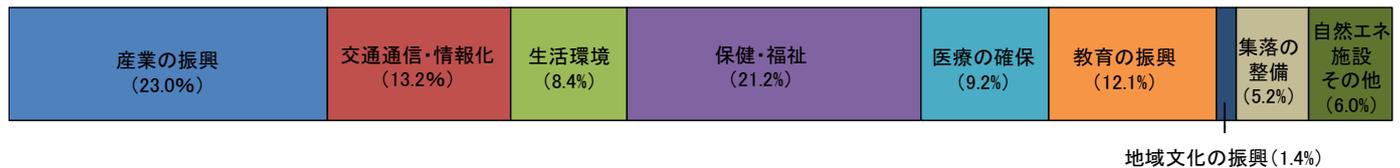
過疎対策事業債（ソフト分）の対象経費①

- 過疎債（ソフト分）は幅広い経費を対象としており、産業の振興、保健・福祉、交通通信・情報化、教育の振興など、幅広い分野で活用されている。
- 平成28年度の活用実績によれば、過疎債（ソフト分）が創設される以前からの継続事業が55%（50%が過疎債（ソフト分）創設以前から継続されているもの）に上っている。

対象経費：以下を除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象（出資及び施設整備費を除く）

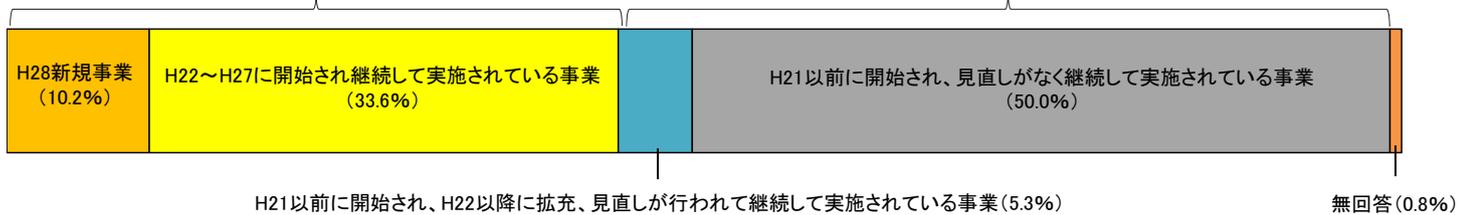
- ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- ③地方債の元利償還に要する経費

【過疎債（ソフト分）の平成28年度発行実績額内訳（分野別）】



【過疎債（ソフト分）の平成28年度発行実績額内訳（事業の新規性別）】

過疎債（ソフト分）創設以降開始されている事業（43.8%） 過疎債（ソフト分）創設以前から実施されている事業（55.3%）



過疎対策事業債（ソフト分）の活用事例①（平成27年度版。以下同じ）

地域6次産業化連携強化事業（青森県深浦町）

事業の概要

農水産物を活用し、地域ぐるみで生産・加工・販売に取り組む「地域ぐるみの6次産業化」を推進することで稼ぐ力を高め、もって地域経済の活性化と雇用の増大を図る。

事業の内容

《事業内容》（下線内容につき、過疎債充当）

- 事業者合同で食品展示会に出展(BtoB活動)
- 首都圏の深浦商品販売ブースでのPR(BtoC活動)
- 6次産業化勉強会の実施
- 企業訪問による深浦産品PR活動

《総事業費》

(百万円)	H27
事業費	1.217
内過疎債	1.2

大手食品メーカーから全国発売された商品



主な成果

- 食品展示会に出展した事業者と大手食品メーカーとの商談が成立し、H28年秋に町特産物である雪人参を活用した新商品が全国発売されたことで、地域資源の域内加工量が増加した。
(H27年度雪人参加工量22トン → H28年度25トン)
- 事業者勉強会で企画力やプロモーション力の向上が図られ、新たな特産品の創出につながった。
(H27年度新規特産品認定数5品、合計53品となった。)

市営バス運行事業（京都府京丹後市）

事業の概要

公共交通空白地の解消へ向け、NPO法人の協力を得て、市営バスの運行を行うことにより、通院や買い物が困難な方などの交通手段を確保する。

事業の内容

《事業内容》（下線事業内容につき、過疎債充当）

- 事前予約(電話)に基づき、定められた路線内において必要区間を不定期で走るデマンドバスの運行を委託
- 民間タクシー会社の撤退により、通院や買い物が困難な方などの交通手段の確保が必要となり、地元NPO法人と協働で空白地解消にむけて取り組むこととなった。
- 運行委託料

《総事業費》

(百万円)	H26	H27
事業費	4.6	2.1
内過疎債	0	2.0



主な成果

- 市営バス運行開始により、16集落(約1,200人)の公共交通空白地域が解消された。
 - H26年度利用者数 693人(H26.7～)
 - H27年度利用者数 958人

過疎対策事業債（ソフト分）の活用事例②

行政情報通信サービス事業（香川県直島町）

事業の概要

行政情報等を周知するためのシステムが平成27年2月に終了することから、タブレット端末を活用して分かりやすい情報配信を行うことのできるシステムを構築する。また、防災行政無線と連携し、災害に対する迅速な対応を可能とするなど、防災体制の強化を図る。

事業の内容

《事業内容》（下線事業内容につき、過疎債充当）

○タブレット端末の手配、配信システムの構築および管理などの、サービス全般を管理する委託費

《取組経過》

H25: 緊急情報を受けて防災活動に従事する方々(約300人)に先行配付。

H26: 町内各所にて配付説明会を実施。(町内全戸配付)

H27: 既存のシステムを終了し、タブレット端末のみの放送に移行。

《総事業費》

(百万円)	H25	H26	H27
事業費	14	41	40
内過疎債	0	28	27



主な成果

- 分かりやすい情報配信が行えるようになり、放送内容に対する電話等の問い合わせが減少した。
- おくやみ情報や、船の停船情報など、臨時で行う放送が確認しやすくなり、住民への周知能力が格段に向上した。

空き家等適正管理補助事業（秋田県小坂町）

事業の概要

空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止することを目的に、解体に要する経費の一部を助成し、町民の安全で安心な暮らしに寄与する。

事業の内容

《事業内容》（下線事業内容につき、過疎債充当）

○解体撤去業者等による危険空き家の解体及び撤去等に要した工事費の助成

工事費(対象経費)の1/2以内とし、50万円を限度

※危険度を判定するとともに、崩壊や落雪等による周辺への

危険性が高い家屋が優先対象

※H26に3件、H27に17件の補助実績

《総事業費》

(百万円)	H26	H27
事業費	0.9	7.9
内過疎債	0.4	7.9

主な成果

- 倒壊事故、犯罪、火災等が発生する危険性をなくしている。

過疎対策事業債（ソフト分）の活用事例③

高齢者配食サービス事業（新潟県糸魚川市）

事業の概要

食事づくりが困難な一人暮らしの高齢者に食事を提供することにより、生活習慣病の予防と孤独感を緩和し、また安否の確認をすることで在宅生活の継続を図る。

事業の内容

《事業内容》（下線事業内容につき、過疎債充当）

食事の調理及び配達業務の委託

対象 : 在宅一人暮らし高齢者2,681人

利用者 : 54人 個人負担 : 500円

《総事業費》

(百万円)	H23	H24	H25	H26	H27
事業費	20.0	17.7	12.1	10.1	8.2
内過疎債	0	0	2.9	3.8	3.3

主な成果

- 栄養バランスのとれた食事を市内全域に配達することができた。
- 高齢者に対する見守りのサポートができた。
- 利用者に異変を感じた配達員からの連絡により、市は関係機関を通じて必要な支援やサービスを提供することで、詐欺事件や孤立死などの重大な事態を防ぐことができた。

医療体制推進寄附講座開設事業（富山県朝日町）

事業の概要

地域医療への貢献及び医療人材の育成を目的とし、町立病院あさひ総合病院において富山大学による寄附講座「地域医療先進学講座」を開設する。

事業の内容

《事業内容》（下線事業内容につき、過疎債充当）

寄附講座(下記内容)開設のため、富山大学に寄附

・高齢者を中心とした診療の実施

・朝日町の地域医療の実態の調査及び研究

・医師養成に関する研究及び教育

・寄附講座教員として客員教授1名と客員助教1名を配置

《総事業費》

<胃腸科外来での診療の写真>

(百万円)	H27
事業費	5
内過疎債	5



主な成果

- あさひ総合病院での高齢者を中心とした包括的診療、地域医療の実態調査、研究、地域医療への貢献
- 富山大学医学科5年生への地域医療実習支援(診療の見学等)等による人材の育成

過疎対策事業債（ソフト分）の活用事例④

足寄町営学習塾運営事業（北海道足寄町）

事業の概要

町内唯一の高校である北海道立足寄高校に通う生徒の学習意欲の高揚、学習習慣と基礎学力の定着・向上、さらには足寄町の未来を担う若者の育成と高校存続を通じた人口減少対策を目的とし、公設民営の学習塾を開設する。

事業の内容

《事業内容》（下線事業内容につき、過疎債充当）

- 指定管理者制度による民間事業者への委託料支払い
 - ・北海道立足寄高等学校生徒に対し、高等学校授業の補完、大学進学等のための講習及び学習指導の実施
 - ・都市部と遜色のない学習環境の提供
 - ・利用者負担の無償化

《総事業費》

平成27年度 35百万円
（うち過疎債 10百万円）



主な成果

- 子育て世代の経済的負担の軽減
- 足寄高校への入学者数の増
- 足寄高校の普通科2学級の維持

年度	H26	H27	H28
入学者数	29名	43名	51名

歌舞伎でまちおこし事業（高知県香南市）

事業の概要

伝統文化の継承を図るとともに、歌舞伎によるまちおこしを推進し、香南市を「歌舞伎のまち」として全国に発信していく。

事業の内容

《事業内容》（下線事業内容につき、過疎債充当）

以下の事業に取り組む組織への補助を行う。

- ①土佐絵金歌舞伎定期公演及び大歌舞伎花形役者による公演
- ②市民によるコミュニティ事業（歌舞伎講座やワークショップ）
- ③訪日外国人等を対象とした、体験型観光メニューの企画開発

《総事業費》

＜土佐絵金歌舞伎定期公演＞

（百万円）	H27
事業費	13.0
内過疎債	5.0



主な成果

- 市民参加のワークショップをきっかけとして新たなメンバーの参加があり、伝統芸能の後継者育成につながった。
- 新演目の掘りおこし及び役者の世代交代により、伝承につながった。
- 訪日外国人等を対象とした、「香南市らしい」「弁天座らしい」体験型観光メニューの企画・開発が開始された。
- 「歌舞伎でまちおこし」の活動を広く伝えることができた。

過疎対策事業債（ソフト分）の活用事例⑤

集落機能再生事業（山口県長門市）

事業の概要

集落の機能再生を図るため、自治会間の合意形成を経た地域協働体の構築を支援し、地域課題の洗い出しや、課題解決の方策の検討と取組に対し助成を行う。

事業の内容

《事業内容》（下線事業内容につき、過疎債充当）

地域協働体構築モデル事業として、協議会の設立助成として上限100千円、また、毎年度の事業費助成として上限500千円の財源支援を行うほか、人的支援として地域担当職員の参画や、高齢化率の高い地域には「集落支援員」を配置する。

《総事業費》

（百万円）	H25	H26	H27
事業費	1.5	3.7	6.0
内過疎債			4.3

＜宇津賀地区での活動＞

宇津賀地区では、耕作放棄地に繁茂する孟宗竹を伐採し、手作りの窯で、竹炭や竹酢液の製造に取り組んでいる。



主な成果

- 平成27年度末までに市内8地区において協働体を設立。
- 他の地区においても、「小さな拠点」の形成に向けた機運が向上。

定住促進事業（佐賀県多久市）

事業の概要

市内に新たに住宅を取得される方等に対し、定住奨励金等を交付することで、定住人口の増加を図り、活気に満ちあふれた地域社会を築く。

事業の内容

《事業内容》（下線事業内容につき、過疎債充当）

定住奨励金、新婚世帯家賃等補助金を交付し、市外からの転入促進や人口流出防止による定住人口の増加を図る。

- ・定住奨励金 20万円/世帯、転入の場合は20万円加算等
- ・新婚世帯家賃等補助金 実質家賃負担の1/2補助（最高1万円）

※事業内容は、「定住促進官民協働プロジェクト推進会議」で意見を伺いながら、2年毎に見直し。

《総事業費》

（百万円）	H23	H24	H25	H26	H27
事業費	15.4	21.7	23.5	24.8	17.9
内過疎債	7.4	12.8	11.4	13.5	15.2

主な成果

- 社会減は、事業開始前5年間の平均が204人であったが、事業開始後の5年間の平均は141人に縮小。
- 受給者アンケートにおいて、奨励金等が市内への転入の要因となったかの問いに対し、「なった」(31%)、「どちらかといえばなった」(37%)との回答で定住人口の増に寄与。

過疎対策事業債（ソフト分）の対象経費②

- サンプル調査の結果によれば、過疎債（ソフト分）の活用事例が多いのは、観光施設維持管理、まつり・花火大会支援、バス路線維持、デマンドタクシー運行、出産給付（出産費助成等）、こども医療費助成、保育料軽減、特別支援教育充実、地域運営組織等交付金、住宅取得等助成の各事業。
- 事業効果が一時的にとどまるものや、非過疎地域においても実施されている個人給付もある。

【サンプル調査において5%以上（下線は10%以上）の市町村で過疎債（ソフト分）が活用されていた事業】

産業の振興		交通通信・情報化	保健福祉・医療確保	教育振興
<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産力強化 ・生産調整等奨励金 ・間伐支援 ・有害鳥獣・病害虫対策 ・地域産品開発支援 ・地域産品プロモーション ・企業立地支援 ・観光プロモーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設改良、修繕 ・観光施設維持管理 ・商工会補助 ・観光協会補助 ・まつり、花火大会支援 ・マラソン等観光イベント ・プレミアム商品券 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路修繕維持管理 ・除雪（施設維持、作業） ・バス路線維持 ・デマンドタクシー ・スクールバス 	<ul style="list-style-type: none"> ・出会い・結婚サポート ・出産給付（出産費助成等） ・こども医療費助成 ・保育料軽減 ・高齢者障害者等移動対策 ・緊急通報システム貸与 ・診療所運営繰り出し 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育充実 ・外国語指導（ALT等） ・給食費助成（無償化等） ・遠距離通学費用補助
				集落整備
				<ul style="list-style-type: none"> ・地域運営組織等交付金 ・地域活動支援 ・住宅取得等補助

サンプル調査：過疎債（ソフト分）の活用率が比較的高い県（山形県、兵庫県、佐賀県）及び比較的低い県（福島県、岐阜県、熊本県）内市町村の平成28年度の過疎債（ソフト分）を活用したすべての事業について、総務省において仕分け・整理したもの。
 これら6県の過疎関係市町村（H28.4現在）109市町村のうち、89市町村が過疎債（ソフト分）を発行。
 上表は、5市町村以上（下線は10市町村以上）で過疎債（ソフト分）が活用されていたすべての事業を記載。

海外の人口減少地域に対する施策に関する調査の結果概要

	基礎データ		地域指定		主要施策	予算・減税額 (対GDP比)	ポイント
	名称等	指標	名称等	指標			
日本	人口: 1億2,645万人 (2018年) 面積: 378万km ² 国家体制: 立憲君主制 GDP: 530兆2476億円 (2016年) 市町村数: 1,719 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少率 高齢者比率 若年者比率 財政力指数 等 	<p>過疎地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村単位 (一部旧市町村単位) 国土の約6割、人口の約1割、市町村の約5割 (2018年) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方財政措置 > 過疎対策事業債 < 予算 > 過疎地域等自立活性化推進交付金 < 税制 > 法人税等の減面償却の特例等 	<ul style="list-style-type: none"> 約4,600億円 (0.087%) (2018年) < 予算 > 約7億円 (0.0001%) (2018年) < 税制 > 約6億円 (0.0001%) (2016年) 	-	
フランス	人口: 6,718万人 (2018年) 面積: 54.4万km ² 国家体制: 共和制 GDP: 255兆3733億円 (2016年) 基礎自治体数: 35,499 (2017年) ※為替レート: 120.34円/ユーロ (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> 人口密度 人口減少の有無、現役世代の人口減少の有無、農業従事者割合 課税型EPCI(広域行政組織)に属すること 	<p>地域活性化区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎自治体単位 国土の約1/3、人口の約1割 (2014年) 	<ul style="list-style-type: none"> 税制 > 企業への法人税等の減免等 < 予算 > 地域活性化優良モデル事業(地域開発プロジェクト)への補助 	<ul style="list-style-type: none"> 約340億円 (0.013%) (2013年) < 予算 > 総額約280億円 (0.011%) (2009年~2011年) 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域活性化区域」を指定し、企業への優遇税制を実施 「地域活性化優良モデル事業」により、地域のイノベーションを促進 	
韓国	人口: 5,127万人 (2016年) 面積: 10万km ² 国家体制: 民主共和国 GDP: 141兆4231億円 (2014年) 基礎自治体数: 227 (2014年) ※為替レート: 0.094円/ウォン (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> 人口密度率 人口密度 住民税(所得割) 財政力指数 成長促進地域は、地域アジェンダが追加 	<p>新活力地域(成長促進地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎自治体単位 国土の約5割、人口の約1割、基礎自治体の約3割 (2004年) 	<ul style="list-style-type: none"> 予算 > 新活力事業等(国土資源開発、地域文化観光開発等への補助) 	<ul style="list-style-type: none"> 約3,260億円 (0.231%)の内数 (2012年) < 予算 > 	<ul style="list-style-type: none"> 「島嶼開発促進法」等に基づくハード中心の地域開発施策に、2004年からソフト中心の施策を追加 2009年から条件不利地域の地域開発に関する予算が減額し、広域発展に関する予算が増額 	
スイス	人口: 842万人 (2017年) 面積: 4.1万km ² 国家体制: 連邦共和制 GDP: 73兆9435億円 (2016年) 基礎自治体数: 2,240 (2017年) ※為替レート: 110.42円/スイスフラン (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> 標高 人口動態 所得 人口動態 所得 失業率 等 	<p>山岳地域投資支援対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎自治体を超えた単位 1,232の基礎自治体から構成される54地域 国土の約2/3、人口の約1/4 (2002年) <p>経済困難地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎自治体を超えた単位 	<ul style="list-style-type: none"> 融投資 > 健康・教育・スポーツ等の施設整備への貸付等 税制 > 企業への連邦法人税の減免等 	<ul style="list-style-type: none"> 約110億円 (0.015%) (2002年) < 融投資 > 約114億円 (0.015%) (2003年) < 税制 > 	<ul style="list-style-type: none"> 2008年に「新地域政策(NRP)」を導入 「格差正中心」から「イノベーション中心」、「ハード中心」から「ソフト中心」、「救済地域施策」から「広域地域施策」に政策を再編 	
ドイツ	人口: 8,274万人 (2017年) 面積: 35.7万km ² 国家体制: 連邦共和制 GDP: 343兆6173億円 (2016年) 基礎自治体数: 12,227 ※為替レート: 120.34円/ユーロ (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> 失業率 所得 	<p>広域地域施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 五大都市の人口集中地域及び都市的な7州の基礎自治体を除くスイス全域 <p>経済構造改善対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働市場地域(全国に258) 人口の約1/4 支援対象地域を3階層に区分 <p>空間整備法</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市を4階層に分類 階層ごとの施設整備水準に基づき公共施設・民間施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> 予算 > 対象地域における民間企業の新規設備投資や拡張投資等へ地域区分に応じた補助・貸付 	<ul style="list-style-type: none"> 約789億円 (0.023%) (2017年) < 予算・融投資 > 総額約442億円 (0.060%) (2016年~2019年) 	<ul style="list-style-type: none"> 平均失業率、所得等に基づき支援対象地域を指定。民間企業の新規設備投資や拡張投資に対し補助・貸付 支援対象地域を3階層に区分し、より支援が必要な地域を優先 憲法の「同等の生活条件」の理念に基づき、多極分散型の空間整備政策を実施 	
(参考) EU	人口: 5億1,246万人 (2017年) 面積: 429万km ² 体制: 国家連合体 GDP: 199兆6,420億円 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> 人口密度 	<p>人口希薄地域</p> <ul style="list-style-type: none"> NUTS 2(EUの地域統計分類単位、EU全域を28区分)単位 	<ul style="list-style-type: none"> 予算・融投資 > 	<ul style="list-style-type: none"> 約42兆3,356億円 (2.13%) (2014年~2020年) < 予算・融投資 > 	<ul style="list-style-type: none"> EU全体で人口密度に基づいて人口希薄地域を指定 人口希薄地域の地域開発プログラムに対して重点的に支援 	

過疎対策の基本的な考え方の国際比較

日本	<p><過疎地域自立促進特別措置法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的は、「人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること」
フランス	<p><地域開発に関する法律></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的は、「都市部と地方部の断裂を埋め、地方の魅力を生み出すこと」 ・「都市部と地方部の断裂」とは、取り残された地方の経済格差や生活環境の格差を、「地方の魅力」とは、恵まれた自然、食資源、景観、リゾートに適した環境などのローカル性を意味している。 <p>(市川康夫埼玉大学大学院准教授ヒアリング調査)</p>
韓国	<p><国家均衡発展特別法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的は、「地域間の不均衡を解消し、地域革新及び特性に合った発展を通して、自立型の地方化を推進することにより、全国が個性あるように、またもれなく良い生活ができる社会をつくるのに貢献すること」 ・「国家均衡発展」とは、地域間の発展の機会均等を促進して地域の発展力量を増進することによって、生活の質を向上し持続可能な開発を図り、国家競争力を強化すること ・「地域革新」とは、地域の人的資源開発・科学技術・産業生産・起業支援などの分野で、地域別条件と特性により地域の発展力量を創出・活用・拡散させること
スイス	<p><山岳地域投資支援法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的は、「山岳地域における経済発展の条件と競争力を向上させ、地域の潜在的な活力を増大させ、僻地集落や我が国の社会経済的な自立性及び多様性を保護し、山岳地域の持続可能な発展を保障し、コミュニティ、地区、地域間の連携を促進し、社会経済的な格差の縮小に寄与すること」※1998年改正後の目的(2008年廃止) <p><新地域政策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的は、「個々の地域の競争力や付加価値の創造力を強化することにより、地域における雇用の創出・維持を支援するとともに、周辺的な地域の人口を維持し、地域格差を縮小すること」 ・スイス国民の間に温度差はあるものの、スイスの山々の自然とそこでの文化の多様性がスイスのアイデンティティの基本にあり、それを維持すべきこと、という点については、かなり広い共通の認識がある ・新地域政策専門委員会の最終報告書では、「スイスの文化と地域の多様性は、他国におけるスイスのイメージの重要な要素であり、それらを維持することは、スイスの社会的一体性を超えた意義を持つこと」があげられている <p>(田口博雄「スイスにおける中山間地域政策の展開と今後の方向性」)</p>
ドイツ	<p><ドイツ連邦共和国憲法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ全国における『同等の生活条件』の確立や全国の法的一体性、経済的一体性の維持が憲法的規則を必要とするときには、連邦はその範囲において立法権を有する <p><空間整備法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部と農村部のバランスのとれた発展を目的に、交通や公共サービスが住民の受容できる距離の範囲内に整備され、生活条件(就業機会、居住事情、環境、交通、公共的サービス)が著しく立ち遅れている地域での改善等が図られることにより、住民が能力・人格の自由な発展機会を持つことが必要である